

平成 29 年

第 5 回 東峰村議会定例会会議録

開会：平成 29 年 6 月 13 日

閉会：平成 29 年 6 月 15 日

福岡県東峰村議会

平成29年 第5回東峰村議会定例会

招集年月日 平成29年6月13日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成29年6月13日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成29年6月15日 12時08分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
村 長	澁 谷 博 昭	教 育 長	室 井 昭 博
副 村 長	岩 橋 忠 助	総務課長	眞 田 秀 樹
企画政策課長	小 林 純 一	住民税務課長	岩 橋 一 成
農林観光課長	梶 原 浩 二	保健福祉課長	室 井 英 信
建設水道課長	野 寄 和 秀	教育課長	室 井 慶 久

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏 名	職	氏 名
議会事務局長	日 野 正		

村長提出議案の題目

議案第 1 7 号	工事請負契約の締結について
議案第 1 8 号	物件購入契約の締結について
議案第 1 9 号	財産の取得について
議案第 2 0 号	東峰村過疎地域自立促進計画の変更について
議案第 2 1 号	平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）について
議案第 2 2 号	平成 2 9 年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）について
議案第 2 3 号	平成 2 9 年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算補正（第 1 号）について
同意第 4 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 5 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 6 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 7 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 8 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 9 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 0 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 1 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 2 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 3 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 4 号	東峰村農業委員会委員の任命について
同意第 1 5 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

同意第 1 6 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
同意第 1 7 号	東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
報告第 1 号	平成 2 8 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告

議員提出議案の題目

選挙第 1 号	東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
発議第 2 号	東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
発議第 3 号	旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会設置に関する決議案の提出について

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第 2 1 条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。(会議規則 1 1 8 条)
2 番 伊藤均議員 3 番 梶原光春議員

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成29年6月13日
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成29年6月13日開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案上程報告
- 日程第 4 村長のあいさつ及び提案理由の説明
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第 7 議案第18号 物件購入契約の締結について
- 日程第 8 議案第19号 財産の取得について
- 日程第 9 議案第20号 東峰村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第10 議案第21号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第22号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第23号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第13 同意第 4号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第 5号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第 6号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第 7号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第 8号 東峰村農業委員会委員の任命について

- 日程第18 同意第 9号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第19 同意第10号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第20 同意第11号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第21 同意第12号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第22 同意第13号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第23 同意第14号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第24 同意第15号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第25 同意第16号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第26 同意第17号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第27 選挙第 1号 東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第28 発議第 2号 東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第29 報告第 1号 平成28年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告

開 会	
議 長	<p>おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、平成29年第5回東峰村議会定例会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>本会議に先立ち、議長の諸般の報告を行います。</p> <p>報告は、お手元にお配りしております議案書の最後のページの、議長諸般報告をもって代えさせていただきます。</p> <p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番 伊藤均議員、3番 梶原光春議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2 「会期の決定について」を、議題といたします。</p> <p>議会運営委員会委員長に、議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>今期定例会の議会運営にあたり、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告を申し上げます。</p> <p>本日招集に係る平成29年第5回東峰村議会定例会の運営につきましては、去る6月5日に議会運営委員会を開会しました。</p> <p>まず、議案につきましては、条例の制定等が4件、平成29年度一般会計の補正予算が3件、同意14件、選挙1件、発議1件、報告が1件、予定されています。</p> <p>会期につきましては、慎重に審議をいたしまして、本日13日から19日までの7日間と決定いたしました。</p> <p>会期日程につきましては、お手元に日程表を配布しております。</p> <p>まず、議案上程後、村長のあいさつ及び提案理由の説明を聴取し、各課長の補足説明の後、通告順に一般質問を予定いたしております。</p> <p>14日には、引き続き一般質問を行い、15日には議案の審議、質疑、討論、採決を予定いたしております。</p> <p>以上、簡単ではありますが、議会運営委員会の協議の概要であります。</p> <p>本定例会が円滑に運営されますように特段のご協力を賜りますよう心からお願いいたしまして、報告といたします。</p>
議 長	<p>ただ今、議会運営委員長より報告がありました。</p> <p>本定例会の会期は、本日13日から19日までの7日間といたしたいと思います。</p>

	<p>お諮りいたします。</p> <p>これに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、6月13日から6月19日までの7日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。</p> <p>事務局長</p> <p>(事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長の議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4 「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>皆さん、改めましておはようございます。</p> <p>本日ここに、平成29年第5回東峰村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにお忙しい中ご参集を賜り誠にありがとうございます。</p> <p>さて、気象庁は今日6日、九州全域と山口県の梅雨入りを発表しました。梅雨入りとしては平年通りですが、梅雨時期は集中豪雨等により大きな災害が発生しやすい時期でもあります。今年も昨年同様に大きな被害がなく、村民の皆様が安心・安全に営みができることを願うばかりです。</p> <p>また台風については、去年は北海道、東北、関東に相次いで上陸し、大きな災害をもたらしました。今年がどのような年になるのか、気にかかるところですが、村といたしましては、梅雨と台風にも万全を期し、しっかりと対応、対策を図っていく所存でございますので、議員の皆様のごさらなるご協力をよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>また、ナガノインテリア宝珠山工場跡地の売買契約を、昨日の12日に執り行いました。取得交渉がスムーズにできましたことは、議長をはじめ議員各位のご理解とご協力の賜物だと改めて感謝を申し上げます。</p> <p>また、本村にとってたいへん有利な条件で購入できましたことと、並びにナガノインテリア工業から永野財団として児童生徒たちの健全育成のために、毎年寄付をいただいておりますことも、衷心より感謝を申し上げる次第です。</p> <p>いずれにいたしましても、村民の皆様方が住んで良かったと思える村づくりに、今後とも議員各位のご協力をよろしくお願いする次第です。</p> <p>それでは、本定例会に執行部から提出しております議案の提案理由の説明をいたします。</p> <p>本定例会においては、契約に伴う議決案件3件、過疎計画の変更、</p>

補正予算 3 件、同意案件 1 4 件、繰越明許費繰越計算書の報告 1 件の計 2 2 件を、提案を申し上げ、ご審議をお願いする次第です。

それでは、議案第 1 7 号からご説明を申し上げます。

議案第 1 7 号、工事請負契約の締結につきましては、簡易水道小石原浄水場系統改良工事の契約にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第 1 8 号、物件購入契約の締結につきましては、消防団の小型動力ポンプ付積載車の購入契約の締結にあたり、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 1 9 号、財産の取得につきましては、東峰村大字福井のナガノインテリア工業株式会社宝珠山工場跡地を、公共用地として取得するための不動産売買契約を締結するにあたり東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 2 0 号、東峰村過疎地域自立促進計画の変更につきましては、道の駅周辺整備事業及び雇用創出促進事業を追加するために、過疎計画の一部を変更したいので、東峰村議会基本条例第 1 0 条の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第 2 1 号、平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれに 6, 8 1 1 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出総額を 3 2 億 8, 7 8 8 万 8, 0 0 0 円とするものです。

主なものとして、歳出では、光地域情報通信費として、ケーブルテレビハイビジョン工事に伴うデータ回線等の追加整備に 4 1 1 万 1, 0 0 0 円、地域おこし支援事業として、地域おこし協力隊の起業支援補助金 1 0 0 万円、農業振興対策費として、地方創生推進交付金、平成 2 9 年度新規採択分のイッピンプロジェクト事業に 2, 0 0 0 万円、有害鳥獣対策費としての防護柵設置工事 7 9 9 万 9, 0 0 0 円、地方再生事業分でライスセンター色彩選別機利用費補助 1 8 0 万円、農業環境整備事業として、農業用水掛橋井堰の改修費 1 1 0 万円、農山村活性化事業費として、ライスセンター玄米保冷庫設置工事に 4 9 9 万 9, 0 0 0 円、農業振興基金事業費として、補助金 1 0 0 万円、商工振興費としてプレミアム付商品券発行に係る補助金を 3 4 4 万円、観光事業費として、道の駅駐車場連絡道設置の測量設計費 5 0 万円、住宅建設事業費として、上町団地の法面や外構工事等の工事請負費 1, 0 0 0 万円などを計上しております。その主な財源としては、受益者負担金、国県補助金、過疎債等を計上しております。

議案第 2 2 号、東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第 1 号）につきましては、簡易水道事業に従事する職員の異動により、

	<p>人件費について計上するものと、小石原浄水場系統整備工事において、外構等の付帯工事設計や管理業務の委託料について、250万円を計上するものです。</p> <p>議案第23号、東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)につきましては、前期高齢者納付金を11万円計上するものです。</p> <p>同意第4号から第14号につきましては、農業委員会委員の任期が7月19日で満了するのに伴い、11名につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>同意第15号から17号につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任にあたり、3名につきまして、地方自治法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものです。</p> <p>報告第1号、平成28年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告につきましては、平成28年度から平成29年度予算に繰越明許費として繰り越す予算につきまして、地方税法第146条第2項の規定により報告するものです。</p> <p>以上が、執行部から提案している案件ですが、皆様方には慎重審議をいただき、ご可決またご承認、ご同意を賜りますようお願いを申し上げます、私の提案理由の説明といたします。よろしくお願ひいたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	次に、日程第5 一般質問につきましては、日程第6から日程第29までの補足説明終了後に行います。
日程第6	
議長	次に、日程第6 議案第17号「工事請負契約の締結について」補足説明を担当課長に求めます。 建設水道課長
建設水道課長	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第17号「工事請負契約の締結について」</p> <p>東峰村小石原浄水場系統改良工事について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成29年6月13日提出、東峰村長名であります。</p> <p>契約の目的 東峰村小石原浄水場系統第2配水池築造工事</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 6,426万円</p> <p>契約の相手方 福岡市博多区博多駅東3丁目11番28号 理水科学株式会社福岡支店 取締役福岡支店長 森下泰行</p>

	<p>備考であります、工期といたしまして、平成30年2月15日まで。</p> <p>工事の場所、東峰村大字小石原1008番地1、工事の概要、第2配水池築造工事ほかであります。</p> <p>以上です。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 議案第18号「物件購入契約の締結について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第18号「物件購入契約の締結について」</p> <p>消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>契約の目的 小型動力ポンプ付積載車購入事業</p> <p>契約の方法 指名競争入札</p> <p>契約の金額 1,208万5,200円</p> <p>小型動力ポンプ付積載車のB2級、1台、第3分団に配属する分でございます。</p> <p>契約の相手方 福岡市中央区平尾3丁目17番6号 株式会社福岡トーハツ 代表取締役 澤田守雄</p> <p>参考といたしまして、納入期限が平成30年1月31日となっております。以上です。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 議案第19号「財産の取得について」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
総務課長	<p>議案第19号「財産の取得について」</p> <p>財産の取得について、下記のとおり不動産売買契約を締結する。よって、東峰村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。</p> <p>平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>取得する財産、土地、所在地、朝倉郡東峰村大字福井字羆2232番地外19筆。</p> <p>地積の合計としまして13,431.83㎡。</p> <p>建物、所在地、朝倉郡東峰村大字福井字羆2232番地外。</p> <p>面積合計といたしまして、5,189.48㎡。</p> <p>取得金額1,000万円。</p> <p>取得目的、公共用地として活用するため取得。</p> <p>契約の相手方につきましては、朝倉市甘木2153番地、ナガノイ</p>

	ンテリア工業株式会社 代表取締役社長 永野貴啓。以上です。
日程第 9	
議 長	次に、日程第 9 議案第 2 0 号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」 補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	2 1 ページでございます。 議案第 2 0 号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」 東峰村過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更したいので、東峰村議会基本条例第 1 0 条の規定に基づき、議会の議決を求める。 平成 2 9 年 6 月 1 3 日提出、東峰村長名です。 提案理由といたしまして、本計画の中の自立促進区分、産業の振興でございますけれども、その事業内容に道の駅周辺整備事業及び雇用創出促進事業を追加するための変更でございます。 次のページをお願いいたします。 2 2 ページでございますけど、そちらに新旧対照表を付けています。改正案のところをご覧いただきたいと思っておりますけれども、別表の(8)観光又はレクリエーションのところでございますけれども、その一番下にですね、道の駅周辺事業というのを追加したものでございます。 この事業につきましては、旧小石原駐在所を道の駅の駐車場として整備する事業でございます、所管のほうは農林観光課でございます。 それから、2 3 ページのほうをお願いいたします。 こちらと同じ別表のですね、(9)の過疎地域自立促進特別事業の中にですね、一番下のところですけども、雇用創出促進事業を追加するものでございます。 こちらにつきましては、村内の企業において、設備投資をするなどしてですね、新規に雇用が出た場合に、採用後半年を経過してから後にですね、申請に応じて一定の額の補助を行う事業となっております。 こちらにつきましても、所管としては農林観光課のほうで担当している事業でございます。以上です。
日程第 1 0	
議 長	次に、日程第 1 0 議案第 2 1 号「平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第 2 号)について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	2 4 ページをお開きください。 議案第 2 1 号「平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第 2 号)」 平成 2 9 年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第 2 号)は、次に定めるところによる。 第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 8 1 1

万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億8,788万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。

25ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入につきましてですが、歳入につきましては、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、村債で、合計6,811万3,000円の補正の計上となっております。詳細につきましては、後ほどご説明申し上げたいと思います。

歳出、26ページをご覧ください。

歳出につきましては、総務費、民生費、農林水産費、商工費、土木費、諸支出金で6,811万3,000円の補正を計上しております。

27ページをご覧ください。第2表、地方債の補正でございます。

地方債の補正につきましては、今補正で過疎対策事業債の商工債を補正で計上しております。限度額については280万円、内容については、プレミアム付商品券の発行に伴います事業に対する起債でございます。

それでは、詳細につきましてご説明を申し上げます。

まず、歳入及び総務課の所管分について、ご説明を申し上げます。

30ページをお開きください。

歳入でございます。

まず、分担金及び負担金の農林水産業費分担金、農業施設整備分担金につきましては109万5,000円、農村環境整備事業で水路改修等についての分担金が29万6,000円、鳥獣被害防止対策事業、防護柵の設置の部分についての分担金が79万9,000円、あと過年度分につきまして、千代丸用水の本体工事分ということで83万8,000円の予算です。

総務費の国庫支出金については、地方創生推進交付金で1,000万円、これはイッピンプロジェクトの補正の計上に伴うものです。

県支出金について、農林水産業県補助金、農業費県補助金で859万3,000円、鳥獣被害防止総合対策交付金で防護柵の事業につきまして322万2,000円、獣肉処理施設の県費補助について537万1,000円を計上しております。

繰入金でございます。

財政調整基金の繰入金4,015万8,000円、小石原川ダム水

	<p>源地域振興整備事業基金繰入金537万1,000円の減、これにつきましては、先ほど県の補助金の獣肉処理施設の分の県費の補助があったということで、基金の繰り入れをですね、歳入の分で調整をしているところです。</p> <p>農業振興基金の繰入金1,000万円、村債につきましては商工債、プレミアム付商品券事業について280万円の予算の計上をしております。</p> <p>歳出につきましては、32ページをお開きください。</p> <p>2款1項14目電算事務費につきましては、使用料及び賃借料で83万9,000円を計上しております。これにつきましては、回線サービス使用料ということで、村の基幹系、住民情報とかの回線をデータセンターと繋いでいる回線が、メイン回線とサブ回線とあるんですが、サブ回線のほうを、今までADSLの回線を使っていたんですが、今回光回線に変更したということで、光回線のほうが、料金のほうが高くなるということで、その分の差額をですね、今回計上させていただいているところです。</p> <p>グループウェアクラウド使用料につきましては、ネットワークの共有化の関係で、村の中にグループウェアのサーバー、皆さんのスケジュールとかを管理するサーバーがあったんですが、それをですね、クラウドという形で外部のホスティングに持って行くということで、その使用料として8万7,000円を計上しております。</p> <p>3款1項3目国民健康保険基盤安定費の繰出金11万円、これにつきましては、国民健康保険事業の特別会計のほうで、担当課より説明があると思いますが、その他繰出金という形になっております。</p> <p>8款1項3目水源地整備事業費については、先ほど歳入のほうで申し上げましたが、歳入の財源の組み替えをしておりますので、歳出の項目については変更がございませんが、予算書に計上しているところです。</p> <p>34ページ、13款県支出金の13款1項1目繰出金については、簡易水道特別会計のほうに21万6,000円の繰出金を行っております。内容につきましては、異動によります人件費の補正計上をしている中で、一般会計より繰り出しをする児童手当分ですね、その分について、繰出金という形で予算を計上しているところです。</p> <p>総務課分につきましては、以上です。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>企画政策課所管の補足をいたします。</p> <p>26ページをお願いいたします。</p> <p>2款1項22目光地域情報通信費でございまして、補正額411万1,000円。</p> <p>失礼しました。ページ数32ページ、2款1項22目光地域情報通信費でございまして、411万1,000円の補正をお願いしていると</p>

	<p>ころでございます。</p> <p>内容といたしまして、工事請負費184万3,000円、それから18節の備品購入費に226万8,000円でございます。具体的な内容といたしましては、ハイビジョン化に伴う追加工事費でございます。</p> <p>ハイビジョン化につきましては、当初予算にてご承認いただいたところでございますけれども、今回補正の内容といたしましては、東峰テレビ局と庁舎間、宝珠山庁舎ですね、の間のデータの転送容量を1ギガバイトから10倍のですね、10ギガバイトに増強する工事と、それに対応する機器の購入費でございます。</p> <p>当初予算の時点ではですね、ちょっと想定ができませんで、ハイビジョン化のですね、事業を進めていく中で、この線が細いということが判明したことに対応する事業でございます。工事でございます。</p> <p>それから、同じ項の26目地域おこし支援事業費100万円、内容としては、19節の負担金補助及び交付金でございます。100万円でございます。</p> <p>内容といたしましては、農家レストランを開設することを目的としておりました地域おこし協力隊員がですね、早くもその目的を実現したいということでございますので、総務省の定めている地域おこし協力隊推進要綱に則りまして、予算を計上させていただいたところでございます。以上です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>同じページ、32ページでございます。</p> <p>6款1項4目農業振興対策費で、委託料といたしまして、イッピンプロジェクト、6次産業化に2,000万円補正するものでございます。</p> <p>29年度分といたしましては、試作品作り、テストマーケティング、商品パッケージ、商品販促ツールの作成、販路拡大に向けたプロモーション、SNSページの開設等、そういった内容を計画しているものでございます。</p> <p>15節の工事請負費ですが、県からの交付決定通知に伴い、有害鳥獣防護柵設置工事に着手するものでございます。延長といたしましては、1,200m実施するものでございます。</p> <p>19節負担金補助及び交付金ですが、これは、色彩選別機利用補助金として180万円計上しておりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、一石6万円プロジェクトがございます。それに該当するものだと、農林観光課のほうでは判断しております。</p> <p>事業計画といたしましては、ライスセンターの事業計画であります4,500俵を色彩選別機にかける場合、1俵当たり400円の補助をすることで、180万円を算出しております。</p> <p>この補助の対象となる農家につきましては、属人属地ということで、</p>

東峰村在住又は東峰村で農地を耕作する者、その農家を対象にしたいと思っております。

ただし、対象施設は、東峰村のライスセンターのみを対象施設として考えておるところでございます。

次に、6目農村環境整備事業ですが、委託料として千代丸分水路分筆登記委託料、これは、水路の置き換えを行いましたので、測量にかなりの費用がかかるようでございます。73万4,000円補正するものです。

次に、15節工事請負費ですが、掛橋井堰改良工事。これは、掛橋の井堰の土砂ばきを今回、頭首工の橋のほうに設置するものでございます。

22節の補償補填及び賠償金につきましては、千代丸分水路の設置に伴いNTT柱移転補償を行うものでございます。電柱の移転数は2本移転するものでございます。

続けて、17目の農山村活性化事業費ですが、12節の役務費では荷受けスペース確認申請完了検査手数料ということですが、これはライスセンターにコンテナ置き場が不足しておりますので、その部分を追加するための役務費でございます。

同じく13節の荷受けスペースの建築に係り監理業務を行うための費用でございます。

工事費については、28年度の繰越し事業費の中で行うところでございます。

あと、15節の工事請負費510万7,000円ですが、これにつきましては、ライスセンターの玄米保冷庫の設置工事に係るものでございます。

次に18目の農業振興基金事業費、19節負担金補助及び交付金でございますが、これは、東峰村農業振興基金の活用策について、6月5日の日に中山間集落協定代表者会議を行いまして、使途を決定することができましたので、それに伴いまして1,000万円繰入れを行い、この19節で補助金として1,000万円計上しているものでございます。

次に、7款1項1目商工振興費ですが、負担金補助といたしまして、プレミアム商品券発行に係る商工会補助金344万円でございますが、プレミアム商品券は例年どおり4,000万円発行する予定でございます。それに係る1割の400万円について、県が30%、村が70%負担することとなっておりますので、7割の280万円、それプラスの事務費64万円で、344万円を計上しているものでございます。

次に、7款2項1目観光事業費ですが、事業費として15万円、これは、松尾城のぼり旗土台修繕ということで計上しております。

前回、26年に丸太材を利用して設置したわけですが、腐食が進ん

	<p>で安定していない状態になっておりますので、改修を考えておるところでございます。今回の改修にあたっては、同様の改修をやりますとですね、また何年もつかという話になりますので、できれば県のほうに申請を行ってですね、コンクリートなり鉄骨等の土台を設置するように申請を考えておるところでございます。</p> <p>次に、13節委託料ですが、道の駅駐車場連絡道設置測量設計、これは、駐在者解体後にですね、道の駅から小石原庁舎の駐車場右下のほうへ連絡道、歩道を設置したいと考えております。大型バスをメインに、駐車場に入れるようにですね、そのような設計を行いたいと思っておるところでございます。</p> <p>役場前の駐車場にあります門柱、植え込み、診療所の一部等をですね、撤去することになろうかと思っております。以上です。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>34ページをお願いいたします。</p> <p>8款4項2目住宅建設事業費、補正額1,000万円、こちらにつきましては、15節の工事請負費、上町団地整備工事ということになります。</p> <p>今現在のところ建設に係ります全体的な進捗といたしましては、30%ほど進んでおります。完成は9月を見込んでおりまして、8月あたりから募集開始というようなところでありますが、これに際しまして、支障木の伐採、それから落石防止、水路の新たな整備50m、法面を600㎡ほど張芝等を行い、周辺整備をですね、進めていく上での積算上しましたところ、1,000万円の補正ということで計上させていただきます。以上です。</p>
日程第11	
議長	<p>次に、日程第11 議案第22号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>建設水道課長</p>
建設水道課長	<p>35ページ、議案第22号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」</p> <p>平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。</p> <p>歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,539万3,000円とする。</p> <p>第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。</p> <p>平成29年6月13日提出、村長名であります。</p> <p>36ページをお願いいたします。</p>

	<p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入。 繰越金21万6,000円、合計2億1,539万3,000円。 総務課長の説明より、一般会計よりの繰入金というふうになります。 37ページ、歳出、総務費689万7,000円、1億9,662万9,000円。 基金積立300万2,000円の減額、0円。 予備費367万9,000円、86万9,000円。 補正額の合計、差し引き21万6,000円、合計2億1,539万3,000円となります。 40ページをお願いします。 途中はちょっと割愛させていただきまして、40ページ。 歳入、繰入金、こちらは一般会計の繰入金で21万6,000円となっております。 41ページ、歳出、こちらは総務課長のほうより説明がありましたとおりであります。総務費、総務管理費、一般管理費、補正額439万7,000円、給与、手当、共済費、負担金補助及び交付金となっております。 2目小石原浄水場系統管理費250万円、委託料250万円、小石原浄水場系統設計業務ということで、本来ですと当初予算に計上すべきところでありましたが、こちらに250万を計上させていただいております。 内容につきましては、第2配水池周辺のですね、第2配水池築造工事の周辺に係る設計及び管理費となります。 それから、3款1項1目基金積立金、補正額300万2,000円の減額、それから、予備費から367万9,000円の減額をもちまして、補正予算を計上ということでさせていただきます。以上です。</p>
日程第12	
議 長	<p>次に、日程第12 議案第23号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について」 補足説明を担当課長に求めます。 保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>42ページをお願いいたします。 議案第23号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）」 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。 第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,808万9,000円とする。 第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」</p>

	<p>による。</p> <p>平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>43ページをお願いいたします。</p> <p>第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。</p> <p>繰入金11万円でございますが、一般会計からの繰り入れでございます。</p> <p>44ページをお願いします。</p> <p>歳出ですが、前期高齢者納付金でございます、11万円の補正でございます。</p> <p>47ページをお願いいたします。</p> <p>2、歳入、繰入金でございますが、一般会計繰入金で11万円の補正でございます。</p> <p>48ページをお願いいたします。</p> <p>3の歳出ですが、4款1項1目前期高齢者納付金の19節負担金補助及び交付金でございますが、11万円の補正でございます。これにつきましては、前期高齢者納付金の確定による補正でございます。</p> <p>以上で補足説明を終わります。</p>
<p>日程第13 ～日程第2 3</p>	
<p>議 長</p>	<p>次に、日程第13 同意第4号から日程第23 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」は、一括して補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>総務課長</p>
<p>総務課長</p>	<p>49ページをお開きください。</p> <p>同意第4号「東峰村農業委員会委員の任命について」</p> <p>下記の者を東峰村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。</p> <p>平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>同意第4号から同意第14号まで、11名について任命の同意の案件でございます。</p> <p>まず、同意第4号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字小石原1354番地10、長沼武久。</p> <p>50ページをお開きください。</p> <p>同意第5号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字小石原934番地2、氏名、手嶋順介。</p> <p>51ページ、同意第6号、住所、朝倉郡東峰村大字小石原鼓1925番地1、氏名、小野修三。</p> <p>52ページをお願いします。</p> <p>同意第7号につきましては、朝倉郡東峰村大字小石原鼓412番地、氏名、井上一博。</p>

	<p>53ページ、同意第8号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山5457番地1、氏名、小野貞己。</p> <p>54ページ、同意第9号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山4350番地、氏名、熊谷さかえ。</p> <p>55ページ、同意第10号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山2917番地、氏名、熊谷文夫。</p> <p>56ページをお開きください。</p> <p>同意第11号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山1493番地、氏名、室井豊。</p> <p>57ページ、同意第12号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字宝珠山6320番地、氏名、大倉八郎。</p> <p>58ページ、同意第13号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字福井1853番地、氏名、熊谷宏一。</p> <p>59ページ、同意第14号につきましては、住所、朝倉郡東峰村大字福井2324番地1、氏名、伊藤勝義。</p> <p>以上、11名につきまして、提案の理由といたしましては、現委員の任期が平成29年7月19日をもって満了するのに伴い、新たに任命するために、11名について、議会の同意を求めるものでございます。以上です。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>私のほうからは、候補者の選任について、補足をいたしたいと思えます。</p> <p>まず、募集につきましては、初回の、今年度第1回目の区長会、また4月15日の全戸配布チラシ並びに東峰テレビで応募または推薦について、広報を行ったものでございます。応募期間は4月20日から5月19日までの1カ月間でございます。</p> <p>募集を締め切りまして、6月1日に農業委員候補者評価委員会を開催し、11名の候補者を決定したものでございます。</p> <p>この評価委員の構成は、区長会正副会長、副村長、総務課長、農林観光課長の5名で構成されるものでございます。</p> <p>今回の農業委員会等に関する法律の改正では、過半数を原則として認定農業者とする。中立な立場で、公正な判断をすることができる者を1人以上入れる。女性、青年も積極的に登用するとあります。</p> <p>認定農業者につきましては、4分の1を切る場合、農林水産大臣の承認を得ることとされておりますので、評価委員会が終了後承認申請を行っております。その結果、6月7日付で農林水産大臣の承認を得ております。</p> <p>次に、中立公正な立場の者としましては、11名中1名、役場職員のOBがおりますので、その立場の者に該当するものと思っております。</p> <p>女性、青年につきましては、28年度にですね、改選と言いますか、</p>

	<p>新しい制度を取り入れた自治体が数多くあるわけですが、全国の年齢構成と同様にですね、60代が大半を占める結果となっております。約7割の方が60代となっておりますのでございます。以上です。</p>
日程第24	
議長	<p>次に、日程第24 同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>60ページをお開きください。 同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を、東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。 平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。 氏名 重石豊臣 住所 朝倉郡東峰村大字福井2638番地2 提案理由といたしましては、固定資産評価審査委員会委員の岩下元二氏の任期が平成29年6月22日をもって満了となるため、新たに重石豊臣氏を選任することについて、議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。 略歴等につきましては、お手元に配布しておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上です。</p>
日程第25	
議長	<p>次に、日程第25 同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長</p>
総務課長	<p>62ページをお開きください。 同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を、東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。 平成29年6月13日提出、東峰村長名でございます。 氏名 元永彰一 住所 朝倉郡東峰村大字小石原883番地6 提案理由につきましては、固定資産評価審査委員会委員の元永彰一氏の任期が平成29年6月22日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第423条第3項の規定により、この案を提出するものでございます。 略歴等につきましては、お手元に配布しているとおります。以上です。</p>

	す。
日程第 2 6	
議 長	次に、日程第 2 6 同意第 1 7 号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	6 4 ページをお開きください。 同意第 1 7 号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」 下記の者を東峰村固定資産評価審査委員会の委員に任命したいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。 平成 2 9 年 6 月 1 3 日提出、村長名でございます。 氏名 川村卓三 住所 朝倉郡東峰村大字福井 2 6 9 2 番地 提案理由、固定資産評価審査委員会委員の川村卓三の任期が平成 2 9 年 6 月 2 2 日をもって満了となるため、引き続き同氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第 4 2 3 条第 3 項の規定により、この案を提出するものでございます。 略歴等につきましては、お手元に配布のとおりです。以上です。
日程第 2 9	
議 長	次に、日程第 2 9 報告第 1 号「平成 2 8 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 補足説明を担当課長に求めます。 総務課長
総務課長	それでは、7 0 ページをお開きください。 報告第 1 号「平成 2 8 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 2 8 年度東峰村繰越明許費繰越計算書を次のように報告する。 平成 2 9 年 6 月 1 3 日提出、東峰村長名でございます。 下の表をご覧ください。 平成 2 8 年度から 2 9 年度の予算に明許繰越費として繰り越す分の内訳になっております。 まず、2 款 1 項電算事務事業につきまして 1 8 万 3, 0 0 0 円、これにつきましては、番号制度の関係の事務費の負担金についての繰越しでございます。 次に、2 款 1 項ゲストハウス拠点整備事業につきましては、2 8 年度地方創生の推進交付金をいただいた分で 1 億 1 6 3 万円の繰越額となっております。 3 款 1 項臨時給付金給付事業につきましては、1, 2 4 2 万 3, 0 0 0 円を計上しております。これは、国の制度の 3 月補正に上げておりました、この分の繰越しでございます。

	<p>6款1項農業振興対策費6,000万円、これにつきましては、28年度に採択されておりますイッピンプロジェクトの事業の分の繰越しでございます。</p> <p>6款1項農山村活性化事業費3,176万8,000円、これについては、ライスセンターの連絡道荷受けスペースの工事費の繰越しの金額となっております。</p> <p>8款2項村道改良舗装事業6,170万円、これにつきましては、橋梁補修の関係で3,000万円、杷木・宝珠山線の改良で3,170万円、合わせて6,170万円の繰越しでございます。</p> <p>8款4項公営住宅建設事業費1億1,955万6,000円、これにつきましては、上町公営住宅につきましての建設工事費、設計監理費についての繰越しの計上でございます。</p> <p>9款1項消防施設維持管理事業436万5,000円につきましては、県が実施しております県防災行政情報ネットワーク事業が、本体の県の事業のほうが繰り越しておりますので、村として29年度のほうに同額436万5,000円を繰り越しているものでございます。</p> <p>財源内訳につきましては、お手元に配布している分でご確認をいただきたいと思っております。以上です。</p>
休憩	
議長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時30分)</p>
再開	
議長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
日程第5	
議長	<p>日程第5 一般質問を行います。</p> <p>一般質問は8名の議員より提出されています。</p> <p>なお、一般質問に際し、会議規則において、質問者は質問、答弁者の時間を含め持ち時間は60分以内となっています。</p> <p>通告に従いまして、順次一般質問をお願いいたします。</p> <p>答弁者、村長以下執行部の皆さんの明瞭、明確な答弁を期待いたします。</p> <p>それでは、質問に入ります。</p> <p>3番 梶原光春議員の質問を許可します。</p> <p>3番 梶原光春議員</p>
3番	<p>それでは、通告書に従い、村長以下担当課長に質問を申し上げます。</p> <p>まず、美しく安全で暮らしやすい村づくりということで、道路交通網の整備について、これは、私が1年目のときにも質問したと思いますが、その後の進捗状況、今現在の状況について、お尋ねします。</p> <p>まず、この県道八女・香春線の進捗状況ですけれども、その前に、この県道八女・香春線の岩屋駅までの工事が終了して、その後何年間停</p>

	滞っていたのか、その辺からお聞きします。
議 長	村長
村 長	<p>原則としてですね、停止期間はありません。</p> <p>岩屋駅までの工区でございますけれども、平成22年から23年度県の単独予算において延伸のための調査を行っております。したがって、21年度に工事が完了しておりますので、その後やったということですね。</p> <p>それから、24年度から国の交付金事業が採択されて、25年、26年度に詳細設計及び用地交渉を行っております。</p> <p>27年度から竹福祉会館の解体工事をはじめ一部の道路の拡張工事を行っておりますので、原則として停滞期間はないということでございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>確かに準備期間等があったのは事実でございます。それは、なぜ準備期間があったかと言いますと、事情を申せば岩屋の鳥居口まで、これはもう決定してたんですが、その後こちらのほうから、地区のほうから岩屋橋の赤橋のところまでの延伸工事をお願いしました。</p> <p>その後、県のほうからですね、交流館までどうせならやりましょうと。それは火祭りとか、そういうことの一歩の理由があるんですが、そういうことで確かに伸びました。</p> <p>ですけども、現実問題として地区の皆様方、岩屋の屋椎の地区の人たち、竹地区の人たちですね、非常に工事の進捗状況が進まない。いつになるのか、いつになるのかと言いながら、実は亡くなられた方も、道ができるのをですね、楽しみにしながら亡くなられた方も多ございます。</p> <p>その間にですね、行政としては何を陳情、若しくはですね、促進活動を行ったかどうか、その辺の記録があればですね、お知らせいただきたい。</p> <p>なぜなら、私がこういうことを一つも聞いたことがないわけなんです。これは、実際に工事として動き始めたのは、小川知事が任期の1期目にですね、私どもの竹棚田若しくは小石原を最初のふるさと訪問に来られまして、そのときに私どもと、竹棚田委員会のほうとの話し合いの中で要望を出されました。知事にですね。</p> <p>その後急激にですね、次の年から工事の概略図、道路の概略図、そういったものを予算とかそういった説明を竹、岩屋地区になされました。それによって進んだと思います。</p> <p>当時の議員と村長、その辺のところはどういう陳情活動をしたのか、その辺を教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当時のですね、村長、議員の活動については、詳細についてはお答えできませんが、現時点におきましては、主要地方道八女・香春線国</p>

	<p>道昇格促進協会期成会という形ですね、毎年県並びに国及び国会議員等の早期完成の要望活動を行っております。</p> <p>また、東峰村国道期成会において、要望等事項の確認並びに福岡県の要望活動を行っているということでもあります。</p> <p>先ほど議員がおっしゃいましたように、なかなか本工事が、進捗が感じられないということで、昨年私は、県の土木部長それから用地課長に直接お会いをいたしまして、用地交渉の取得それから工事の進捗につきまして要請をしたところであります。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
2 番	<p>なぜ停滞期間がですね、こんなに長かったかと、やっぱりその辺のところは毎年皆さんが、地区の人たちが思われていたわけですね。</p> <p>なぜなら東峰村において、一番危険な地域が竹と現在残っている屋椎地区のですね、岩屋駅から上ですね。離合もできないと。先日火祭りのときも非常に渋滞がですね、長くかかりました。</p> <p>ということは、離合ができないから、一方通行でしか進む方法がないと。一方通行で、駐車場もそんなにないので、林道に停めているもんですから、それを下らせないと、下の車は出られないというような状況なんですね。</p> <p>ですから、これはもう長年みんなが要望していることでもあるし、早くしないとですね、本当に亡くなってから、とうとう道路ができんまま死んでいったという形に、みんな思っているわけですね。</p> <p>なぜこんなことを、何度も何度も私が申し上げるかということ、あそこに看板が出ていたんですよ。岩屋駅まで拡幅されたときですね。</p> <p>「この道路は自動車税、ガソリン税でつくります。」ということが、はっきりと看板を建設省が立てられたんですね。ですから、すぐ始まるものと、私らは思っていた。だけど現実問題はスタートがしないと、全然動かないと。</p> <p>次々と、例えば確かに全線ですね、交流館まで1.5kmほどございます。その間の買収とか、いろんな図面とか地質調査すれば、当然それぐらいかかるんですけども、今になって思えば、鳥居口までを先にやっとして、その後にしたほうがよかったんじゃないかなというふうに思っているところではあります。</p> <p>ですから、そういった看板がわざわざ立てて、やっぱり途中で撤去したんですよ。やっぱり都合が悪くなったんでしょうね。できないから、すぐできないから。</p> <p>ですから、その辺のことは村長、ご存じですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>自動車税等ですね、看板については承知はしておりません。</p> <p>しかしながら、竹地区それから岩屋地区の住民の皆さんからの要望等は、いろいろとお聞きしておりますので、私としても、今年4月、朝倉県土事務所の所長も代わりました。その代わった時点におきまし</p>

	<p>て、この八女・香春線の件につきましては、再度確認それから要望等は行っております。</p> <p>そして県会議員の先生にもですね、強くお願いをいたしまして、今年度予算につきましては、1億5,000万の予算の確保ができていくということも聞いております。</p> <p>しかしながら、これが用地買収も含む1億5,000万ということでございますので、果たして工事費のほうにどのくらい回るかの詳細については、まだつかんでおりません。</p> <p>そういった中で私としても、この八女・香春線の早期の工事の完成に向けましては、できるだけ取り組みはやっているところでございますので、またそういった新しい動き等があればですね、地区の方それから議員にも知らせていきたいと思っております。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>ではですね、現在の用地買収状況、何パーセントで、まだ未収というのがあるのか。</p> <p>それから、じゃあ、それが終わった場合、今年度から工事に仮に多少なりともかかるとして、じゃあ、何年度に完成するのか、その辺の見通しはいかがでしょう。</p>
議長	村長
村長	<p>県土事務所のほうに確認をいたしましたところ、平成29年5月現在で工区の半分程度が用地交渉の買収は完了しているようでございます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>では、未収のですね、まだ買収できてない位置は、どこどこって分かりますか。</p>
議長	建設水道課長
建設水道課長	<p>直接的な回答はできかねますが、先ほど村長のほうより答弁がありましたように、今年度1億5,000万、工事費と用地費が主な予算の配分だというふうに聞いております。</p> <p>相手方がおられるということですので、その配分と個所についても、把握自体もできておりませんが、相手方がおることですので、明快な回答はできかねます。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。まだ未収分はできないということですね。</p> <p>じゃあ、工事予定はどういうふうになっていますか。</p> <p>私が昨年るとき県土木のほうとの話し合いの中で聞いた範囲では、33年度までには終わるという予定でしたけれども、今年用地買収課も建設課も担当が代わっております。3年間近くおられた方ですね。</p> <p>また一からということになりますと、いつも言うことですが、行政のやることは、担当が代わったたんびに停滞するというような話なんです。ですから、工事予定はどの辺までになっておるか、課長は</p>

	分かりましたらお願いします。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>先日より朝倉県土整備事務所のほうに、一般質問の内容についての確認ということで、道路課建設系のほうと情報のやり取りをさせていただいております。</p> <p>やはり昨年度も多額の予算配分はいただいていたようですが、それが執行できなかったという部分は確かにあるかと思えます。</p> <p>やはり建設現場というか、建設を担当されてある部局におかれましては、やはり区間としてまとまった供用が見込める区間でないと着工できないと。その用地ができてない部分についてはですね、不確かな部分については着手できないという部分があるように聞いております。</p> <p>今年度も1億5,000万なり工事箇所についてのですね、質問、問い合わせをさせていただきましたが、はっきりした回答はできませんというような回答をいただいております。申し訳ありません。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	それではですね、行政は今後期成会だけの会議の結果を持って、県土木若しくは県のですね、土木部長のほう若しくは知事のほうに陳情に行くのか、今後の方針をお伺いしたい。
議 長	村長
村 長	<p>期成会とは別ですね、私たちも県のほうにつきましては動いております。また、先生方にもお願いをしております。</p> <p>そういったことで、今後につきましても県の土木部長並びに朝倉県土事務所、それから議員の先生方をお願いし、早期着工、早期完成に向けての努力はさせていただきたいと思っております。</p> <p>しかしながら、昨年もそうでしたが、なかなか用地交渉が完了いたしませんと、せっかくの補正予算まで付けていただいていたんですけども、それが流れたという経緯等もありますので、この件についても県土事務所のほうには苦情を申し上げております。</p> <p>したがって、今年度はそういったことがないように私どもも十分注意をして、早期完成に向けて頑張りたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>結局ですね、21年度から停止して、それから今年は29年度、8年間の停止というふうには一般的には見られるんですね。途中の経過は別にしてですね。</p> <p>なぜなら大行司から岩屋駅までの4km近い県道八女・香春線は随時行われてきたわけですよ。次々とですね。なぜ竹、岩屋、屋椎地区の上だけがですね、後から一々整備事業として予算を取らないかんのかと。その前の段階から本来なら行政はやるべきだったと。21年度に岩屋駅まで終わるって分かりきったことですよ、誰が考えても。</p> <p>だから、そういう1つのことをですね、何か竹と屋椎の地区の人た</p>

	<p>ちだけはほっぼらかしとってもいいんじゃないかなというような感じが、やっぱりみんな受けているんですよ。</p> <p>ですから、今後は非常にですね、強い気持ちを持って陳情若しくは土木事務所にお伺いを立てるだけじゃなくて、こちらから積極的に、私もそうですが、働きかけを行っていただきたいと思いますが、その辺どうでしょうか、村長。</p>
議 長	村長
村 長	<p>当然私どもも全力を挙げて、この問題については取り組みたいと思っておりますし、また、議員のお力添えも得てですね、一緒にまた行動等もできればお願いをしたいと思っております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>じゃあ、そういうふう強い気持ちでお願いしたいと思います。</p> <p>次に行きます。</p> <p>危険な村道の改良をですね、改良とか拡幅ですね。</p> <p>これは一例を挙げますが、奥竹の伊藤国雄さんのところから伊藤英紀さんのところまで出る、ここの5軒ほど家がありますけども、昔から悲願であましたけど、1 m 8 0 ぐらいしかないんですね、有効幅員が。</p> <p>何度も車を落としたりとか、そういうことが多々あるわけです。私たちがあそこを通るときは非常に嫌な気持ちでですね、必死の気持ちで運転するわけですけども、この村道の拡幅ということはですね、これは何度もこの話は、たぶん私が議員になる前から出たと思うんですよ。</p> <p>ここだけじゃなくてですね、例えば梶原修二さんのところから上る中道の拡幅、これも実は先日の火祭りのときも、側道というか側溝に落ちてですね、大きなケガにはならなかったんですけど、グレーチングやら蓋がないもんですから、落ちてからですね、2、3人の方が落ちたという話を担当のスタッフから聞いたんですけど。</p> <p>そういったところを、村道の確認ですね、せめて救急車と消防車が入るようにですね、してもらいたいんですけども、そこの考えについて。これは、竹だけじゃないと思います。他のところも村道でから狭いところがあると思うんですよ。</p> <p>ですからその辺のですね、拡幅というか、救急車、消防車を入れるためのですね、これは東福井にもありますね、村道であると思います。村道でなければ里道でしょうけれども、でも生活道路として使っているんだったら、やっぱりせめて4 m ぐらいはですね、道を入れてあげていただきたいと思うんですけども。</p> <p>その辺の考えとこれからの行動について、お尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃられるようにですね、やはり安心・安全な生活をする上では、当然道路というのは最も重要な位置を占めると思います。</p>

	<p>本案件につきましても、地区からの要望書も上がっておりますし、また、ゲストハウスの用地取得の関係で、この部分の大部分が村の土地となりましたので、この件につきましては、当然ゲストハウスの事業等の絡みがありますけれども、早急に対応していきたいと思っております。</p> <p>また、他の村道等につきましても随時、これは先ほど言いましたように、安心・安全な生活を行うためには必要でございますので、整備等は行っていきたいと考えております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>いろんな村ですね、村長以下皆さんがご苦労されているような住宅等を建てます。確かにそれも必要でしょう。暮らせるのも必要ですね。</p> <p>ですけども、やっぱり日常的に毎日使う道路です。これはもう日本全国どこに行っても変わらないんですね。まずインフラ整備、これが第一なんです。そのあとにほかの付帯設備がついてくる。</p> <p>だから、せめて車を持たない社会の昭和30年代ぐらいだったらいいですよ、それは1m50であろうと1mであろうと、人間が歩ければいいんですけども。やはりこれだけの車社会になった場合には、やはり車がなければ生活できない。もう高齢者になります。後期高齢者というか、およそ50%超えている。そういった人たちがやっぱり安全に運転できるだけの道路の拡幅というのは、まず第一だろうと思えます。ですから、それを強く求めて、お願いしておきます。</p> <p>続いて行きます。</p> <p>障がい者の福祉充実についてと。</p> <p>障がい者の方、知的障がい者の方もおられるし身体障がい者の方もおられます。私も障がい者の一部ですけども、障がい者の支援体制についてお尋ねします。</p> <p>まず、国の福祉政策のうちですね、種々の障がいので働くことのできない方々、難しい人への支援内容はどんな制度があるのでしょうか。それを教えていただけたらと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと1つ戻りますけれども、村道等の拡幅等につきましては、できるだけ村としてもやっていきたいと思えます。</p> <p>そういった中で用地交渉等ですね、やはり問題等が一番残りますので、そういったところにつきましては、議員各位のご尽力をよろしくお願ひしたいと思っております。</p> <p>それから質問の件でございますけれども、障がい者に対しての支援体制の確立につきましては、私もたいへん重要なことであり対応していきたいと思っております。</p> <p>現在の支援体制については、担当課長のほうから報告をさせていただきます。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課長	<p>障がい者福祉サービスの訓練等給付の中にですね、就労継続支援の雇用型と非雇用型があります。一般企業等で就労が困難な人に働く場の提供をするとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービスがあります。一般企業への就労を希望する人に対しても就労移行支援というサービスがあります。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>そういう支援制度をですね、あるということであれば、村としての現在の支援体制はどんなのがありますか、教えてください。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>村としましては、障がい者自動車運転免許取得費補助事業や身体障がい者用自動車改造助成事業を行っております。</p> <p>障がい者自動運転免許取得費補助事業は就労等が見込まれる障がい者への支援として、自動車運転免許証の取得費用の一部を助成するものです。</p> <p>また、身体障がい者用自動車改造助成事業は、就労等に伴い身体障がい者自らが所有し運転する自動車の運行上必要な改造について、費用の一部を助成するものです。</p> <p>また、まごころ製品購入として、障がい者就労施設からの物品の調達方針を定め、役場全課挙げて物品の購入に努め、障がい者の収入アップに向けて取り組んでおります。</p> <p>さらに福祉タクシー利用券の発行や国の制度を利用した移動支援事業により移動の支援を行ったり、また特別障がい者手当、障がい者年金の申請等の案内も行っております。以上です。</p>
議長	3番 梶原光春議員
3番	<p>それだけの支援体制があればですね、ある程度生活は成り立つんじゃないかなと、私は思うんですが。</p> <p>続きましてですね、障がい者をもつお子さんの保護者の方たちへの支援拡充はありますでしょうか。</p> <p>なぜかと言えば、一般的な考え方として、障がい者を持たれている保護者の方たちというのは非常にご苦労されております。そのために病院に行ったりとか、そのためにですね、自分が正社員として働けないというのが、なかなか難しいという状況があると思うんですよ。世の中に一般ですけどね。日本の中にもそういったことがよくニュースになります。</p> <p>ですから、そういったことをですね、やっぱりそこに貧困が生まれるということなんですね。非常に苦しい生活を強いられているという方もおられると思います。</p> <p>ですから、そういった方々へのですね、支援内容、支援対策は、村としてはどんなものがありますか。また、そういう方々は、お名前をお伺いするわけにはいかないんで、プライベートなことでするので、何名ぐらいおられるのか、その辺のことをお尋ね申し上げます。</p>

議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>現在、日中一次支援事業といたしまして、障がい者の家族の就労支援及び障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とした支援事業や短期入所事業として、自宅で介護を行う方が病気の場合など短期間、障害者福祉施設へ必要な介護を行う支援事業を行っております。</p> <p>今後も国県の制度を活用しながら、親御さんたちへの支援も含めて充実を図っていきたいと思っております。</p> <p>今、日中一次支援のですね、サービスを受けていらっしゃる方が1名ほどいらっしゃいます。以上です。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3番	<p>分かりました。</p> <p>さらにですね、充実していただいて、生活が困らないように、そこを重点的に活用していただきたいとお願いをしておきます。</p> <p>それから、この村で最大の雇用職場と言えば役場ですね、農協じゃないんですね。役場では障がい者をですね、確か雇用せないかんという法律があると思うんですよ。今、私が見渡した限りではないですよ。間違っていたら訂正していただきたいんですけど。その辺、これからはですね、障がい者の方々を雇用する考えと体制はとれるのかどうか、お尋ねいたします。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>障がい者を村職員としての雇用というお尋ねでございますが、職員といたしましても、一般行政職また労務職、また非常勤職員等ございますが、村としてですね、平成29年3月に策定しております第2次東峰村障がい者計画の中で、目標を平成38年度までの目標として、2名の雇用を目標として掲げております。</p> <p>現状はですね、非常勤職員ということで、1名の雇用の実態ではございます。ただ、2名の目標に向けてですね、今後とも実際どのような形での雇用をするかというビジョンについては、まだはっきり見えていないものがございますが、目標に向けてですね、2名の雇用の目標に向け重点方針を取っていくということでご理解いただきたいと思っております。以上です。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3番	<p>障がい者の方たちを雇用するということは、例えば車いすの方であれば、当然そういったものの障害を取り除く工事が必要ですし、知的障がい者の方だったらそういうですね、横に介護を付けなきゃいかんとか、そういったことも出てくると思いますけども、これだけこの市町村でもですね、やはり障がい者の方を雇われております。やっぱり村としてですね、恥ずかしくないというような体制はとっていただきたいと。</p> <p>続きまして、行きます。</p>

	<p>これも同じことというか、皆さんから、他の議員の方からも出ておりますけども、行政の代行業務の簡素化ですね、役職の削減についてお尋ねいたします。</p> <p>何度も申し上げますが、配布物の多さ、それから役職ごとの多さ、それが非常にやっぱりこれだけの高齢化の村になってきました。現実問題として、夜は運転できないとか、目が悪くてできないという人が多くなっております。</p> <p>ところが、区長会とか会議というのは夜に行われるということなんです。そうすると、しるしいという話ですね。</p> <p>ですからこの辺のですね、根本的に考えを変えていかないといけないと思うんですよ。東峰テレビをつくったのは何のためかと、行政の連絡事項、そういったものを皆さんに知らしめるためであると、刊行物、そういったものを少なくするためであるということ、あれがつくられた。</p> <p>だけど現実問題としては、有線放送でまず流す、こういうものがあります。それは東峰テレビを見てください。そして刊行物を流すと。3つでやっているわけですね。</p> <p>東峰テレビを見ないというから刊行物を流すと。刊行物を見ないというなら東峰テレビを見てくださいと。無線も聞いてください。この3つだったら大丈夫でしょうということなんですけども。</p> <p>でも、これはたちごっこですね、どれかを1つやめない限りは、いつまで経っても、こうだからこうだからということですね、たちごっこで本当にですね、進まないと思うんですね、簡素化というのがですね。</p> <p>刊行物なんか、正直言って、私なんか半分見ればいほうですね、ざっと目を通してから、あとはごみ箱行きというのが、半分ですよ。</p> <p>ですからですね、やっぱりその辺はですね、考えないといけない。</p> <p>ちなみにですね、竹地区の役職ごとというのは21あるんです。それはもうお寺から、それから神社からですね、それから婦人会からいろいろなのがあります。毎年それをやらなきゃならん。段々人間は減ってくる。</p> <p>地区の少ない人数の方、例えば1人でお住まいになっているご婦人方なんかは、非常に負担になっているんですね。ですから、男性の方が4つも5つも持たなきゃいけないというふうになってくるわけです。</p> <p>ですからこれは、やはり行政のほうが音頭を取ってですね、これはやめます、これはやりますというふうに打たないと、もう必然的に負担になってできなくなってくると思うんですよ。そのときに考えればいいという考え方も1つですけども、今のうちから準備はしておきたいと思うんですが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長

<p>村 長</p>	<p>この問題についてはですね、今、議員おっしゃるように、いろんな考えをお持ちの方が村内にもおられます。</p> <p>行政としては、できるだけそういった方々も含めて、幅広く刊行物等につきましてもですね、村の行政からの報告等も知っていただきたいと、周知していただきたいということで、やっておるところであります。</p> <p>しかしながら、今、議員おっしゃるように、配布物でも半分も読まないという方もおられますし、これにつきましては今年度予算で、東峰テレビのハイビジョン化に伴います予算も付けていただき、そしてその中で広報等もやっていきたいということでやっておりますので、そういった経過をひとつまた検証をしていただきたいと思っております。</p> <p>確かにですね、どこかで割り切らないといけないということは分かっているわけでございますけれども、その基準がですね、なかなかやっぱり難しい、行政としてはやっぱり幅広く村民の皆さんに周知を図りたいということで、そのようになっております。</p> <p>今後どのようにするのかということですが、先ほど言いました東峰テレビのほうからの配布物等ですね、情報が入るようにするのと、それから、今年度2人の集落支援員を入れますけれども、そういった方々をやはり今後各地区にですね、1名ずつは配置して、そしてそういった人たちの関係等につきましてもですね、お世話ができればと考えております。</p>
<p>議 長</p>	<p>3 番 梶原光春議員</p>
<p>3 番</p>	<p>確かに難しい話は分かっております。</p> <p>だけでもそうやってですね、1つのことを成すとなると、どこかで切らなきゃいけないと。</p> <p>実際私たちでも夜の会合は非常に苦手です。それは運転の技術が衰えてきたこともあります。夜間は出て行きたくないと。私どもの常会なんかでも、やっぱりもう任せとこうというふうになってきているわけなんです。</p> <p>そういう人たちの意見もくみ取らなきゃいけないのも、重々私も分かるんです。分かるけども、どこかでやらなきゃいけない。</p> <p>そうしないと刊行物のお金の価格は大したことないですよと、前は言ってたですよ、役場の人たちもね。そんなにお金はかかりませんよと言うけども、そういう問題ではないと思います。</p> <p>あれを仕分けして、1回の配布が20何枚あると。それを仕分けて十何軒に配るというのは、やっぱりちょっとこれですね。もう少し簡素化して、それかもう1冊で送ると、いろんなあれがあります。健康案内とかですね、いずみ館だよりとか、警察だよりとかですね、いろんなものがありますけども、ぜひですね、その辺の簡素化というのは、これは現在のインターネット社会においては、ほとんどの場合はパソ</p>

	<p>コンの中に取り入れてしまうという、電子メールで送るとというのが普通ですけども、お年寄りの方々にですね、それをまた開けというのはまた酷な話ですね、できない話でしょうけども、方法論として、一考として考えていただきたいと思います。</p> <p>村長、どうでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど言いましたように、東峰テレビのですね、ハイビジョン化に伴いまして、そういったところは積極的に進めていきたいと思っています。</p> <p>また、その結果を見てですね、村民の皆さんからのご意見等も伺いながら、また改善等は図っていききたいと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、高齢者の方がやはり操作ができないとハイビジョン等につきましても、なかなか問題意識としては持っておりますけども、徐々に慣れていただいて、情報収集を行っていただくというような形が取り組めれば、それが一番いいのかなと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>では、そういう前向きということじゃなくて、絶対にやるという決定のもとにやっていただきたいと思います。</p> <p>それから、続いて行きます。最後の質問になります。</p> <p>美しい村づくりということで、わが村もそういう制度に加入はしております。</p> <p>ですけども現状の問題として、森林の荒廃というのはもう皆さんが見てのとおりですね。非常に難しいものがあります。それは、林業従事者が非常に少ない、これは日本全国共通の課題ですね。</p> <p>ですから、特に、じゃあ、それを活かす方法としては、例えば森林オーナー制度、若しくは間伐ボランティア等を募集して、どうでしょうかと。簡単にできる話ではないんですね、この問題はですね。技術的な問題が一番のネックと、それと費用がかかる話なんで、一発で「はい、こうしましょう」ということではできないと思うんですが。</p> <p>まず、国の林業支援政策ではですね、給与等の支援策とか、そういったものはありますか、林業従事者の。例えば若い人たちがいたとき、通常は1日8,000円からスタートするんですね、大体森林組合なんかもですね。段々技術が上がって行って、1日当たりの石高、立米数というんですけども、何立米切れるかということによって1万円、1万2,000円、1万5,000円と上がっていくんですけども、今、ベテランの方たちが大体1日1万5,000円ぐらいだろうと思います。違ったら教えていただきたいと思うんですけども、たぶんそのくらいですね、私どもが話をするときも、どのくらいかかりますかと言ったら、1万5,000円ぐらいですよと、1日に。ということで話をされるんですけども。国の若い人たちとか、そういう林業従事者に就いた方たちへの支援策はありますか。</p>

議 長	村長
村 長	<p>林業等を行う人への支援策については、申し訳ありません。ちょっとつかんでおりません。</p> <p>しかし、国等はですね、やはり林業等につきましては、荒廃林再生事業とか林道開設、それから林道災害復旧工事、林地崩壊防止事業とかですね、そういったメニューはあります。</p> <p>いずれにいたしましても、これも国等でですね、大きな議論になっております。</p> <p>その1つが鳥獣害の問題もあるんですけども、先般東京の町村会館におきまして、森林環境税の導入に関する総会がございました。</p> <p>そういった中で、自民党税制調査部会におきましても、来年度からこの森林環境税というのをですね、一般税として取り組むという方針を聞いておりますし、決意を代表の議員の方からも聞いております。</p> <p>そういった中で、この森林環境税ができますと、当然、地方自治体の権限がだいぶ強くなります。荒廃林等の件におきましても、今は民有地等につきましては、公的、役場がどうこうと言うことはできませんが、この森林環境税ができれば、そういったところまで踏み込んで行えるような説明等も受けておりますので、今後について期待をしたいと思っております。</p> <p>しかしながら、先ほどの質問であります森林従事者への補助金等についてはですね、ちょっと調べまして、またご報告を差し上げたいと思っております。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>議員ご質問のですね、人件費に対する補助的なものかと思うわけですが、村のほうから支払う場合はですね、あくまでも事業費として人件費を含んで支払うわけですので、そういった作業の賃金、そういった費用については、その受託した団体と申しますか、東峰村の場合は本部が森林組合になるわけですので、森林組合のほうで決定することになっております。</p> <p>以前ですね、朝倉森林組合のほうもそういった給与体系がですね、きちっと確立できていないという相談を受けたことがありましたので、役場のほうの給与表、そういったところを提供してですね、今の組合長のほうは給与体系の改善に臨みたいと、そういった話も伺っておるところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	そうしますと、給与体系があるということになればですね、それは公開できますか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	先ほど申し上げた答弁はですね、これは森林組合のことですので、役場のほうでは一切承知していないところでございます。
議 長	3番 梶原光春議員

3 番	<p>分かりました。</p> <p>これは、日雇い日当と、例えば請けてとは当然単価は変わってきます。やっぱり請けになれば一括1万平米、1町歩請けるということになればですね、それはもちろん作業スピード、技術によっても単価は変わってきますけども。</p> <p>分かりました。公開できないということであれば結構です。</p> <p>それでですね、要するに表紙の、この1番の私の主眼とするところの、森林オーナー制度と間伐ボランティアについて、考えは、村としてはありますか、ないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>基本的に森林オーナー制度、これにつきましては、以前、林野庁のほうがですね、やっておった事業があります。40年ぐらい。ちょっと定かではありませんけれども、そういった時期だと思います。</p> <p>これが、40年ほど前につきましては、森林も結構利益を生むような状態でありました。しかしながら、今についてはですね、ほとんど壊滅的と言いますか、ほとんどの県が採算割れをして、苦情等が多いというお話も聞いております。</p> <p>当然、民有地につきましては、なかなか行政からどうこうというのは難しいんですけども、先ほどの森林環境税、それから村といたしましても、現在労務班を作って、村の土地等についてはですね、景観的な整備は図っているところであります。</p> <p>そういった中で、非常にこの問題、まだまだですね、非常に厳しい面がございますけれども、やはり東峰村の86%が森林でありますので、この辺りについては、またいい方策を見つけてですね、森林の保全それから鳥獣害の被害防止、そういったものも併せて、今後取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>そういうことであればですね、今のお答えに対してですけども、これからの林業従事者が非常に、何度も繰り返して申し上げております、高齢化していると。若者の従事者をですね、やっぱり育てていかなきゃいけないということについてですね、これは森林組合がやることだということで、投げ捨ててしまえばそれで終わりなんですけども、村としてですね、前にも私は質問したけども、若い者にですね、林業従事者を、例えば地域おこし協力隊をですね、もうそれに特定して募集してはどうですかと。給料は、その代り5万高いですよとか、そういう補助をやって、やっぱり育成していくしかないと思うんですね。もちろん国の制度があればいいんですけども、国の制度がないなら村がやらなければいけないと。</p> <p>さっき村長が87%森林だと。だったらやっぱりそれを活かすというよりもですね、守っていくことのほうが、非常に今は重要になってきています。儲かる、儲からないは、その後の話ですね。</p>

	<p>それは儲かろうと思えば、海外に持って行って、中国に持って行って売ればいいですよ。鹿児島県が非常に今ですね、儲かっております。志布志湾から毎日のように大量の木材が中国に流れている。やっぱりそれだけのことを考えないかと。ただ、ここだけで考えていても埒があかない、儲かることを考えなければですね。</p> <p>だけど日本の国土のことを、将来の国土のことを考えたら、やっぱり林業で生活ができると、十分だと、サラリーマンと変わらないぐらいやれますよというふうにならなきゃいけない。</p> <p>村には指定管理制度でから多くの方が雇われております。そのことに異議を申すつもりはないですけども、そういった林業従事者の若者に対してですね、それだけの給料と子どもが育つ、大学に行けるだけの費用が稼げるというふうにならない限りは、日本の国土はもうとてつもなく荒廃していくと思います。現在の鳥獣害被害は、もうそこに徹底して起源があるわけですね。</p> <p>本来なら営林署は売名行為をしたらいかと、利益をですね。自衛隊と同じでから、全部国が持ち出すと。国土を守るためですから、やはりそれだけの決意と決断がないと、こういう結果論として国が荒廃してしまうと、森林がですね、というふうになると思います。</p> <p>ですから若者に対してですね、ぜひ、そういう考えがあるかないか、また、そういうふうに決意を持ってやれるかどうか、その辺を村長にお伺いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>村長</p>
<p>村 長</p>	<p>議員ご指摘のとおりですね、やはり林業によって生活ができるのか、できないのかというのがですね、一番の問題であろうと思います。</p> <p>林業で、今、議員おっしゃるように生活ができ、子どもを大学まで出せるような状態であればですね、これは、若者は村に必ずや残ってくれると思いますけれども、現状ではその問題がなかなか難しいということでもあります。</p> <p>そのためにじゃあどうするのだと、問題解決はどうなんだということにつきましては、今年度もですね、森林の従事者に対しての地域おこし協力隊、こういったものの活用も検討しておりますし、昨年やりました地域エネルギー導入の調査ですね、これにつきましても、森林の活用をいかに図るかというところの検討でございます。</p> <p>また、国としてもですね、緑の新規事業という形で、青年が森林事業へ就く場合につきましては、年間150万円、最長2年間給付を受けることができる事業はあります。</p> <p>それで、県の認定を受けた林業事業者、つまり森林組合等になるかと思っておりますけれども、この辺りで人材育成の研修に関する費用の一部をですね、1人当たり月額9万円補助するというような制度も、あるのはあります。</p> <p>しかしながら、当初申しましたように、森林で生活ができる、この</p>

	<p>状態がやはり確立をされるまでには、なかなか難しいのではないかと 思っております。</p>
議 長	<p>3 番 梶原光春議員</p>
3 番	<p>非常に難しい問題を投げかけましたけども、とにかくこれは絶対に やらないかんことです。日本の国土の問題としてもですね。</p> <p>何度も私どももずっと切ります。私も実際には木を切りますけど、 大木をですね、1日に何十本も切る技術も能力もありません。</p> <p>ですから、小さいことはできますけども、やはりそういったプロの 人を村としても育てないと、よそから連れて来ないかんですね、大分 県から連れて来るとか佐賀県から連れて来るとか、結果論としてそう なってくる。東峰村にはそういう人材が皆無になってきます。ぜひ、 その辺のことを早急に取り組んでいただきたいと思います。</p> <p>最後の質問になります。</p> <p>里山空間整備事業による家屋に隣接する支障木の伐採の補助が1年 限りでですね、打ち切られましたですね。これはなぜなのでしょう。か。</p> <p>今でも多くの要望があると思うんですよ、現実問題としてですね。 道路の、例えば県道とか国道の上に木が重なっていると危ないから切 ってくれとか、そういったこともあります。</p> <p>これはもう家屋の支障木だけじゃなくてですね、それはどうしてな のか、その辺のことをお尋ねします。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>1つ前の質問に戻りますが、私としてもですね、今、九州林野局の 局長も知っておりますし、また、本庁のほうにも知人がおりますので、 こういった件についてはですね、いろいろとまた機会あるごとに実情 等は訴えていきたいと思っております。</p> <p>それから、今の質問等でございますけれども、この事業につきましては、 国が進める地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金、つまり 地方創生の先行型という予算の中で行わせていただきました。</p> <p>対象工事費をですね、当初420万組んでいたわけなんでございま すけれども、なかなかですね、その事業に手を挙げていただくという か、申し込んでくださる方が少なくですね、20カ所予定をしてお りましたんですけども、いろいろこちらのほうからも声かけを行っ たりして、19カ所の伐採等は行っております。</p> <p>しかしながら、予算的には267万9,000円という形で、この 1年単独でございましたので、終わったという実態があります。</p> <p>しかしながら、議員が申されますように、私もですね、村民の方か らは「あの事業はもうないのか」というようなお話もだいぶ聞いてお りますので、この件につきましては、私も推進しております安全・安 心な村づくりの一環としてですね、9月の補正予算等に再度計上させ ていただきたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いた いと思っております。</p>

議 長	3 番 梶原光春議員
3 番	<p>ぜひ、そのことはですね、非常に1年1年木は大きくなり、景観でなく光が差さない真っ暗になってくると。家が傷むとかですね、田んぼができなくなる、畑ができなくなるということは非常に多くなると思います。</p> <p>ですから、家屋だけに限らずですね、ぜひそちらの方向でもですね、今後続けていくようお願いしたいと思って、私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
休 憩	
議 長	<p>13時まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時39分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(13時00分)</p>
議 長	<p>2番 伊藤均議員の質問を許可します。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2 番	<p>私の一般質問につきましては、効率的な行政運営という中での、職員の再任用についてお尋ねをさせていただきたいと思います。</p> <p>まず、はじめにですね、職員の再任用についての基本的な考え方をお教えさせていただきたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>職員の再任用制度は、年金の支給開始年齢の延長に伴う対応策として、地方公務員法第28条の4の定年退職者等の再任用の規定に基づき、村でも導入をしているものであります。</p> <p>内容については、担当課長から答弁をさせていただきます。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>再任用制度につきましては、制度自体は平成13年度より開始されているものでありますが、平成25年度の年金制度の改正により退職共済年金の報酬比例部分の支給年開始が段階的に延長されるということに伴いまして、無収入期間が発生しないような対策として、総務副大臣通知より再任用を希望する方については原則として、職員については再任用するものとする事となっております。</p> <p>制度運用の具体的につきましては、例えば平成25、26年度末に定年を迎えた職員については報酬比例年金の開始年齢が61歳となりますため1年間の再任用、平成27、28年度末定年の職員さんにつきましては、開始年齢が62歳となるため1年ごとの更新ではございますが、2年間の再任用を希望とする職員については再任用という形で運用を行っているということでございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	この再任用なんですが、先ほど言われたのは平成25年からという

	<p>ようなことと言っておられますけれども、元々この再任用に関する条例は平成17年から条例として制定をされてあるんじゃないですか。</p> <p>その中から、もうその時点ですよ、17年から19年までは62歳といったような形で条例がなっていますけれども、25年からですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>再任用自体はですね、平成13年度から制度が始まっているということで、村としてもですね、合併前の平成13年に再任用の関係の条例を制定して、合併、平成17年からですね、東峰村という形で条例を運用しているところでございます。これにつきましては、当初については、基礎年金部分の支給年齢が段階的に上がるということで、その対応策として条例を制定していたものでございます。</p> <p>これについては、希望する職員について、再任用をするものとするというふうに変ったのが平成25年ということで、それまでについては、制度自体は運用をしておりましたが、実際にその中身としてですね、希望する職員がいなかったというとあれなんですけど、そういう制度の適用をする職員が事実上いなかったという形でご理解いただければというふうに思っています。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	今言われた「するものとする」といったような表現じゃなくしてですね、きちっと分かる形で説明してください。
議 長	副村長
副村長	<p>地方公務員法ではですね、一定の条件の下で再任用できるという規定になっておりまして、これを受けて各自治体が、また条例で具体的な仕組みを定めて、再任用できるということに、まず決めています。</p> <p>ですから、あくまでまだ法制度上は義務化まではされていません。</p> <p>そういう事態の上で国の制度改正の際にですね、義務化すべきではないかという議論が平成25年より少し前の辺りにあっていたんですけども、民間の状況を考えると、やはり法制度として義務化まではできないという結論で、その当時はですね、なりまして、強制力のない総務副大臣通知という形で、助言という形で、希望する者は原則として再任用することとするという通知が、助言としてなされました。</p> <p>これを受けて、各自治体で実際の運用上としてですね、無収入期間、全く年金が出ない期間につきましては、その条例上はできるんですけども、その運用の中で再任用するという取り扱いを各自治体でやっております。</p> <p>東峰村においても、この総務副大臣通知の助言のとおり、希望する者は再任用するという運用を現在ではやっております。以上でございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	そうしますと、再任用に関する条例は17年、その前からあると。

	<p>17年に合併してから、そのときに再任用制度をですね、関する条例を作ったと。</p> <p>これ一般的にはですね、平成25年に改正高齢者雇用安定法か、このものができてですね、最初は高齢者雇用等の安定等に関する法律ですか、これを一般の会社等についてはこれができた。その中で、定年は60というものが定められておったんですが、これの定年を65とするような努力義務を課された。</p> <p>その中で、改正高齢者雇用安定法が成立して、定年を65歳に引き上げるのか、定年をなくすのか、定年再雇用制度を導入するというようなものをですね、一般的な会社としては雇用制度の中でやりなさいということで、決定がされた。その中で、これはまた希望のある方という形になっているかと思うんですけども、そういう形でされておると、一般ですね。</p> <p>それで、この地方自治体としても、この地方公務員法に沿ってですね、25年から運用をしとるということになるんですかね。</p>
議長	総務課長
総務課長	そのようにご理解いただければというふうに思っています。
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますとですね、この基本的な考え方の中でですね、一般的には再雇用というものが、一般的な会社等民間では再雇用という形かと思えます。</p> <p>それでまた地方自治体としては再任用というようなことでの表現があるわけなんです、これには何か違いがあるんですかね。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>再任用と再雇用という言葉の違いにつきましては、もう先ほど議員さん申しましたとおり、一般企業につきましては、高齢者等雇用の安定等に関する法律ということで3つの条件を申されました。</p> <p>その中で地方公務員についてはですね、その中で地方公務員法により一般職として雇用継続を実施している、その制度がですね、再任用というふうに言われていることで、内容としては再雇用にあたっての待遇の違いとか、そういう部分はあるとは思いますが、内容の概要については、再雇用制度と同じものであるというふうに考えているところです。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと、この地方自治体としては、もうこの再任用制度だけしかないんですかね。</p> <p>それとも一般的に再雇用みたいな形ですね、捉え方のものがあるんですか。</p>
議長	総務課長
総務課長	一般的にフルタイムの再任用につきましては、一般職として再雇用という形になります。当然、共済保険も継続して加入するという形に

	<p>なります。</p> <p>また、その他ですね、短時間の再雇用という制度もございます。また、一旦退職後非常勤職員として、退職後の雇用を行うという部分もあるというふうには定義しております、それぞれですね、運用についてはございますという形でございます。すみません。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>そうしますと、今の説明になると、再任用とは別に再雇用も別にあるんですか。</p> <p>いろんな方法は、じゃあ、どういうものがあるんですかね。この雇用を安定する法律にですね、則って何かがあるかと思うんですよ。</p> <p>私これいろいろ見たんですけど、この再任用に関する条例だけしかないんですよ。条例の中身であるのは。</p> <p>ところが、そういう再雇用とか、何か別にいろんなものがあるんだったら、ちょっと教えていただけますか。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>民間につきましては、先ほどの高齢者等の雇用の安定等に関する法律で3つのどれかをやるべきとされておまして、公務員につきましてはこの法律が適用されませんもので、地方公務員法によって再任用制度が整備化されております。</p> <p>それで、この再任用制度はまだ義務化はされておられませんですね、再任用するかどうかは、義務化まではなくて、総務副大臣通知という形で、助言という形で、希望する者は原則として再任用をします。これがまずあります。</p> <p>で、それ以外もですね、非常勤嘱託というような形でよく行われているのが、退職した職員を、こういう非正規のですね、職員として行うという方策もあるんですけども。</p> <p>じゃあ、どちらでもいいかという、そういうわけではなくてですね、まず再任用、地方公務員法上の再任用を希望した場合は、それをやるということになります。</p> <p>それを望まない、別の非常勤嘱託というところを、自治体としても職を応募して、じゃあ、そこに自分は申し込むという場合で任用することはございますけれども、自治体のほうから、じゃあ、非常勤嘱託があるから、こっちに行ってくれと、そういうわけにはいかないということになります。</p> <p>まずは本人が、退職した職員がですね、再任用を望むということであれば、原則として再任用すると、これが先になるということになります。以上でございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>その再任用についてはですね、そういう制度があつて、あと、これは希望すればというもので、希望する者があればという形になるとい</p>

	<p>うことですよね。それで、もしそれも希望しなければ、その嘱託的な雇用もできないことはない。</p> <p>ただ、これについては、希望すればということの前提と、あとどういうんですかね、希望すればという前提でついてくると。</p> <p>一応これは地方公務員法ではきちっと定められたものではないと、今は試行期間と言いますか、そういう通達の中でやっているということで、判断しておけばいいんですかね。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>地方公務員法上の再任用制度としては整備はされているんですけども、義務化まではされなくて、言葉としては、自治体は再任用できると、そこに自治体の裁量という形で再任用するかどうかという形は法制度上なっております。</p> <p>そのできるかどうか、するかどうかの判断の中で、助言として国から一定の希望する職員については再任用するようにと、無年金期間の職員ですね。につきましては、するよというの、助言という形でされております。</p> <p>ただ、今後もですね、ここは法改正の議論があるところで、将来は再任用制度、今は裁量で行う、法制度上はですね、ですけども、将来的にはそれが義務化されるのか、それか若しくは定年延長ということをするのか、そういったところは、今、国の内部でまだ議論されているところでございます。以上です。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>はい、分かりました。</p> <p>じゃあ、そういう形で今されてあるということで、理解していきたいと思います。</p> <p>それでですね、この任用の方法なんですけど、再任用職員の任用については、その者の、これはあれですよね、任用に関する条例の中に、その者の前従の勤務成績等に基づく選考による採用とありますよね、条例の中に。</p> <p>じゃあ、具体的にどういう形で、これを運用しておるのかを教えてくださいたいんですが。</p>
議 長	総務課長
総務課長	再任用の希望につきましては、要綱の中に希望する旨の申請という形で出していただいて、それによる選考を行って、その上で判断を行っているという形であります。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	そうしましたら、選考としての者は、任用の方法は結局、再任用を希望したら再任用を受けなきゃいけないということの考え方ですか、それとも成績が悪かりゃ駄目ですよといったようなことがあるんですか。
議 長	総務課長

総務課長	原則としては、再任用を希望する職員は再任用するという取り扱いでございますが、能力、実績等を加味して、よほどのですね、方であるときには再任用しない場合もあるということは、審査の中で起こりうることでおと思っています。
議長	2番 伊藤均議員
2番	すみません。末尾のほうがよく分かりませんでした。きちっとした形でですね、ご報告してください。
議長	副村長
副村長	<p>総務副大臣通知の中でですね、目安としまして、原則として希望する職員は再任用するんだけど、分限免職に該当するような、いわゆる民間で言えば、成績が悪くて解雇、現役期間中でも解雇されるような事由に当たる者は再任用しないこと、そういう場合は再任用しないことができるというような目安を示されております。</p> <p>村としては一定のですね、申し込みを受けた時点で勤務実績、従前のですね、現役期間中の勤務実績を見て、再任用するかどうかを判断しているということでございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>ということは、勤務実績もきちっと見てですね、再任用においてのですね、採用はやっておるということで理解してよろしいわけですね。</p> <p>そうしますとですね、これはまた同じようなことになるんですが、これ、再任用については1年更新ですよ。年齢によって、先ほど言いましたとおり61歳から65歳まで分けられてあるかと思えます。</p> <p>じゃあ、毎年これは更新をしなきゃいけないと、ですから、65歳の人という平成25年、26年3月31日まで、雇用からいけば25年3月31日に雇用して、26年で終わりといったような形になるのかなとは思いますが、これについてのですね、ここにもですね、任期における勤務実態が良好である場合に行われることができるのと、これもきちっと書いてあるんですよ、条例の中に。</p> <p>ここら辺りのところもですね、評価、判断をやっておられるのか、今後についてはどういう形できちっとやるのか、この辺りのところを、ちょっと考え方をお示しいただきたいと思いますが。</p>
議長	副村長
副村長	再任用の、当初ですね、退職してすぐの場合は、現役時代の勤務実績を審査するということになりまして、更新時におきましては、1年1年の更新ですから、その1年間ちゃんと勤務実績を見て、良好に勤務したかどうかというのを1年ごとに審査をすることになりますし、村としてもそこはやっていかきゃいけないとおと思っています。
議長	2番 伊藤均議員
2番	確認ですが、この再任用ですね、判断ですね、判断及び評価ですね、これについては、どの部局で、どういう形で判断をやっておるのかと

	というのがありましたら、お教えいただきたいのですが。
議 長	総務課長
総務課長	再任用についての手続き、判断につきましては、申請については総務課のほうで取りまとめます。最終的な判断については村長に決裁をいただきますので、村長の判断になります。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>それで適正にやっておるといえるのか、今から先もやっていただくと、たぶん再任用についてはですね、希望すれば再任用しなきゃいけないということになると、心配するところは職員の数ですね、数がどんどん増えるという可能性も無きにしも非ずと。今ある職員の人数ですね、職員採用は、新しい者を減らすのか、何かしないと再任用と新しい職員を雇用するというのが、両方ともだぶって発生するといった場合がありはしないのかと。</p> <p>結局、雇用はですよ、雇用申し込みを9月頃か6月頃しますよね、ところが再任用ないだろうなと思っとたら再任用が出たといった場合には、だぶる可能性もあり得ると思うんですよ。これは、期間のほうですね、違いますから。そういう可能性は出ないんですかね。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>新規採用職員の募集につきましては、概ね試験は9月でございますが、7月ぐらいに公表をするところです。</p> <p>それ以前の時点でですね、再任用につきましては、意向調査を行うということで、今のところスケジュール的には考えておるところです。</p> <p>再任用職員については職員定数に入りますので、それについて、定数につきましては、もう1年1年の定数がきっちりこの人数ということではなくて、3年後、5年後の定員管理計画のもとで、採用の人数をですね、今のところ計画はしておるところでございます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	ちょっと確認ができなかったんですけども、要するに、じゃあ、再任用についてはですね、1年前か何かやるんですか、意思確認は。そここのところはどうなんですか。
議 長	総務課長
総務課長	意思確認につきましては、今のところ7月の中旬ぐらいを予定しております。前年度の7月の中旬程度を予定しております。
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>ということは、採用計画とだぶるということはないということで考えてよろしいわけですね。</p> <p>分かりました。</p> <p>そうしますとですね、これは村長にお尋ねしたいんですが。</p> <p>その昔ですね、その昔、村長が村長になる前のことになるのかなと思うんですが、東峰村職員の数ですね、退職勧奨実施要領というのが訓</p>

	<p>令で平成22年に出ているかと思うんですよ。</p> <p>これ合併時に定数が、職員数が多いから、早めに肩たたきを、一派的な言い方をすれば肩たたきをやって退職をされたという職員さんがおられますよね。それで、これは地方自治法で、今、奨励されているからということで答えてしまえば終わりなんですけれども、これが今まではそういうものがあって、そういう再任用ができて、今はじゃあ、次に少し職員とのバランスの悪いところもあるんですけども、そういう形で進めておると。</p> <p>そうすると、今まであった中のものと、この再任用制度と少し相反するところがありますのでね、この辺りの考え方をちょっとお教えいただきたいと思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>議員が今おっしゃられましたように、合併当時におきましては、合併の効果を求められ、その一環として、集中改革プランにより、定員削減を計画的に進めるにあたって、当時の管理職と申し合わせ事項によって、早期退職による合併効果の早期実現や財政運営を考えて、当該職員の自主的な判断によって早期退職が行われてきたという経過があります。</p> <p>しかしながら、合併後7年を経過して一定の効果が確認され、年金制度改革を迎えるにあたり、早期自主退職の見直しを求める具申が平成24年2月1日に、当時の管理職から村長宛に出され、申し合わせが廃止され、整理された形に現在なっておるということでもあります。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと何年に申し合わせが廃止されたんですか、要するに、じゃあ、この早期退職のですね、訓令自体ももうなくなったということなんですか。</p> <p>そこのところをもう少し日付的なものできちっと教えてください。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>先ほど村長が申されました部分については、早期退職の申し合わせの廃止と申しますか、その具申があってそのようにしたという部分で、退職勧奨実施要綱におきましては、現在も実施をしておるところです。昨年1年早く辞められた職員さんもおられましたか、この退職勧奨の要綱に則って辞められたということになっております。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと訓令については残っていると。それで、申し合わせ事項というのが、ちょっと私分らないんですけど、申し合わせ事項、なかなか調べることができませんのでね、今初めて申し合わせ事項があったというようなことを聞いたんですけども。じゃあ、これはいつあって、いつ終わったんですか。</p>
議長	村長
村長	平成17年から平成24年2月の1日までだと思います。

	<p>平成24年2月の1日に具申が出され、それを村長が認めているという形で、現在整理されていると思います。</p> <p>したがって、今、総務課長が申しましたように、訓令の勸奨退職、これについては残っていると、継続されているということです。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>分かりました。</p> <p>そうしますとですね、この再任用についての取り扱いですね、取り扱い、たぶんこれは地方自治法でやっておりますから、どこでもこういうものを取り入れておるとい形のものはあるかと思ひます。</p> <p>それで、その中で再任用後のですね、職責ですね。要するに課長とか係長とか主査とか、こういうものについてですね、どんなになっているのかなと私思っているんですね。</p> <p>それでこれ、制度の取扱要領、この中には再任用の職務の級はと。ですから今、6等級まであるんですかね、6等級の中で、一般職は6等級まであると。その中で、退職時の等級の2級以下の職に任用を行うという形になっていますが、そういう中で今回も任用はされてあるかと思ひます。</p> <p>ただこれは、等級だけの話ですね、職責ですね、課長とか主査とか、こういうものについても同じように、同様の取り扱いをされているように思ひますが。これは、よそでは、先ほど総務課長は一般職といったような言葉を使われておりますけれども、一般職というのは主査までの話じゃないですかね。係長は一般職になるんですか。その辺りの扱いはどんなになっているんですかね。</p>
議長	副村長
副村長	<p>言葉の定義としては分かりにくいんですけども、一般職、特別職というのは、地方公務員法のまず用語があつてですね、いわゆる一般的に管理職か一般職員かというのとまた別ですね、地方公務員法上は一般職というと、村長、副村長、教育長以外になります。今の3つの職は、特別職は地方公務員法が適用されないということになります。それ以外の課長も含めて他の職員は地方公務員法が適用されるという意味で一般職と。そういう用語になっておまして、先ほどの一般職と言つたのはそういう意味でございます。ですから、その一般職というのは管理職も含まれるという意味になります。</p> <p>再任用する際の職責なんですけれども、給与の級を基準にして2級階ということで要領では定めておまして、それを級別標準職務表という、給与が何級の場合は職責は係長にすると、そういう対応表がありまして、給与が2級下がれば、概ね職のランクとしては1ランク下がると、そういうことに概ね対応することになります。</p> <p>級とですね、必ずしも職責がすべて1職、1級になっていないものですから、給与の級は6個あるんですけども、職責はもう少し少ないということになります。以上です。</p>

議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>私ですね、民間にずっとおりましたですね。そうするとね、ちょっと納得がいかんところがあるんですよ。</p> <p>一般的再雇用は、皆さん一般で言えば係長以上ですよ、監督職といったような形になるかと思うんですけども、そういう中まで外れているんですよ。</p> <p>私がおったところは、それからまた再雇用したらずっと給料が安くなっていくと。</p> <p>ところが、監督職の職まで残って、おまけに給料は、それは2等級下がるでしょう。でもそれから下げる、なかなかね、公務員だから下げるわけにはいかないところがあるかと思うんですけども、年金を貰うまでの間ですね、国の指針ではあるんだけど、そういうようなものまでつけたら、結局再任用の人が例えば3人おったと。そしたら係長さんが3人増えるといったような形にもなり得ないのかと。</p> <p>ですからこれが、等級としてのものがですよ、2等級下げると、そのものについては分かりますよ。でも、先ほど言った言葉上のね、一般職といったような言葉とは違いますけれど、一般的に言う監督職とか、係長以上監督職といったような考え方ですよ、そういうものまでを付けてやっていくと、またこれは職員ですね、士気の問題にまで少しかかってくるのではないかと。</p> <p>まだ若い監督職まで、係長までなっていると。再任用の人が課長職で下がったと、でも係長って、いうところが出てきやせんかなと。</p> <p>だから、この辺りのところは少しですね、僕は考えるべきじゃないかと思うところはあるんですけども、どんなですかね。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>まず、私先ほど言ったことは、ちょっとすみません。私、県の場合とごちゃごちゃになっていまして、ちょっと間違いでした。</p> <p>級が2級階になって、職責は概ね1つ落ちるとするのは、ちょっと県の話でした。すみません。</p> <p>村の場合は、2つ職責も落ちることになります。課長で6級であった職員が辞めれば4級になって、職責は係長または主査と。課長から課長補佐の次、また係長と、職責も2つ落ちることになります。課長補佐級で5級、退職すれば主任主事の3級と、村の場合はなりません。</p> <p>ということで、給与の級も2級落ちて、職責も2つ落ちることになります。</p> <p>この課長で退職した場合は、係長か若しくは主査になるということですから、管理職ではないわけですね。それをただ監督する職ということであれば、監督する職になるかもしれないです。</p> <p>この、どれぐらい退職時に落ちるかという目安なんですけれども、これはちょっと私が県にいたとき、人事課で当時設計していたことが</p>

	<p>あるんですけども、県がそのように、県も給与を2級下げると、何でそうしたかという、概ね民間企業がですね、全般的に、一般的に見れば、退職時の年収が概ね半分にするというのが平均的なところでありました。かなり下げているんですね、半分ぐらい。</p> <p>これを大体今の公務員の、県の場合ですけども、半分ぐらいにするにはどれぐらい落としたらいいのかというので、給与を2級下げるということにすれば、概ね半分になることになりました。</p> <p>単純に現役時代の6級と、退職時の6級という場合も、同じ6級でもですね、号というのがあります、再任用の場合は、その同じ級でも下がることとなります。ちょっと細かいことを言うとですね。</p> <p>ですから、2級下がるということであればですね、概ねちょっと県で試算したときは、年収ベースは退職時の半分になるということですので、村の場合も概ねそういうことで、他の自治体とかですね、民間と比較して、そんなに退職時に高いと。退職後高くしているということではないと思われま。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>確かにですね、等級と号俸がありますよね。号俸の習熟度でまた変わってきますからね、給料がいろいろ違うということは重々分かります。私もそうやっておったから、号俸的なものや等級的なもの分かっておりますからね。</p> <p>ただ、考え方としてですよ、最後に言ったその監督職にまでそれを残すというのが、僕はいかがなものかなと。やはり頑張っている職員といったらとおかしいんですが、やっとならば係長になったという人たちがおりますよね。確かに再任用ではあるが、同じ職種という形の中で監督職というのはね、僕はちょっといかがなものかなと。</p> <p>給料はいいですよ、それで、半分程度になるということでもいいのかもしれないけど、やはりそこはきちっと切り分けてね、主査でいくとか、要するに私たちが一般的に言う監督職というものではね、ちょっと私個人的には納得がいけない、納得がいけないというか、そういう運用ではちょっと今まで、今働いている人たちに、ちょっと納得いっていただけの形ではないんじゃないかと。非常に思っているんですけど、村長、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の考え方と、それから公務員の考え方と言いますか、ちょっと言い方がおかしいかと思っておりますけれども。</p> <p>いずれにいたしましても、現役時代に培ったですね、知識や能力を再任後も後進の育成等も含めてですね、発揮していただくという形だろうと、私は理解をしております。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	このことについてですね、ずっと言っても同じような平行線のようになると思います。

	<p>ただ、やはり大事なことは、確かに再任用されてですね、一生懸命働いていただくということは大事なことだと思います。</p> <p>ただ、それと一緒にですね、やはり今上りかけの人ですね、若い人たちがずっと頑張ってきている上りかけの人に、やはり不満の出ないようにですね、取り扱いをしていただかんと、やはりいかんのかなど。</p> <p>ですから、これは変えようと思えば変えられる話ですからね、条例の中でその、どこに置きなさいという話はないはずですから、ですからそういうものをですね、もう少し検討いただけたらと思いますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	今後ですね、またこの件につきましては、今回の形ではっきり申し上げができませんので、検討させていただきたいと思っております。
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	ぜひ検討いただいてですね、やはり働きやすい職場、また若い人たちが頑張れる形を取っていただきたいと思います。 これで質問を終わります。
休 憩	
議 長	1 3 時 4 5 分まで休憩します。 (1 3 時 4 2 分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、再開します。 (1 3 時 5 0 分)
議 長	9 番 長澤貞義議員の質問を許可します。 9 番 長澤貞義議員
9 番	質問の前に、配布資料の許可を議長にお願いしておりましたので。
議 長	事前に確認しておりますので、これを許可します。 (資料配布)
9 番	<p>それでは私の質問に入ります。</p> <p>質問の区分としては、自然・伝統・文化を活かした魅力あるものづくり、質問事項は観光の振興についてでございます。</p> <p>まず1番の質問でございますが、旧日本工芸館、小石原分館となっておりますが、建てた三宅忠一氏ですね、は小石原焼に多大な貢献をした方だと、私は認識しております。</p> <p>今、配布した資料はですね、小石原村当時の、作られた小石原村史から抜粋した資料でございます。4枚目の写真は私が撮った写真でございますが、いろいろ取り沙汰されてきた旧日本工芸館でございますが、三宅忠一氏が昭和35年から6年にかけて建設をいたしました日本工芸館小石原分館ですね、これを建てたことによって、小石原の焼物の発展に寄与したんだと、私は認識をしております。</p> <p>村長にお伺いいたします。</p> <p>どういった三宅氏が貢献をされたのか、お聞きしたいと思います。</p>

議 長	村長
村 長	<p>旧日本工芸館、三宅氏のことでございますけれども、先ほどおっしゃいましたように、36年に日本工芸館小石原分館は設立をされております。</p> <p>当時の民陶ブームと相まって、小石原焼の発展にですね、たいへん寄与したということであろうと思います。そういったところは、この、議員が今配布をしました文書によっても確認ができます。</p> <p>しかしですね、その貢献度の度合いについてですね、これは村がどうこう判断するべきものじゃないかと思われしますので、これはやはり陶器組合、あるいは各窯元がですね、十分に理解をしているのではないかと考えております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>そういうふうにおっしゃられると身も蓋もないかと思うんですが。</p> <p>確かに陶器の方々に対して三宅さんがですね、指導的な立場で、当時の小石原焼の作っていた製品というのは日用雑貨で、甕とかですね、水を入れる甕とか徳利とか、そういう大物が多かったように聞いております。</p> <p>それで三宅さんが小石原焼に来て、食器づくりを推進したというふうに聞いております。それによりまして食器がどんどん、日本の食生活の向上にもよりまして、いろいろな食器が望まれるようになったと認識しております。そのことによって小石原焼の大量に生産されていた経緯がございます。それも日本の発展ですね、経済が右肩上がりの経済に移っていく時代でもございましたので、それにつれて小石原焼、高取も発展したのではないかという考えを持っております。</p> <p>小石原焼の生産拠点として日本工芸館小石原分館が活躍したわけですが、その発展するために三宅氏はやっぱり経済的な支援を一番に考えていたんだと思います。小石原と小鹿田に4万5,000点の焼物の注文をしているということも、これにも載っております。</p> <p>そういうことでですね、私が思うには、やっぱりこの旧日本工芸館小石原分館の存在価値ですね、これがやっぱり現在の小石原の発展に寄与したという、貢献が一番のものだと思っておりますが、村長の認識はいかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>一番最初に質問をされておられますことと同じかなと思いますけれども、やはりこれは村がですね、どうこうということではなくて、この三宅さんの貢献度についてはですね、陶器組合なりそれから各窯元さん、そういったところが十分私は理解しているのではないかと思いますし、今、議員が言われるようなことも、確かにそういうことであろうなという感はいたします。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>確かに、以前は村はそんなに関与してなかったということですよ。</p>

	<p>この旧日本工芸館の建設に際しては、たぶん三宅氏個人で建てたんだ、一民間人であるですね、三宅氏が建てたんだと思われます。</p> <p>現在になりますと、国も力を、できておりますし、地元のこういう重要な建物は県とか国とかの補助金が出てたいていは建てられております。</p> <p>だから私、この時代に三宅氏が小石原焼の将来を見込んで、この小石原焼という地にこれを建てたということは本当にすばらしいことだと思っております。</p> <p>2番目の質問に入ります。</p> <p>当時昭和36年代から民芸運動が始まったんだと思いますが、小石原焼が伝統工芸品として指定されているのが昭和50年ですね。これで、当時は通商産業大臣の伝統的工芸品ということだと思います。</p> <p>一番最初に小石原焼、九谷、信楽と同時に全国で焼物としては一番に認定されたと確認をしております。これもやっぱり三宅氏の援護、推挙があったもので、こういう形で日本でも一番に伝統的工芸品の指定を受けたと思っておりますが、村長のお考えはいかがでしょう。</p>
議長	村長
村長	<p>繰り返しになりますけれども、村におきましては、そのような経過、そうしたところにつきましては、承知をしております。</p> <p>したがって、やはりこれはですね、先ほど来から申しますように、三宅さんのやっぱりご尽力、これは小石原焼にとってはですね、非常に大きなものがあつたんじゃないかと、私も思います。</p> <p>そういったところが、どういった尽力があつたのかにつきましてはですね、やはり陶器組合なり各窯元さん、そういったところが十分理解をしているのではないかと思っております。</p> <p>小石原焼をこんなにですね、やはり元気になってきたというのは、三宅氏の力がと言いますか、ご尽力があつたお蔭だろうなというのは、私も感じております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>本当に小石原焼が昭和50年代に伝統工芸として指定を受けまして、それ以前からお客さん、40年代はたくさん小石原に来てたと思います。</p> <p>やっぱりこういったですね、これが村に小石原分館が寄付されるということでございますので、村としてはそれを引き受けていく立場になりますので、こういった認識ですね、こういった建物がこの村の伝統産業としての一番のシンボルになるんじゃないかというふうに私は考えております。</p> <p>小石原焼は村の一番の伝統産業ですね、若い人たちも村に残って働いておりますし、これを私は、旧日本工芸館がシンボルではないかと思っておりますが、村長のお考えはどうですか。</p>
議長	村長

村 長	<p>今のご質問は通告書の③番ということですのでよろしいでしょうか。そういうことですかね、はい。</p> <p>昨年(2019年)の3月にですね、現在所有をしておりました皿山地区の12の窯元からですね、寄付採納願いを受けて、村が所有することとなっております。</p> <p>皿山地区の12の窯元さんにおいてはですね、もう建物については役目を終えたというような形で言われておりましたし、所有者の方がそういうことであればですね、村としてもその後窯元さんとしては、あの跡地に、後で質問出てきますけれども、防火水槽とか、そういったものをつくってほしいというようなことで、要望でございますので、村といたしましては、一応窯元さんたちの判断というのは、ちょっと表現は悪いんですけども、必要のない建物かなという感はいたします。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>そういう認識が出てくるとは、私はちょっと残念な気持ちでございますね。</p> <p>4番目の質問にいきますとですね、小石原焼と小鹿田は兄弟窯みたいな感じですね。小鹿田は日本経済新聞の土曜日版の記事の中で、行ってみたい焼物の里というのが特集、出てたんですね。その中で、1番のところは有田焼でした。そして2番が小鹿田でした。小石原は入ってなかったですね。ということは、小石原焼の里、皿山地区が一番のところだと思いますが、小鹿田に比べると兄弟窯でありながら、そういった一般の目から見ると、小石原の皿山地区にあまり目が向けられないような感じに私は思ったんですね。</p> <p>ですので、やっぱりこの写真を見ますとですね、一番最後の建物の写真を見ますと、やっぱりこの建物があるから皿山というところの価値ですね、上がるんじゃないかと思っております。</p> <p>それと三宅氏が小石原焼に貢献した物語、歴史、これをですね、やっぱりNHKとかに、何と云うですかね、日本紀行とかという番組がありますよね、ああいうところに紹介をしていくべきではないかと、村として思うんですね。こういった歴史、物語が小石原の皿山にはあるんです。小石原焼発展された方の物語、歴史があるんだということを、やっぱりNHKやら、そういう何と云うんですかね、テレビ関係の方に宣伝をして、番組等を作ってもらうような働きを、村としては、私はやるべきではないかと思いますが、村長のお考えはいかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど小鹿田焼等のもので、お話がありましたけれども、やはり小鹿田焼はですね、小鹿田焼として独自の世界をですね、歴史の中で作り上げていっているものだと思います。</p> <p>また、一方小石原焼につきましてはですね、小石原焼が今までの歴史の中で培ってきたのが、現在の小石原焼であろうと思います。</p>

	<p>したがって、対抗するんじゃないくてですね、やはりお互いが共存できるような形を、それぞれが取っていかれるのが、今後ともよろしいんじゃないかと思っております。対抗することがですね、小石原焼の発展に繋がるようなものじゃないと、私は考えております。</p> <p>したがって、NHKの新日本紀行ですか、そういったところについても、率直に申しまして、村が率先的にやらなきゃいかんのか、それはやっぱり陶器組合という組織がありますので、そういったところからの要請といったところもあるんじゃないかと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	では、小石原焼は村の伝統産業という認識ではないんですかね、村長は。
議 長	村長
村 長	<p>ちょっと長澤議員とはかみ合っていないんですが、私は、そういったことは一言も言っておりませんし、逆に、議員がどのような私の答弁を捉えて、そういう判断をしたのか分かりませんが、私は、小石原焼はやはり小石原地区のですね、一番の産業だとは理解しておりますし、そのためにいろんなですね、今、地方創生等のお金等も使ってですね、さらに小石原焼が今後ますます安定的に発展するような施策をですね、とっているというのが現状でありますので、この件については長澤議員もしっかりとご理解をお願いし、お互いにですね、小石原焼がますます発展していけるような取り組みをやらせていただければと思っております。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	<p>本当に発展していけるのが一番望ましい形ではございます。</p> <p>村としてもやっぱり私は、そういう活動をしてもいいんじゃないかと、法律的にですね、それはいかんのではないかと、法律に触れるのであれば、やっぱりこれはできないでしょうが、法律に触れない限り、やっぱり村としてやれるだけの取り組みですね、これはやるべきだと、そう考えておりますが、いかがですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ちょっとまたかみ合っていないようですが、村としては、そういったことはやらないという話はしておりません。先ほど来申し上げましたように、村としてもやはり小石原のほうにおいては、基幹産業であります小石原焼についての支援、そういったものはいろいろとやらせていただいております。</p> <p>したがって、法律に基づいてとか言いましたけれども、そういった形というのは、まずは考えておりませんので、その辺りについてはご理解をお願いしたいと思います。</p>
議 長	9 番 長澤貞義議員
9 番	意欲がないと言えばそれまでなんですが、村長にですね。取り組ん

	<p>でも私は問題ないんじゃないかと言っておきます。</p> <p>次の質問で、第5のですね、防火用水の建設は、やっぱり地元の要望で上がっておりますけれど、必ずしもあその場所でなくて、分散ですね、皿山地区のもっと他の場所で建設をしても、私は問題はないんじゃないかと。</p> <p>なぜかと言いますと、現在工芸館の上に防火用水が1個ありますね。防火用水のあり方というのは、初期消火をまずして、それからそれで消せなかったのを防火用水の水をどどんかかけて、やっぱり鎮火になるわけですけど、防火用水がそこにある必要はないと、私は思います。</p> <p>だから分散した形ですね、皿山地区のもうちょっと別な場所につくって、今ある工芸館の横の防火用水が水が足らなければ、大きな防火用水から水を供給すると、そういう使い方もできるんじゃないかと考えます。</p> <p>村の考えもやっぱり住民にも示すべきではないかと、そういったですね、こういうことも考えられますということも、村の考えとして言ってもいいんじゃないかと思いますが、どうですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この防火用水の話につきましても、皿山地区の皆さんの総意だと伺っております。すべてだというわけではありませんけど、この12窯元ですね。</p> <p>したがって、議員におかれましてもですね、ご親戚の方が陶器組合長をやられておりますので、この辺りについては十分話されたということだろうと思います。</p> <p>その上で、敢えて今の質問等ですね、されているのであれば、また村としても考えていかなければならないと思っておりますけれども、現時点におきましては、この工芸館を管理をしてこられました12窯元の中に陶器組合長さんも入っておられるんですけども、その方のお話と議員のお話というのが、ちょっと私は違うんじゃないかと思っておりますので、できますれば、議員もその地区の中に入られまして、もう一度そういったところをですね、打ち合わせをしていただき、そしてまた私のほうにも教えていただければよろしいかと思っておりますので、ぜひそういった努力をしていただきたいと思います。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>以前ですね、工芸館の館長さんと話したことはあるんですけど、村に寄附をしたら、あとは村にお任せしますということ、ちょっと話したことはあるんですね。</p> <p>ああいうふうに皿山の方たちがあの建物を引き受けてですね、お金を出して引き受けて、一つの三宅さんに対するご恩返しですかね、これはできたんだろうと思います。それで、あとは工芸館の館長さんと話したときに、もうあとは村にお任せしますという言葉でした。それ</p>

	は私の記憶に残っておりますが。
議 長	今のは質問ですかね。 9番 長澤貞義議員
9 番	本当はですね、いろいろ経緯がございましたので、こんな形になったんでしょけどね。防火用水を建設するとかいうような話に。 なかなか私も難しい話にちょっとなったもんでですね、思うんですけど、結局寄付をされたのであれば、村がどう取り扱うかということの見識を示してもいいんじゃないかという気持ちでおります。村長の考えはどうですか。
議 長	村長
村 長	工芸館を今やられている、受け持たれていた方と話をされたということでございますけれども、その部分だけしか今、長澤議員は申ししておりませんが、村に対しての要望についてはですね、やはりあそこを壊していただいて防火水槽を、60tを入れていただいて、そして公園化してほしいというようなことを聞いております。 長澤議員に反問権というのは使えませんので、ご提案をさせていただきたいんですが、これは長澤議員とですね、この窯元12名と村が寄って話し合いをしましょう。 でないと、長澤議員ももやもやしているでしょうし、私の今の思いではですね、この12名の窯元さんとの考えとは、ちょっと私は大きく違うんじゃないかと思っております。 ですからぜひ、その機会をですね、村が作ってもよろしいんですけども、ぜひ、長澤議員に出席していただいて、そして話し合いを進めていただき、長澤議員の思い、疑念等をですね、確認をしていただいたらと思っております。
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	確かに分かりました。 皆さんと1回話をするべきだと思います。 私が思うのはやっぱり何と言うですかね、この建物は、やっぱり小石原地区の皿山で象徴的な建物でなかったのかと、そういう気持ちなんですね。簡単にいろいろ、地元の方にもいろいろあったんでしょけど、これがなくなるということで、本当に7番目の質問でですね、あの建物は本当に九州では小石原にしかない建物なんですね。日本工芸館小石原分館として建てられたもので、やっぱり全九州の民芸運動の拠点としての建物だったと、そういう認識だと思います。 これは歴史的な意義ですね、これは教育長にお願いします。
議 長	教育長
教 育 長	先ほどのですね、村長さんの話と重複するところは避けたいと思いますが、私もこの村史を読ませていただいたり、また地域の方々の声を聞いて、小石原の発展の部分でですね、この建物が貢献したことはこの中か分かります。

	<p>それで、様々な方々のかかわりの中でですね、小石原焼が発展していったというふうに、30年代の後半から40年代ですね、そういう中で様々な方々、三宅忠一さんのこともありますけど、陶器組合とか工芸館の方々の努力とかですね、そういうもので伝統工芸館は発展の一つではあるというような認識はしております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>確かに発展に寄与した建物であることの認識はですね、分かっておられると思います。</p> <p>原因はちょっと悪いんですけど、ある本で私見たんですけど、「地域再生の失敗学」という本に、何かこう見たんですけど、これは東京の例で全然合うかどうか分かりませんが、</p> <p>東京で世界に通用するものは何かということが載ってましてね、東京タワーはやっぱりこれは、フランスにもエッフェル塔があると、スカイツリーだってどこでも同じようなものがあるんですね。</p> <p>何が世界に通用するものか、村長、何か思い当たるものがありますか。</p>
議長	村長
村長	<p>非常に難しい質問ですけども。</p> <p>私は世界に、東京としてですね、仮定した場合に、やっぱり通じるものというのは皇居あたりかなと思っております。</p>
議長	9番 長澤貞義議員
9番	<p>近いですね、皇居の中にある江戸時代15代将軍が住んだ江戸城ですね、皇居になる前に、以前は江戸城です。の中の天守閣ですね。これはもう江戸時代に焼けて再建されてなかったんですけど、天守閣の再建をすれば、これは世界に日本だけのものだと示せるということは書いておりました。</p> <p>同じような考えで見ますと、旧日本工芸館の分館ですね、これはやっぱり九州に1つしかない、小石原にしかないという観点から見ますと、私はやっぱり、それと江戸城の天守閣と同じような価値のあるものではないかと、そういう認識に至ったんですね。</p> <p>地元の皆さんがそんな気持ちであるのであれば、それはもうしょうがないんですけど、私はやっぱり文化財的価値、それから江戸から明治維新に至ったときに、各地にお城がいっぱいあったわけですね。ところがやっぱり江戸が終わって、新しい時代に入って、もうお城の建物は無用の長物だというふうな、当時はね、認識だったと思うんですね。</p> <p>ところが現在、そういうお城がたぶん国宝で5カ所あるんですね、姫路城を筆頭に、それとか松本城とかですね。</p> <p>それだから、やっぱり何と言うんですかね、あとになってみないと、そういう価値というのは分からないんですね。失って初めて分かるんですね。</p>

	だから私は今の工芸館は、あとで価値が分かってくるんじゃないかと思いますが、村長は、そのところはどうか考えますか。
議 長	村長
村 長	<p>なかなかですね、どう答えていいのかなというようなご質問でございますけれども。</p> <p>やはり確かに議員言われるようにですね、古いものについてもですね、最近非常に価値観が認められている建物とかですね、俗にいう骨董ですか、そういったものはあるかと思っております。</p> <p>そういった中で、一番の私が心配していたのは、12窯の皆さんが、役場のほうに寄付の申し出があったときにですね、これは、全く分からない段階だったんですが、三宅さんが承諾をしているのかどうかというのが、一番私は疑念でありました。</p> <p>いろいろとお話を聞かせていただきますと、三宅さんのほうもあの建物をもう管理しきれないという形で、約、ちょっと間違っていたら申し訳ないんですが、3,000万近くのお金で12窯が買い上げたという話を聞いております。</p> <p>今回の5月の民陶祭にですね、道祖神祭りのときに三宅さんの子どもさんですか、が来られていたことはご承知だと思います。</p> <p>日本の民芸がですね、同じような名前、日本の民芸ということで本を出しておりますね。その中に、一昨年はですね、三宅さんのほうから、ちょっと表現は悪いんですけど、あの辺りの草とか、そういったものが刈られてなくて、非常に手厳しいですね、表現の仕方、小石原工芸館のところが書いてありました。</p> <p>しかし今年の日本の民芸につきましては、取り壊しのご存じであって、取り壊しについては時代の流れで致し方ないのかなと思えるというような、三宅さん自身もですね、そういう気持ちをですね、この日本の民芸という雑誌に載せておりました。</p> <p>したがって、三宅さんのほうもそういったお気持ちなのかなと。</p> <p>しかしながら、やはりそうは言いますが、すべてを壊してしまうというものでは、やっぱり私としては、そこまではやりたくないなと思っております。せめて門とかですね、あと日本工芸館という看板とかですね、そういったものは、やはりここに三宅忠一さんの精魂込めて、夢も持って建てられた工芸館があったんだというような証はですね、あの場にはきっちりと残していくべきではないかと考えております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>こういった経緯で旧日本工芸館がいろいろですね、なって、こういう現状になってきたんですけれども、やっぱり私が言わないと誰も他にも言わないし、やっぱり言うべきだと、私はもう小石原の歴史の一つとしてですね、やっぱりあの工芸館が本当に貴重なものだという認識を皆さんが持っていただくんですね、本当にうれしいんですけど。</p>

	<p>今までやっぱり何と言うんですかね、手を入れられなかったというのがもう残念ですね。雨漏りとかをしだしてから、歯の治療と一緒にですね、早く治療すれば本当にお金も要らなくて済むんですけど、歯の治療も一緒ですね、C4とかC5とかになると期間もかかってお金もかかるんですけど、早く村に寄附をしてもらっとけば、もうちょっとどうにかなったのかなと思ったんですね。</p> <p>さっきも申しましたように、皿山の人たちもあの建物は大事だという気持ちで、恩返しのためにお金を出し合って引き受けたんだと思います。</p> <p>残したいという方もおるんですけど、なかなか表だって言えないし、皆さんの声が、やっぱりもう要らないという声が大きくなるともう出せないもんでですね、私がやっぱり言わないと、このまま歴史の中に埋もれてしまうものだと思います。</p> <p>ひとつ副村長にですね、副村長は部外者ですね、一応この村に以前は住んでなかった。あれをどう感じますか、今の話を聞いて、あの建物の存在意義とか、全く今まで村に住んだ経験もなかった人が見て、どう感じますか、今までの話の中で、よかったら教えてください。</p>
議 長	副村長
副村長	<p>私も先日の民陶祭の前の表彰式などでですね、旧工芸館を見たり、三宅さんの息子さんのお話を聞いたりしまして、その思いとかというのを聞きまして、ただ、私はやはり専門家ではありませんのでですね、そういった歴史的な価値でありますとか、そういう建築的なですね、価値を残すべきかとかいう点につきましては、そこは責任を持って言うことができませんのでですね、そこにつきましては、やはり現在の窯元さんたちも三宅さんのお話もされることのようにですし、また村もですね、そういった思いとか、またこちらの教育委員会の意見も踏まえながらですね、最終的にどういった形まで残すべきなのか、また費用の面もあると思いますのでですね、そこを話し合いながら結論を見出していくべきではないかと思います。以上です。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>ありがとうございました。</p> <p>いろいろ各地に行くんですけどね、以前星野村に行って、星野村はお茶の産地ですね、あそこで500円出せばお茶と茶菓子が付いたものが飲めるんですけど、本当にお茶の産地で飲むお茶は美味しいんです。</p> <p>振り返って皿山地区を見ると、そういう飲める場所というのがない、現在ですね。波佐見に行ったときも、やっぱり食事する場所があの中にありましたし、若い家族連れで賑わっていました。</p> <p>そういったお茶の産地と小石原、東峰村が連携して何かやれる、お茶を出せば器が必ず要るわけですね。それは小石原焼で出しましょうというやり方ですね、いろいろ知恵は出ると思うんですね、考えれば。そのところをやっぱり何と言うんですかね、皆さん知恵を出し合</p>

	<p>って、将来の発展に繋がっていくのではないかという思いでいっぱいなんですわ。</p> <p>あと、何か村長あれば。</p>
議 長	村長
村 長	<p>記憶のところだけで言いますけれども、やはりいろんな考え方とかアイデアというのはそれぞれあると思います。</p> <p>しかしながら、それをですね、やっぱり誰がやるのかというのと、もう1つは、やっぱりそれで生活ですね、営みができるのかどうかというのが、一番大きな分岐点になるのではないかと考えています。</p> <p>今、議員言われましたように、確かにお茶と器とですね、それは楽しめるというのは非常にいいことだと思っておりますけれども、やはり費用対効果とかですね、そういったものをどうしてもやっぱり考えますし、それをまた村がやるということになりましても、また村の費用もかかっていくということでもあります。</p> <p>いずれにいたしましても、とにかくですね、いろいろ長澤議員も歴史的な建物、そういったところの愛着とか、そういったところは十分私にも伝わってまいりますので、ぜひ、先ほど申しましたように、地区の方と一緒に話を持ちたいと思います。そういった中で、また議員の心の整理なりまた方向性なり、そういったものも整理をしていただければよろしいかなと思っておりますので、また声をかけていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>教育長にですね、8番目の質問の中で、県がやっていますよね、近代和風建築調査ですね、明治から30年代の建物を対象に調査を行っているみたいですが、これやっぱり工芸館を調査の必要というのは感じないんですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>近代的建物遺産ですね、それで県のほうに工芸館があたるかどうかをですね、お尋ねに行きました。結論的には近代的な建築の部分にはあたらないということで、文化財としての対応はですね、教育委員会としては考えておりません。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>近代的じゃなく近代和風建築ですね、それは、県の答えはいつ頃もらったんですかね。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>定かではありませんけど、一昨年の長澤議員さんの質問のときにですね、お答えをしたと思っております。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	<p>私もちょっとその時の記憶に残っておりませんでしたので、また後で教えてください。</p> <p>今まで質問してきましたけれど、私がこの質問をしたことによって</p>

	<p>ですね、旧日本工芸館小石原分館のやっぱり価値ですね、これを皆さんに知っていただきたい。やっぱり他にはない建物だという認識をしております。</p> <p>こういった質問をしたことによってですね、もっと皆さんにそういった認識が広まることを願って、私の質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>14時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(14時42分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p style="text-align: right;">(14時45分)</p>
議 長	<p>1番 柳瀬弘光議員の質問を許可します。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	<p>小石原森林公園についてですね、質問をさせていただきます。</p> <p>森林公園は、現在全体的に間伐が行われており、以前に比べて光が差し込むようになり、公園内がとても明るくなってきております。小石原森林公園は今後手を入れていくことによって、小石原地区にとって魅力的な場所になれるのではないかと、私は思っております。</p> <p>今年度29年、来年の30年で、小石原川ダム建設による東峰村水源地域整備計画で、水源の森整備事業が4,560万円ほどでの計画がされていますが、計画内容をお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	水源涵養基金における整備計画の話でしょうか。
議 長	<p>柳瀬議員、手を挙げてもう1回お願いします。</p> <p>1番 柳瀬弘光議員</p>
1 番	これは、水源地域整備事業の中の事業概要、種類のですね、水源の森整備事業、森林公園のところの事業のことなんですけれども。
議 長	村長
村 長	<p>ダムによる水源涵養基金のものではなくて、水源の森整備事業という形ですね、今年度予算におきましては、通称絆の森と申しておりますけれども、平米的には9haほどあるんですけれども、その下刈りとか間伐を行うためにですね、今年度予算では180万の予算を計上をさせていただいております。</p> <p>当然、その範囲内の整備ということになるかと思えます。</p>
議 長	1番 柳瀬弘光議員
1 番	水源の森整備事業のですね、森林公園整備のこの森林改良自然歩道設置というのは、水源涵養基金のほうから出されるのでしょうか。
議 長	建設水道課長
建設水道課長	今、ご指摘の歩道につきましては、水源地域整備事業、通常の公共投資額の中から財源としてあるもので、水源涵養事業とはまた別となります。

議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>質問内容はですね、小石原森林公園の内容について、質問していきたいなと思っています。</p> <p>以前もですね、一般質問等でお聞きさせていただいたんですけども、その平成26年の9月の一般質問では、質問した際に、村長の答弁では、この森林公園についてはたいへん関心があり、今後広葉樹が植えたりできるよう検討していきたいという答弁でありました。</p> <p>小石原森林公園は保安林に指定されていることで、行為制限が設けられておりますけれども、現在間伐した場所等にですね、広葉樹等が植えられることはできないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>森林公園の工事は当初、県代行事業として行っておりました。遊歩道の設置、それから広葉樹の植栽を行っているところであります。</p> <p>現時点で、先ほど説明がありました広葉樹あたりの植栽が可能かということになりますと、議員おっしゃるように、公園自体が保安林でありますので、県に届出あるいは許可を得る必要がありますが、できないことはないと思っております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	その保安林のですね、行為制限の施業要件というか、樹種の指定というのが杉の木のみになっているのでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	植栽の義務といたしましてはですね、保安林につきましては、伐採後2年以内に杉、ヒノキ、常緑広葉樹などをですね、1ha当たり3,000本以上植栽すると、保安林の制度上では決められております。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>公園内にもですね、一部広葉樹等ですね、シャクナゲとか桜ですね、植えている場所があり、今間伐をしているとすごく公園内の景観が、すごく良くなってきているなど感じているところです。</p> <p>村長もですね、広葉樹を植えることも可能だということをおっしゃっていただいたので、次の質問に移りたいと思います。</p> <p>3番ですね。</p> <p>公園のですね、現在、公園全体の看板は小石原グラウンド横の公園の入口に1つあります。公園内に入ると、13町歩ほどの広さがあるため、公園の道が分かりづらい、また、公園には出入り口が複数カ所あるためにですね、公園内外に案内看板を増設することで、もっと利用しやすくなるのではないかと思います。</p> <p>また、公園内にベンチが1カ所しかないのも、ベンチ等を増設することというのは可能なのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	現在の標識は、グラウンドの向かい側ですね、絆の森整備事業で設

	<p>置した公園全体の案内板、案内地図と言いますか、それがありません。</p> <p>また、遊歩道の分岐点に案内標示があるということでもあります。</p> <p>しかしながら、間伐の際に作業道を設置しておきまして、遊歩道との区別が分かりにくいところもあるということですので、改善が必要だと確認をしているところです。</p> <p>併せて起点側の標示等もあればと思っておりますし、ベンチにつきましては、もう少し現地を調査した上でですね、判断をさせていただきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましてもですね、今、議員言われましたように、13町歩にわたるですね、森林公園ということになっております。</p> <p>以前、議員との話をさせていただいたときに、やはり小石原が陶器だけじゃなくてですね、そういった森林公園も含めた形での整備事業、そういったものを進める中で、陶器とともに活用できるような森林公園、こういったところがやはり将来的には望ましいのではないかと思っております。</p> <p>そういったところでは、議員も仲間とですね、NPOなんかをつくっておられますので、そういったところでのまた考え等も聞かせていただいて、そしてより良い森林公園、そういったものにしていきたいと思っておりますので、ぜひ、今後そういったご提案等を、またよろしくをお願いをしたいと思っております。</p>
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	<p>昨年11月の18日に行われた行政懇談会でもですね、村長が皿山地区の懇談会の中で、住民の皆さんの意見を取り入れて、また公園の内容も考えていきたいとおっしゃっていたのでですね、ぜひ、住民の方が特にまた利用しやすく、また観光ですね、に来られる方も利用しやすいような公園化に向けてですね、話し合いをぜひしていただきたいと思います。</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>東峰村の高齢者コミュニティセンターについてですけども、昨年ですかね、農協のほうも小石原支店のほうがなくなりまして、現在東峰村高齢者コミュニティセンターの建物の状況と利用状況をお伺いしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	東峰村高齢者コミュニティセンターの状況につきましては、保健福祉課長のほうから答弁をさせていただきます。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>高齢者コミュニティセンターは昭和56年建築で36年間経過し、老朽化による雨漏りが数カ所あります。以前補修を行った経過がありますが、解決には至っておりません。</p> <p>また、利用状況につきましては、詩吟クラブが月に3回、老人クラブ小石原会が毎月1回の定例会や総会、花見などを行っている現状が</p>

	あります。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	雨漏りが3カ所されていると、今おっしゃられていましたけれども、改修する計画というのはあるのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	雨漏りの個所が分かりませんのでですね、以前補修をしていましたが、解決に至ってないということで、また補修をする場所等が明確には分かっていませんので、今のところ補修をする計画はございません。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	詩吟の方が利用されているといいますか、先ほどおっしゃられていましたけれども、その方々が利用するにあたって不便等はないのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	詩吟の方からですね、不便だという話は今のところ聞いてはおりません。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	35年ほどコミュニティセンターのほうは経過しているとおっしゃられてですね、今後どのようにまた利用していくのかというところで、継続して利用していくのであればですね、補修のほうをしっかりといただきたいと思いますし、またですね、施設のほうが老朽化しているのであればですね、また、利用されている方の場所のほうを今後検討していかなくちゃいけないとは思いますが、その辺どのようにお考えでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	公共施設総合管理計画においては、廃止を検討するとしております。解体の方向でですね、今、計画をしているところでございます。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	その廃止というのは、どのくらいの時期を、計画の中あるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	公共施設等総合管理計画の策定の中で公共施設の今後の維持管理にかかる経費等を踏まえた上で、位置的な関係、その用途について、また利用状況に応じて検討を重ね、結論としてはコミュニティセンターについては、除却の方向ということになっております。 時期につきましては、次の施設等をそのまま使うのは改修できませんので、どういう活用ができるかという部分をですね、今、内部検討をしまして、それが決まればですね、予算を計上いたしまして、解体のほうにいくというふうに理解していただければと思います。
議 長	1 番 柳瀬弘光議員
1 番	ぜひ、解体する際にあたってはですね、住民の方に周知等をし、解体を進めていただければと思います。

	質問は、以上です。
議長	引き続き、4番 黒川隆康議員の質問を許可します。 4番 黒川隆康議員
4番	<p>私は、安全で暮らしやすい村づくりの中の安全対策、その中でも危機管理について、まず初めにお尋ねしたいと思います。</p> <p>お尋ねをする前にですね、通告書に従って質問をすべきではありませんが、内容の関係で前後をいたしますが、ご容赦いただきたいと思っております。</p> <p>そしてまたですね、私のこの通告書の中に2月22日という数字が入っておりますが、これは私の勘違いでですね、総務課長からの指摘で間違っておりましたので、これを3月に書き換えていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。3月にしてください。日にちは入れなくてですね。</p> <p>それでは質問に入らせていただきます。</p> <p>危機管理の対象としてはですね、自然災害そして人によって起きる人災があると、私は思っております。</p> <p>先日6月8日にですね、東峰村防災対策協議会が開催され、対応策が検討されましたので、自然災害における対策については納得しているところでございます。</p> <p>そこで今回お尋ねしたいことは、人災に対する対応策です。</p> <p>本年の3月に大分で殺傷事件が発生し、犯人が逃走しました。その後日田市において確保されましたが、この事件について私が知ったのは、ある村民の方からの情報でした。</p> <p>この事件における福岡県警及び朝倉署の対応はどのようなものであったのか、知る範囲で結構でございますので、教えていただきたいと思っております。</p>
議長	村長
村長	<p>事件が発生してない平常時においても朝倉警察署や駐在所との協議会等において、連絡を密にするという情報共有を図っているところでありますが、凶悪事件等については、行政が情報を出すことにより、いたずらに不安を煽ることがないようにということで、いわゆる公開捜査に踏み切るまでは、警察等から村へは原則的として情報の共有は行われていないのが現状であります。</p> <p>したがって、今回の場合につきましても、村に警察のほうから情報提供があったということはありませんでした。</p>
議長	4番 黒川隆康議員
4番	<p>今の村長の答弁、もう少し後に質問しようかと思ったんですが、今答弁がありましたので、先に質問したいと思います。</p> <p>今回の事件ですね、2度犯人を大分県警、取り逃がしているんですね。1度目は玖珠町で、2度目は日田市の小野地区ですよ。幸いにも犯人は翌日、日田市のほうで確保されました。</p>

	<p>しかしですね、もしかしたら小野地区まで犯人は来てたわけですね。山をちょっと越せばもう東峰村なんですよ。</p> <p>そういう状態のときにですね、日田市方面へ犯人が逃走したということが判明したときにですね、日田市の学校や保育園等の関係者へメールが流されているんですよ。これはもう確認していますので間違いありません。そして、メールが流され注意を呼びかけたとのことをお聞きしています。</p> <p>そしてまたはですね、その当日多くのパトカーが市内を飛び回っていたということでした。</p> <p>そうした中でもですよ、隣接しているわが村ではですね、一切の注意喚起がなかったということではですね、これは大きな問題として捉えるべきだと思いますが、村長、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この通告書がですね、出された段階で、一応朝倉署等のほうにもですね、確認をさせていただきました。</p> <p>その確認ではですね、事件が発生すると他県の場合でも、県警本部同士の情報共有は即時されているということです。殺傷事件等重大な事件が発生した際は、隣接する県警等に情報提供をし、犯人確保または連続犯行抑止のための緊急的な配備計画を行うということです。</p> <p>そういったことなんですけれども、今回の事例では早期に日田市内において犯人が逮捕されたということで、朝倉署では具体的な対応をとることには至らなかったという報告を受けております。</p> <p>ただ、今の議員の質問を聞いて感じますことは、やはりそういったメールとかですね、そういったところで、すぐ県境を境としている東峰村についてもですね、やはり何らかの情報提供、そういったものがないとですね、今言われました小学校、保育所、そういったところにおきましても、これはやはり問題があるのではないかと感じております。</p> <p>特に、今言われました小野地区というのは、岩屋とすぐ近くでありますので、そういったところにおいて、東峰村に絶対来ないというようなことは言えませんので、こういったところはまた今後警察のほうとですね、情報交換等について、また検討をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>今、村長おっしゃるようにですね、情報提供がなかったということが大きな問題だと思っているんですね。</p> <p>県警同士は情報の共有をしております。そういう実際関係ある市町村に、そういう情報が流されないということはですよ、その末端の人たちというのは、そういう危機意識というのが持てないので、小さなお子さんをお持ちの保護者の皆さんとかはたいへんやっぱり心配していると思うんですね、そういうことができないということは。</p>

	<p>今本当にですね、様々な事件が発生しています。しかもですね、無差別な殺傷事件というのが全国各地で発生しておってですね、そうしたことも鑑みてですね、県警として、あるいは県警がそれをしないのであれば、行政としてそれを要請すると、そういうことはぜひ、きちんと連絡してくださいという、その要望はですね、ぜひ行っていただきたい。</p> <p>それとまた、例えばですね、隣接する市町村とはですね、例えばそういう情報の共有を一緒にしましょうと、何かあったらすぐ知らせてくださいというようなですね、協定を結ぶとかですね、極端に言えばですね、そういうふうなことも必要ではないかと思うんですが、村長、どういうふうにお考えでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましては、やはり再度警察のほうとはですね、協議をさせていただきたいと思います。</p> <p>それから、いいご提案と思いますが、大鶴地区においてはですね、防災無線等で住民の方に知らせたというような報告も受けておりますので、やはり近隣自治体とのこういった協定、ここら辺りについても、今後やはり取り組んでいかなければならない事案の1つであると思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>ぜひですね、学校関係者も心配していると思いますので、善処していただきたく思い、この件に関してはですね、質問を終わらせていただきます。</p> <p>次に移らせていただきます。</p> <p>高齢者福祉の充実の中で、住宅の整備等について、お尋ねしたいと思います。</p> <p>少子・高齢化が進む中、今後一人暮らしの高齢者がますます増加することが考えられます。1人で暮らすということは本当に寂しいことですし、病気やケガなどのことを思うと不安でもあります。</p> <p>そこで、そうした方々がお互い協力し、助け合いながら生活を送るシェアハウス等の取り組みが全国各地で行われております。わが村としてもですね、村として取り組むべきだと考えますが、どのようにお考えか、お尋ねしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>確かにですね、健康を維持しておりますも、核家族化や配偶者に先に立たれるといった、一人暮らしになる場合が東峰村でも増えております。</p> <p>また、孤独死とかですね、大きな問題になっておりますし、老後のことで子どもや周囲に迷惑をかけたくないと考える高齢者の方もおられます。</p> <p>したがって、いろんな自治体に取り組んでおります高齢者向けのシ</p>

	<p>ェアハウス、こういったところが注目をされているわけでございますけれども、議員が言われるように、私としてもこの件につきましては、大きな関心を持っているところであります。</p> <p>しかしながら、なかなか高齢者の方は1人であってもですね、不自由であっても、一人暮らしがいいというような、いろんなことも考えられている方もございますので、なかなかすべての方とか、そういった方たちのシェアハウス化というのは難しいかなと思っております。先進事例等を参考にしながら、今後この件については検討させていただきたいと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	<p>確かにですね、すべての人がそういうふうに見ているわけではないと思います。</p> <p>ただ、私がこのことを感じたのはですね、村長もご承知のことですが、今まで住んでいたところをですね、いろんな事情でそこに住めなくなって、新しく住む家を探すというときにですね、実際にそれはあったことですよ。なかなかないわけですよ。高齢者で、やっぱり足腰も不自由ですし、場所的なものもあるでしょうし、この村内で、じゃあどこに住むかといったときにですね、なかなかないわけですね。本当に今、苦労していると思います。そういう人がですね、シェアハウスのような要素のものがあれば、そういったところにも入れるわけですね。</p> <p>全員がそういうことを望んでいないにしても、3分の1でもですね、そういうことを望んでいる人があるのであればですね、それにやっぱり応えるべきではないかと、そういうふうに思うわけですね。</p> <p>また、ある人はここに住むところがないから、村外に出て行ったという例もありますよね。そういうことを考えればですね、人口減少の中で、この村の中に少しでも、1人でも多く人を引き留めようとするのであれば、そういうことも必要ではないかと思うんですけど、どのようにお考えですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の言われるところにつきましては、私のほうも直接話をさせていただきました。しかし、なかなかですね、空き家というのは空いてない。</p> <p>それから、村営住宅をと言いましても、村営住宅も全部詰まっている。唯一小石原の合坂住宅等がですね、空いておったわけなんですけれども、あまりにもやっぱり今までの生活の環境とは違った環境であるということで、断念をされております。</p> <p>最近また気になりましたので、お話をさせていただいたんですが、村外に出るような計画を持っているということでございますので、議員が言われるように、本当にこの少子・高齢化社会の中で人口減少対策をどうするのかという大きな課題の中でですね、やっぱりそれに</p>

	<p>えられなくて、村外に出られる方を引き留められなかったというのは非常に残念であります。</p> <p>今後、先ほども言いましたように、他の先進地の事例等も考慮しながら、この問題については、また検討させていただき、早急にまた対応策等をですね、考えていきたいと思っております。</p>
議 長	4 番 黒川隆康議員
4 番	ぜひともですね、前向きに取り組んでいただくことを要望して、私の質問は終わります。
休 憩	
議 長	15時30分まで休憩します。 (15時22分)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (15時30分)
議 長	<p>8番 佐々木紀嘉議員の質問を許可します。</p> <p>なお佐々木議員は、口腔内乾燥症のため議場に飲料水の持ち込みを事前に許可しています。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>通告書に従いまして、順次質問をしたいと思います。</p> <p>議会は、今年の3月29日に商工会の役職員との意見交換会を行っております。その中で商工業の振興ということで、商工会のほうから説明もあっております。</p> <p>私も商工業の発展については願っている1人でございますので、今回商工業の活性化対策について、村長に質問したいと思います。</p> <p>これまで議会の一般質問等で買い物難民と、あるいは商工の振興について、質問したことがありますが、この商工業については、公的な支援対策がなかなか取られていないのが現状であります。</p> <p>この地方自治法第232条の2に公的補助金の支出は、公益上必要な場合に寄付や補助することができるとなっております。また、この公益という言葉は、日本国憲法第89条とも関連しておりますが、難しい解釈論は別として、個人的経営でもある商工業ですから、なかなか交付的補助が出しにくい、それから難しいというものではあるかと思いますが、商店は村民あるいは来訪者の買い物の場所として必要であり、工業については、村民の雇用の場として必要であります。</p> <p>この商工業の衰退は、村の活性化にも大きな影響が出ると、このように私も思っております。</p> <p>地方版総合戦略で、人口減少は地域経済の負のスパイラルであり、地域経済、商店の縮小にも繋がる要因の1つだとも言われております。</p> <p>この商工会は平成28年2月に東峰村に対して、商工業の振興提言書を提出しておりますが、村民の雇用も含めて商工業の活性化、振興のための対策について、村長の所見を尋ねたいと思っております。</p>

議 長	村長
村 長	<p>議員ご提案のとおりですね、商工業の発展と言いますのは、活性化と言いますか、その辺につきましては、やはり少子・高齢化の社会の中で、わが村にとっても最重要な問題だと思っております。</p> <p>先ほど言われましたように、商工会のほうから平成28年2月にですね、村の商工業の振興に関する提言がありました。</p> <p>この件につきましては、買い物難民の問題でありましたんですが、やはり超高齢化社会を迎える東峰村が、楽しく元気に生活できる環境づくり、こういったものを行政と協働で進めたいというような提案でありました。</p> <p>先ほどから言っておりますように、村でも商業の衰退は本村の活性化に大きく影響を与える重要な課題だと認識しておりますし、商工業の活性化対策は、村としてもですね、プレミアム商品券の発行、そういったものを継続的に行っているところであります。</p> <p>また、今年度からですね、新規雇用拡大支援補助金についても実施しておりますし、新たな振興政策が、今後も検討する必要があるのかなとは思っております。</p> <p>また、村の中では、物や食料品がある程度は調達できるものの小さな拠点整備も必要であると思われまます。現在既存の商店の高齢化や場所の問題、運営管理や経営者の募集、そういったものの問題点もありますけれども、今後商工会と商工業の振興について、共通認識を持って検討し、取り組んでいきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>ただ今、村長より答弁をいただきましたが、村内の各商店や工場は頑張っているところもあれば、なかなか苦しいところもあるかと思っております。</p> <p>商店に関しては、人口減少に危惧するところもありますが、やはり近ごろは量販店の安売り競争も、なかなか村内での購入が増加しない要因の1つであろうというふうに推察をいたしております。</p> <p>前、これは東峰村ではなく宝珠山村のときだったと思いますが、1カ所に集まった合同店舗構想もあったように、私も記憶しておりますが、いずれにしましても、こういうふうな商工業、村が単独の施策でできるようなものではなく、やはり商店主の考え等もあり、先ほど村長が言いましたように、商工会とも協議しながら、この小規模経営者の方が将来にわたって商売ができると言いますか、この村で残っていけるような方策を考えることが大事だというふうに思っておりますが、再度村長に所見を尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>商店につきましては、買い物難民の問題がありましたので、各、今東峰村で、宝珠山地域でありますけれども、3つの店舗がございます。そういった人たちとの意見交換会、そういったものも行わせていた</p>

	<p>できました。</p> <p>しかし、やはりそれぞれの顧客というのがありまして、それをやはり侵すようなことはしたくないというようなご意見もありました。</p> <p>しかしながら、現実的にはガソリン代と、それから時間当たりの賃金、そういったものが取れないような状態でも少額でありますけれども、配達をしているというような現状があります。</p> <p>そういったところを、今後どうしていくのかということでもありますけれども、それは以前の答弁でも答えましたように、ガソリン代と、それから1時間当たりの金額を村のほうがお支払いして、それで配達等を行っていただければと思っていたんですが、それにつきましてもなかなか進展をしてないというのが状況であります。</p> <p>したがって、今後は集落支援員ですね、そういったところも現在、今年度2名入れる予定でございますけれども、各地区あたりにですね、配置したいと思っておりますので、そういった方々の協力も得ながらですね、買い物難民それから日常的な不自由をしているところ、そういったところも整備をしていければなと思っております。</p>
<p>議 長</p>	<p>8 番 佐々木紀嘉議員</p>
<p>8 番</p>	<p>この商店の問題は、先ほどちょっと村長も言いましたように、小さな拠点、コンパクトシティづくり、そういうものと絡ませないと非常に難しい振興の問題だろうとは思いますが、ただ、商工会が取られたアンケートの内容ですね、これを見てもみると、やはり共同店舗ができれば利用が減る店の割合が、利用が減るというだけでも39.9%、この大まか減る、何とか減ると合わせますと、半分以上がそういうふうにご利用が減るだろうというふうな見方をしていますので、これもなかなかですね、共同店舗とか小さな拠点づくりの構想についても、やはりちょっと難しいところがあるなというふうな感じはあります。</p> <p>しかしながらですね、やはり商工会とか、それから地元の商店街と、特に商工会さんが地元の商店街の方と話をしながらですね、村と一緒にしながら振興策を考えていくというような方法しか、なかなか私も活性化方法を、こうしてくれという方策はなかなか難しいのがあります。</p> <p>ただ、村長、先ほど言いましたように、プレミアム商品券、これは何年間がずっと続いております。そういうものを有効活用しながらですね、少しでも活性化するような取り組みということしか、現在のところではないのかなというふうに思っておりますが、やはりこの村で商店がなくなってしまうと、やはり買い物難民とか、今度は村で、何と言いますかね、ローソンとかああいうふうなコンビニですね、コンビニ系統の店舗をつくるというふうなことに、またなりかねませんので、そういうもの等についてもやはり検討しながら、この問題については進めていってほしいなというふうに思っております。</p> <p>次の質問に移ります。</p>

	<p>次に、教育長のほうに、東峰村教育方針についてというようなことで、質問事項を、項目的には5項目、今度質問するように通告をいたしております。</p> <p>まず最初に、これまで8年間、東峰村教育長としての教育行政にかかわってきた室井教育長に、国の教育方針、また学習指導要領等も含めて、東峰村の教育方針の問題点、それから課題、学校評価等も考えて、どのような認識で現在いるのか、まずそれを尋ねたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、国の方針について、述べたいと思います。</p> <p>今、国がですね、今後示す教育の姿として大きく2点、義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。2点目として、社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てる。これを大きく教育の姿として示しております。</p> <p>その中で、国の教育行政の方向性としまして、4点ほど。</p> <p>まず、社会を生き抜く力の育成。自立とか協同する力ですね。</p> <p>2番目に、未来への飛躍を実現する人材の育成。</p> <p>3番目に、学びのセーフティーネットの構築。</p> <p>それと4番目に、絆づくりと活力あるコミュニティの形成と。</p> <p>これを行政を進めるにあたっての留意点として、また4点ほど示しております。</p> <p>1点目が、教育における多様性の尊重。</p> <p>2番目に、教育に対する社会全体の連携、協同。</p> <p>3番目に、生涯学習社会の実現に向けた縦の接続。いわゆる学校教育だけではなくて、職業、生活とか退職後とかですね、そういう縦の接続を行うということ。</p> <p>4番目に、教育現場の活性化に向けた国、地方の連携、協同。こういうことが留意点として上がっております。</p> <p>こういう国の方向、施策を踏まえて、じゃあ村はどんな課題が、問題点があるかということで、いくつかちょっとまとめましたので、ご報告をしたいと思います。</p> <p>まずですね、これはどこのところでも言われていますけど、やっぱり社会を生き抜く確かな学力の育成、これは本村でも課題でございます。</p> <p>それと、グローバル社会に対応した語学力の育成、いわゆる活用できる、特に英語ですね、そういう力を育成すること。</p> <p>それと、経済的に厳しい家庭が増加をしているということ。</p> <p>それと、絆づくりと活力あるコミュニティの形成、村の共同体みたいなものが少しずつ壊れてきているようなところもあります。</p> <p>それと、生涯学習社会への対応がまだ不十分である。こういうところを村の教育課題として捉えております。</p> <p>じゃあ、そこから村の教育行政をどんなふうにするかということで、</p>

大きく4点ですね、ちょっと教育委員会としては方向性を持っており
ます。

まず、課題として上げられた確かな学力の育成ですね、これは喫緊
の課題でもありますし、子どもたちにしっかりと基礎基本をつけてや
りたいというふうに思っています。

それと合わせて豊かな心とかすこやかな体、知識だけではなくて心
と体もですね、一緒に育てていかなければならないと思っております。

そうしたときに、じゃあどんな取り組みをするかといったときに、
まず、現代的、社会的にその課題に対応した学習の推進ですね、どう
いうことかと言うと、情報教育とか道徳が教科になりますけど、道徳
教育の推進とか、うちが保育所から小・中ほとんど入れ替わりがあり
ません。そういう中での交流体験の推進とか、そういうのをやってい
きたいと思っております。

それと学習の質の保障ですね、ただ学習を与えるだけではなくて、
その中の質を高めていく。今言われているのがアクティブラーニング
とかですね、じゃあ、あなたはどうか考えるのとか、自分が発信でき
る力とか、総合的に考える力、そういうものを身に付けさせたいと思
っております。

そのためには、やっぱり先生方の指導力の向上ですね、このことが
求められます。

うちが小中一貫校で、今、施設一体型でやっておりますし、先生方
も小と中の壁を越えてですね、一緒に取り組んでいこうという雰囲気
ができております。そのことが子どもたちの成長にも繋がっています
ので、これをまだ推進をしていきたいというふうに思っています。

それとキャリア教育とか職業教育を推進をしていきます。

それと幼児教育ですね、これは後の質問にも出て来てはいますが、
教育委員会が保育所とかに直接管轄ではないんですけど、いわゆる幼
児のときの姿が学校教育のほうにも繋がっていくと。うちの方向が0
歳から15歳までを見守り育てるということで、保・小中一貫教育の
推進をですね、進めていますので、この幼児教育においても、特に住
民福祉課とかですね、それと保育所、保育園と連携を取りながら進め
ていきたいというふうに思っています。

2番目に、グローバル化に向け英語力の育成。特に今年からですね、
イングリッシュサマーキャンプですね、これを行うようにしておりま
す。英検3級をですね、今文科省が言っているのは、中学3年生で5
0%以上と。去年はそれをクリアをしておりました。今後もですね、
まず英検あたりの3級程度を目安にして、とにかく活用できる英語、
それをぜひ身に付けていきたいと思っております。

それと英語教育が、外国語教育が今度は英語科という形で、教科と
してですね、もう入ってきますので、それをさらに推進をしていき
たいと。英語のスピーチができたり、英語で日常的な会話はもうできる

	<p>と、そういう子どもをぜひ育てていきたいなというふうに思っています。</p> <p>それと3番目ですけど、学びのセーフティーネットの育成ということで、経済的に厳しくなっている家庭においてはですね、助成等、今でも村の中で英検とか給食費とか、諸々の助成をやっておりますけど、そういう家庭的にちょっと厳しい、経済的に厳しいところにおいて、保護とか助成とかをですね、やれるような、それは周知することも大事ですので、保護者のほうとかにもそれを伝えて、子どもたちに経済的な負担がかからないようなですね、そういうことを行っていきたいと思っております。</p> <p>最後ですけど、絆づくりと活力あるコミュニティの形成ということで、これは一番公民館ですね、これが繋がることが多いので、村の公民館と自治公民館、そういうところをリンクしてですね、ぜひ、いろんな事業とか学習とかやる中で地域の方々の連帯、共同を生み出していきたくて、そういうことを今考えているところです。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今、教育長からいろいろと問題点、課題、それから、こういうふうにするんだというふうなお話を聞かせていただきました。</p> <p>この後の東成瀬小学校についての、どういうふうな観点を持っているかを聞いて、また教育長に質問したいというふうに考えておりますので、次の質問の、秋田県の日本一学力の高い小学校を、教育長としてどのように感じているか、まず尋ねたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、すばらしい結果を出していますのでですね、秋田県の良いところを村でもぜひ取り入れたいなというふうに思っています。</p> <p>なぜですね、秋田県が良いのかということで、その要因の分析を早稲田大学がした部分がありましたので、それをちょっと引用させていただきます。</p> <p>まず、秋田の風土ですね、勤勉で連帯感のある地域と風土がある。児童生徒の素直さとまじめさ、家庭の安定と家庭の教育力の均質な高さ、教員の指導力向上のための積極的、計画的な指導や支援、学校の外部組織団体の積極的な働きかけと研究活動の推進、管理職と教員の協力関係と教員全員による共通理解に基づく熱心な学習指導、こういうところがですね、秋田県の高い学力を生み出している要因ではないかというふうに分析をされております。</p> <p>じゃあ、学校教育においてはどうかというと、教員が協力し合って、より良い授業を求めて研究し、効果が上がるまで徹底的に実践している。教員みんなで地道に努力する体制が整っている。地域ぐるみ、家庭ぐるみ、学校ぐるみで地道な取り組みを続けてきたため高い学力を維持していると、こういう分析がなされております。</p> <p>この分をですね、東峰村に合わせて、ちょっと考えてみたりしてお</p>

	<p>ります。</p> <p>そのときにですね、点数的に分母が小さいのですね、学年の構成とかいろんな影響がありまして、一概に比較はできませんけど、学力的にはですね、2016年ですけど、去年のことですけど、全国学力学習状況の中で小学校の部分は近いと、中学校においては数ポイント上を出している、そういう結果が出ております。</p> <p>必ずしもこの学年だけで、全体的にそれが評価できるかどうかは分かりませんが、そういう結果は出しているということで見れると思います。</p> <p>もう1つ付け加えます。</p> <p>そして、村にですね、これ秋田と同じところがないかなということで、分析をちょっとしております。その中でちょっと重なるかなというところで、いくつか紹介したいと思いますけど。</p> <p>まず、連帯感のある地域風土ですね、これは村にもあると感じます。それと、児童生徒の素直さとまじめさ、また家庭の安定、少しずつちょっと厳しい家庭が増えてきていますけど、総じてですね、家庭としては安定している状況があると。最後に、管理職と教員の協力関係、全職員によるですね、共通理解に基づく学習指導、これは、小中一貫教育で今やられていますけど、先生方が一体となってですね、子どもを育てている姿があります。</p> <p>こういう秋田とうちの村との共通点的なものをですね、今後村としても大事にしながら、やっていきたいというふうに思っています。</p> <p>その中で特にですね、地域とともにある学校、やはり学校だけで成果が出るものではないので、やっぱり総じてみんなで育てていく、今まで過去に7年間ほどですね、今年7年目ですけど、小中一貫校を立ち上げた中に、やはりこんな学校をつくらうという地域の方々の思いがですね、学校に伝わっているというふうに思います。</p> <p>そういうことを含めまして、今後そういうコミュニティスクールも含めて、地域とともにある学校を推進して、子どもたちを伸ばしていきたいというふうに考えているところです。</p>
議 長	8 番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>この東成瀬小学校、たまたまですね、昨年の8月3日、夕方5時20分からのめんたいワイドで紹介をされていたんですね。たまたまテレビを見ておりましたので録画を撮りました。今日はその録画のことも含めてですね、この東成瀬小学校ではこんなことをやっているから、もしかしたら学力がついたんじゃないかというふうな質問と言いますか、言い方を教育長としたいと思いますので、時間がちょっとありますので、少し退屈するかもしれませんが、聞いておいてほしいなと思います。</p> <p>この8年連続日本一ですね、この秋田県のびっくり学習法ということで、テレビタイトルで、これはテレビ局が作ったやつですから、そ</p>

んなタイトルがつくんですが。

この東成瀬村、人口2,600人余りということで、テレビでは紹介されておりました。小学校の児童総数は100人、塾などはありません。ということで紹介をされておりましたし、ここではソーシャルスキル、社会生活技能かるたで学校生活に必要なことをかるたにして、目で見て自然的に頭の中に入るような取り組みをしているというのが、1つ紹介がありましたが、やはりこの学力ナンバーワンの立役者である鶴飼孝教育長、この教育長、子どもたちが喜ぶ顔をイメージして教育行政を行うということで、秋田式の学力向上のポイントの1つには、授業が子ども中心の授業と、そして授業の最後は先生の言葉ではなく、子どもの言葉で締めくくると。それと先生よりかは子どもがよく話す授業というふうに、紹介をされておりました。

それから、秋田式のポイント2は、チームティーチング、これはですね、複数の先生ですね、テレビでは3人ですね、結局は村が雇った支援員を含めて、教頭までついて3人で、十何人でしょうけどね、生徒の授業を見ていっていると。

ですから、たまたまテレビで紹介された算数の分からない子が、 $28+30$ がいくつが、大きく500なんぼという答えを出していたんですが、そこで教頭先生がその子どもに寄り添って丁寧に教えるんですね。子どもが理解するように。ここはこうだろうという引っ張り方じゃないんですね。子どもからこうなるというふうな頭ですね。だから、先ほど教育長が言った学習の質を高めると、そういうのがやっぱり大事な要因だろうと思うんです。

それと、秋田式のポイント3は、学校以外の取り組みということで紹介されました。

これ3年、1年の女子の子どもが出ていたんですが、学校から帰ったらすぐ復習勉強をやると。復習勉強で、分からないときは誰が教えるかといったら、おばあちゃんなんですね。お父さん、お母さんは帰りが遅いということですね。お母さんは6時半、お父さんはもう9時も10時もなってしか帰らないから、結局子どもの先生は、おばあちゃんを見ると。だから塾のない村ではおばあちゃんも立派な先生だというふうな紹介がされておりました。

この村は三世代の同居が全体の7割を超えているということらしいです。ですから、やっぱりおばあちゃん、おじいちゃんがおって、自分たちの孫の教えはおじいちゃん、おばあちゃんたちが見て教えてやっている。

ですから、これは家庭での学びの大事さということだろうと思います。学校でいくら教えても家庭で何もできなければすぐ忘れてしまう。やはり復習、いろんなことを考えながら家庭でも勉強を、自主学習をやるというのが、ひとつの大事な点だろうというふうに思います。

東成瀬では、昨年出生された子どもは14人だそうです。あんまり

ここと変わらないですね。

ですから、やっぱり東峰村と同じで、村で生まれた子どもはみんな
で育てよう、そういうふうな気持ちが強いと、大きいということもテ
レビで放映されておりました。

それともう1つは授業参観ですね、授業参観については多くの保護
者が会社を休んで来るそうです。参加率は120%と書いていた
が、それとPTA総会も全員参加だと。

やっぱり子どもの教育については、親もそのときだけは一生懸命に
なって学校と連携し合うというふうな姿勢がやっぱりあるんだろうな
というふうに、この放送から見てとれました。

ですから学校は、保護者と地域と行政がやはり当人意識を持って子
どもを見守るということが大事だと。

これ教育長も先ほど言いました東京の豊島区の公立小学校でも、秋
田県に教師を2週間ばかり派遣をして、秋田式の授業の取り入れを
して、持って帰って、それからまたアレンジをしながら自分の学校に
活かしているというふうな放送もあっておりました。

結局豊島区の先生も言うておったのは、子どもが意欲的に、どう学
習させるか、子どもをですね。自主的に、意欲的に、どう学習させる
かが一番の課題だろうというふうに思っていると言っておりました。

勉強は、伸びていく基本は、自分が好きなことが一生懸命やれると、
そういうのが一番大事。だから、嫌々やってもどうしようもないん
です。やはりそういうふうな、自分からやるんだという気持ちを子ども
たちに植え付ける、また持ってもらうようなこの取り組みというもの
も大事じゃないかなと。

そして、先ほど言いましたように、決して引っ張り上げるんじゃな
くて、子どもに寄り添うことが大事だと。子どもたちに安心を与えな
がら学習を指導するというのが大事というふうなことが言われてお
りました。

この東成瀬の子育ての援助ですね、これ村長にちょっと聞いてほし
いんですが、小中学校の給食費は無料ですね。それから医療費は無料、
保育園の第2子以降は無料、スクールバスは無料、修学旅行費は補助、
それからおむつ代は補助というふうになっておりました。

それで昼休みにこの東成瀬の財政を見てみました。

財政的には29年度の一般会計予算35億円ですね。うちが32億
円、3億円ぐらい違うんですが、いうくらいなんです。

まず、どこが違うかと言ったら、やっぱり教育費ですね。これはで
すね、東峰村は9,792万円が今年度の教育費の予算ですが、この
東成瀬では2億3,000万ということですね。

しかし、35億、うちの32億とあんまり大きさは変わらないん
ですから、そこにどんなふうに配分するかと。向こうは村債が3億、4
億とかあるみたいですが、そうですね、向こうは村債が4億4,00

	<p>0万の収入源として、うちは1億9,000万ですから、村債等を使いながら、こういうふうな教育事業をやっているということだろうと思います。</p> <p>ですから、私もこれは実際に視察をしたわけではありませんが、テレビで見た感じと、そこにおる子どもたちとかおばあちゃんたちの姿を見ながら、やっぱり楽しく子育てをしながら、子どももやっぱり生き生き勉強しているなというふうに感じております。教育長に再度また、所管を尋ねたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>先ほどの佐々木議員の話を聞きながらですね、うちと重ねながらうなずけるなというところを感じておりました。</p> <p>いくつかをあげますとですね、保護者の授業参観とかなんとかのときは結構地域の方々やらも参加が多いんですね。私たちが常に見よる中では多いとかいう感じはしないんですね。けれども、他から転勤してきた先生方からそういう言葉が異口同音に聞かれます。ということは、やはり他のとこと比べて参加者がたくさん多いなど。</p> <p>それと、家族の方が勉強を教える。これも、うちは大家族が結構あるんで、そういうところが残っています。ばあちゃんが勉強の相手になっていただいているかどうかはちょっと分かりませんが、そういうふうな大家族性の持っている良さ、子どもたち、孫を育てていただいている。そういうところですね。</p> <p>それと、教育予算は秋田ほど多くないけど、議会の皆さん方の協力もあって、いろんところで予算を付けていただいています。村長さんも含めましてですね。</p> <p>1つの例を挙げると、村の雇用の、例えば3名ですね、雇っています。特に学習支援とかやっている部分があるんですけど、躓きの子どもに対して丁寧に指導している。先生が1人で教えるときに、どうしても目が行き届かなかったり、学びのスピードの差があったりしてですね、そのまま置いていくとか、そういう傾向もあるんですけど、躓いた子に対して、村から雇用された先生方が張り付いて教えていく。先生1人に対して3、4人ですね、授業ができるとか、そういうところは議会の皆さんとか村の方々ですね、応援のおかげだというふうに思っています。そういう部分を今後も大事にしていきたいと。</p> <p>それと、うちがその中でちょっと足りないなというところは、主体的、能動的な学習ですね。これは、秋田にやっぱりまだまだだなということだと思います。どうしてもさせられる部分とか受身的な学習ですね、そういうところがある部分は否めないで、それは学校等も含めましてですね、そういう主体的な学びの部分をまだまだ研究して、またつくっていききたいというふうに思っています。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この東成瀬については、小中連携教育ですね、一貫ではなくて連携、

	<p>小学校と中学校は別ですが。</p> <p>やはりここでも子どもたちの指導内容それから指導方法は、9年間を通じてすべて一貫性を持った教育を行うように考えているということです。その小中一貫とかの教育は、ここの言い方ですが、箱ものをつくっただけで押し込んではいけませんよと。連携をしながらきちんと育てなければだめですよというような言い方なんです。</p> <p>結果的には頑張る子どもたちがいて、それから熱意のある教職員がいて、学校を理解してくれる保護者がいて、行事に協力してくれる地域の人たちがいて、そして条件整備をする行政の、この5つの要素がうまくかみ合っこそ成り立ちます。</p> <p>これ、この後に私が質問する学校運営協議会の話とまた一緒になるんですが、やはりそういうものがうまくかみ合わなければ、子どもたちの学力とか子育ては難しいものがありますよと。</p> <p>それともう1つはですね、教職員の質を高めるための工夫と村独自のカリキュラムがあるということですね。これは、インターネットで私も出しておりますが、こういうのがあるということだけ教育長のほうに伝えておきたいと思います。</p> <p>次の質問に移りたいと思います。</p> <p>平成29年度から実施されている学校運営協議会制度について、教育長としてはどのような効果を考えているのか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>先ほどから申しましたように、教育の効果がですね、学校だけでは十分期待できない、まさしく地域やら家庭とかですね、総体として教育をやっていく、それがいい効果を表すというふうに考えます。</p> <p>そうしたときに、それを一番制度化したのがコミュニティスクールなんですね。佐々木議員さんも一緒に入って協議をやっていただいていますけど、いわゆる学校運営協議会を立ち上げて、いわゆる学校の実態、課題からどんな取り組みしたらいいかと、みんなで知恵を出し合い、また地域の方が参画していただいて、教育方針を決めていく、まさしくコミュニティスクールが持つ、そういう総体としての働きがですね、教育効果を高めていくと、そういうふうに思っていますので、ぜひこれを推進していきたいというふうに思っています。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>私も東成瀬小学校のことを少し勉強すると、やはり地域が協力しながら子育てをする。ですから、学校運営協議会制度、非常に大事なものだろうというふうに、また認識を新たにしたところではあります。</p> <p>次の質問に移ります。</p> <p>学校運営協議会ですね、このコミュニティスクールの関係で、0歳からの東峰の教育による保・小中一貫教育を推進するとある方針で、先ほど教育長もちょっと言いましたが、保育所の所管は厚労省、学校は文科省の所管となりますが、民間も含めたこの保育園児、子どもた</p>

	ちと教育長とのかかわりと言いますか、教育とのかかわり、これはどのように考えているのか、教育長に尋ねたいと思います。
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、村の保育所、保育園は、保育だから学校教育とは違いますので、教育委員会の管轄ではありません。それは前から申し上げたとおりですけど。</p> <p>0歳から15歳までという保・小中一貫教育の中にですね、当然保育所が含まれると。それと保育の後に学校教育として繋がっていく、そこは当然連携があるんで、切れない場所なんです。</p> <p>そういった意味で、教育委員会としては、今後学童、児童生徒になる子どもたちの基礎的なものは、どんなふうに付けていけばいいのかというところの、幼児教育の一番大事なところにおいてですね、教育委員会としては保育所とか保育園のほうに発信をしていきたいというふうに考えています。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今、教育長が言った、この平成29年度東峰村教育施策要綱、この中の2ページにも、「幼児からの教育が大切で、家庭や保育所とともに緊密な連携を取りながら0歳から15歳までを主とした教育の推進を図ります。」ということが確かに入っております。</p> <p>しかしながらですね、私がなぜこんな質問をするのかを先に申したいと思います。</p> <p>私もずっと今まで一貫して3歳児からの幼児教育に力を入れるべきではないか、というふうにいつも言っております。これ、あるところで言ったら、保育も大事なことですよということで、誤解を招いたことがあります。決して私は、保育がだめとかじゃなくて、保育をしながらある一定の子どもの年齢、3歳児、これからの教育が大事じゃないかということを申したいということなんです。</p> <p>その中で、一貫したカリキュラムが園児、保育園児含めて言うのかと、園児に対する考え方はどうなのかと。現場ですべてそういうふうなものが可能ならば心配はいらないわけですが、現場で働いておる保母さんたちも、やはり園児の世話でいっぱいだろうというふうに勝手推察をしております。</p> <p>前もこれは言ったんですが、前はこの保育園の園長さんは所管の課長がなったりもしておりました。ということは、大丈夫かなと、あるのか一貫したカリキュラムが、という心配だったんですね。</p> <p>だから、教育の一貫性はやっぱり子どもたちが育つうえで大事な要素でもあり、ことわざでもあるように、三つ子の魂百までと、じゃあ三つ子からじゃないかという思いは誰でも持っているんじゃないかなと思うんですね。</p> <p>これも言ったんですが、子どもの教育は「つ」の年までと。「つ」というのは、一つ、二つ、三つ、四つ、五つ、六つ、七つ、八つ、九つ、</p>

	<p>九つというのは小学校4年生までですね。</p> <p>だから、「つ」の付く年までにやはりある程度形成されなければいかんという意味じゃないんですが、形成されるべきではないかなというふうに思っておりますから、先ほどの質問にまた戻るわけなんですけど、そういうふうに園児とのかかわりを誰がどんなふうを持って、一貫した教育体制に成していくのかなと。</p> <p>一番大事な3歳から就学前までの5歳、6歳までの、この一番大事な2年、3年の間に、もちろん現場では努力されております。現場では努力されておりますが、どう言いますかね、いろんな指導要綱とか、小学校は指導要綱ですが、園児はそういうのはないでしょうが、園児に対する取り組み、勉強だけじゃなくて行事等も含めてですよね、いろんなものを体験させながら、どういうふうに育てていけば、この3歳児からの情感豊かな、そして意欲的な子どもが育っていくのかなというふうな思いがありますので、教育長には無理難題のこの質問ではあるんですね。ちょっと教育長とすると管轄外であって、ちょこちょこ口は出せても、本当にその間だけきちんと見るわけにはいかないというのが、問題点だろうと思います。</p> <p>これは、前も村長に質問したことがあるんですね、3歳児の教育をどうしますかと、一番大事じゃないでしょうかと質問したことがあるんですが、そういうところを含めてですね、ちょっと時間があまりなくなりましたので、簡単をお願いします。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>まず、教育においては第一義的にはですね、家庭にあると。だから、家庭がまず教育を行うということで、基本的にあります。</p> <p>それで、その中で家庭で保育やらできない、共働きとかですね、そういう方は保育所に預けるんですけど、保育所はそれぞれ保育指針を持ってあります。どんなふう育てるか。村に2つありますけど、どちらも持っています。だからそういうところを、まず特に管轄の保健福祉課とかで練りあってもらうとかですね。</p> <p>それと、冒頭申しましたように、第一義的に家庭にあるということは、どんな家庭とか将来的な姿をつくるかという、その生涯学習の視点とかですね、そういう観点からでも教育委員会はかかわれますので、村長さんが言っているひとづくり、村づくりのですね、分とかも重ねて、幼児教育も話題にするとか、研修をするとか、そういう形を進めていきたいと思います。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>これで教育長に対する質問は終わりたいと思います。</p> <p>次に、村長に村づくりの質問をいたします。</p> <p>村長としての1期目、まだ3年半ぐらいですが、任期が迫っております。この村長としての行政経営及び事業執行について、この3年半余り、どのような問題それから課題を感じられておるのか、まず尋ね</p>

	たいと思います。
議 長	村長
村 長	<p>先の村長選挙におきまして、多くの村民の皆様方のご支援とご指示をいただき、村長に就任し仕事をさせていただいていることに、まずもって感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>「村民の皆さんの声を村政に活かします。」という公約をひと時も忘れず、この約4年間村政に取り組んでまいりました。</p> <p>これまでの約4年間の行政経営及び事業執行において、村民の皆様との話し合いや意見交換の場の開催ができましたが、まだまだ十分でなかったとの問題意識を持っております。</p> <p>したがって、今後多くの村民の皆さんの声を丁寧に伺い、人口が少ないからこそできる一人ひとりが生き生きと暮らせる村づくりを目指して、都市とは違う創意工夫や小さいことを活かした効率的かつ細やかなところに配慮できる村づくりを、さらにどのように進めていくのが、今の私としての課題だと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>就任の4年目ですから、この4年間と言いますか、3年半で完全に事業執行ができたというものじゃないというふうに、私も感じております。</p> <p>村長は精力的に当村の活性化のために村政業務に取り組んできた姿は、村民も感じているのではないかというふうに思っております。</p> <p>この4年間の業務執行の中で、また新たな業務、それから施策の考えがあると思いますが、この期間限定である地方版総合戦略を含めて、今後の村づくりをどのように考えているか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり今、一番取り組んでいるのが、地方版総合戦略であります。この戦略は対象期間が平成27年度から平成31年度の5年間の期間限定であります。東峰村の生き残りをかけた「変わらないために変わる東峰村へ」のキャッチフレーズを掲げ、地方版総合戦略に係る事業を、村議会議員を含む村民の皆さんの代表で策定をしていただいております。</p> <p>その中で施策の基本目標を5つ掲げ、実施しておりますが、その基本目標の中で、村が生き残れるための施策を、現在、優先的に取り組んでいっているわけでございます。</p> <p>議員もご承知のように、福岡県で一番小さい村、高齢化率も一番の本村ですが、東峰村を子どもや孫が将来的にわたって持続させる持続可能な村づくりを目標に取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>その目標のため、次の村長選挙にも出馬を決意し、村民の皆様と、小さくても持続ができる良い村づくりに、今後とも挑戦していきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員

8 番	より良い村づくりのために、今先ほど村長、次期村長選への立候補の決意等も述べられましたので、より良い村づくりをお願いしまして、私の一般質問をこれで終了いたします。
散 会	
議 長	これもちまして、本日の会議を終了いたします。 明日14日は、午前9時30分から開会します。 本日は、これにて散会いたします。 <p style="text-align: right;">(16時27分)</p>

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成29年6月14日
(第 2 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成29年6月14日開議

日程第 1 一般質問

開 議	
議 長	<p>改めまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>日程第1 昨日に引き続き、一般質問を行います。</p> <p>5番 高橋弘展議員の質問を許可します。</p> <p>その前に、教育長から訂正があります。</p> <p>教育長</p>
教 育 長	<p>昨日の長澤議員の一般質問に対する答弁で、日本工芸館は文化財の範囲ではないという答弁をしました。</p> <p>正しくはですね、日本工芸館は文化財に含まれる建築物ではありますが、村指定の文化財の予定はないという意味での答弁ですので、修正をさせていただきます。</p> <p>なお、日本工芸館は近代和風建築物の対象にはあがっていますが、地元の要望等をですね、県に話した結果、近代和風建築の調査からは外れております。</p> <p>以上、修正と補足をしたいと思います。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	一般質問に入ります前に、資料がありますのでお願いします。
議 長	<p>事前に確認しておりますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
5 番	<p>それでは、質問に入っていきたいと思います。</p> <p>ただ今配布していただいた資料につきましては、臼杵市の子ども子育て総合支援センター、チアポートに関する資料と臼杵市の子育て支援拠点についての資料でございます。</p> <p>先日、私もこの一般質問にあたって、この子育て支援センターというものがどういったものなのか、そういった部分の調査というか、視察可能ということで臼杵市に実際に行ってまいりました。</p> <p>この資料につきましては、質問の途中で説明させていただきたいと思います。</p> <p>それでは子育て支援について、質問をしてまいりたいと思います。</p> <p>現在少子化が進む中で、この子育てを取り巻く環境というのが、以前から比べてなかなか厳しくなっているという部分は知られているところではございますが、その背景としまして、村内でも核家族化であったり共働きの増加によって、子育て環境というのがしっかり確保できているのか、また、行政の支援が行き届いているのか、という部分について質問してまいりたいと思います。</p>

	<p>そこでまず1問目なんですけれども、本村の子育て支援に対する基本的な考え、そして体制というのはどういったふうになっていますでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員言われますように、少子・高齢化の中でですね、子育てというのはやはり一番大事なことでありますし、子どもは国の宝、村の宝でもあります。</p> <p>そういった中で、私も子育てにつきましては、村長給与の20%を削減して、それを子育てのほうに使わせていただいているという経過もあって、私もこの子育てにつきましては、非常に大きな関心を持ってやっているところであります。</p> <p>そういった中で東峰村におきましては、少子化の進行や子ども及び子育てを取り巻く環境が変化する中で、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのために、平成21年度策定の東峰村次世代育成支援後期行動計画を継承して、平成27年4月に東峰村子育て支援プランを策定し、本村の子育て支援に取り組んでいるところであります。</p> <p>その基本理念として、「一人ひとりが未来を担うたくましい子どもたちを育てる」を掲げ、さらに3つの基本的視点及び4つの基本目標を定め、取り組んでいるところであります。</p> <p>基本的視点といたしまして、すべての子どもが心身ともに健やかで育つことを支援する視点、すべての親が安心して子育てができることを支援する視点、地域全体で子どもを見守り支援する視点であります。</p> <p>基本目標として、地域における子育て支援、すべての親子の健やかな成長への支援、子どもが、親子がともに遊び、育ち合うことができる環境づくり、豊かで安心できる家庭生活、地域生活のための支援、そういったものを行っております。</p> <p>その中で体制につきましては、役場の保健福祉課及び教育委員会を中心に保育所、東峰学園など、村内外の関係機関と連携をしながら子育て支援、そういったものを行っているということであります。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ただ今、村長から答弁がありましたように、この子育て支援プランというものに基づいて、今、子育て支援というのが進んでいるかと思えます。</p> <p>ただ、いろいろ村でも計画等を立てられる中で、計画がじゃあ、どのように実行されているのかというのは、なかなか精査が進んでいるのかなという部分、計画はあるけれども、それが実態が伴っているのかという部分、すごく疑問に感じる部分もあります。</p> <p>実際ではサポート体制、どういうふうな体制になっているのかについて、もう少し聞いていきたいと思えます。</p> <p>次の問いに入りたいんですけれども、妊娠から出産、そして乳幼児、</p>

	<p>未就学児、小学生、中学生と、子どもが成長するにあたって、いろいろ親としても悩みが出てくるかと思います。</p> <p>そういった部分でですね、どういうふうな子育ての相談・サポート体制というのがとられているのか、お尋ねしたいと思います。</p> <p>質問の中には小学生、中学生という部分書いておりますが、少しちょっと範囲が広がってしまいますので、とりあえずのところ妊娠から出産、乳幼児、未就学時の部分でお尋ねします。</p>
議長	村長
村長	妊娠から出産、乳幼児、未就学児の子育て相談・サポート体制につきましては、保健福祉課長に答弁をさせます。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>妊娠から出産、未就学児、乳幼児期の相談につきましては、保健師、民生児童委員による相談・サポート体制をとっております。</p> <p>また、事例によりましては、北筑後保健福祉環境事務所と連携を図りながらですね、対応をしているところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>体制はとられているかと思います。</p> <p>では、その相談したいときというのは、どういうふうにお母さんたち、保護者の方は相談をすればよいのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	相談がある場合につきましてはですね、役場のほうに電話とかしていただいたり、直接ですね、小石原庁舎のほうになります保健師がおりますので、来ていただいてですね、相談を受けるように体制をとっておるところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>実は、その辺の改善をぜひ、していただきたいなという部分がありまして、やっぱり相談をするというところで、電話をかける、あるいは役場に来るといのは、すごく悩みを持ったお母さんたちにとっては、なかなかハードルが高いのかなと思う部分があります。</p> <p>これ本当に相談していいんだろうか、電話1本かけるというのがすごく大きな行動だと思うんですね。やっぱり保健師さんとの関係性もいろいろある中で、相談をするという部分が、すごくやっぱり自分からの行動としてしにくい部分、確かに、もう電話1本でもかけてくださいというのは簡単なんですけども、なかなかそれができる方とできない方というのがいらっしゃるかと思います。</p> <p>そういう部分で、そういう悩み、抱えた悩みを相談できない人に対しては、何か役場からのアプローチというのはあるのでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	保健事業のほうでですね、乳幼児健診等を行っております。その際にでもですね、乳幼児健診のほう年4回になりますけど、その部分もあっております。

	また、訪問という形もですね、とっておりますので相談をしていただければと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>確かにいろいろ保健師さんの、出産前の相談、訪問というかですね、あったり、出産後の訪問というのも確かに行われております。</p> <p>ただ、やはり出産前、出産後に対して1回ずつというのが現状であって、なかなか悩みがあったときに相談できる、すぐに相談できる体制というのが、なかなか今十分にとられているのかなというのが疑問に思うところであります。</p> <p>そこで、1つ提案させていただきたいのは、東峰村でも子育て支援センターを開設できないでしょうかというところ、ご質問させていただきたいんですが。</p> <p>子育て支援センター、いろんな体制があるかと思います。保育所やこども園を中心とした形であったり、地域のNPOがそういう形を取ったり、臼杵市の場合は、シルバー人材センターの方がやられてたりとか、いろいろ体制はあると思いますが、東峰村ではそういう相談機能、常時相談できる体制を持った、そういった子育て支援センターの開設というのは、検討されていますでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>平成19年度よりですね、子育て支援センターを小石原保育園に委託をして行って、設置していました。</p> <p>育児不安や子育てに関する相談・指導、子育てサークルなどの支援を行っていましたが、平成27年度に委託期間の満了をもって継続ができませんでした。</p> <p>村としましては、地域の子育ての拠点として子育て支援センターを再び開設することが必要と考えますので、検討を行っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	では、その子育て支援センター、どういったものを考えていらっしゃるのか、分かる範囲でお答えいただきたいと思います。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	相談をメインとした支援センターをですね、場所はまだ確定はしておりませんが、保育所にするのか、別の場所にするのか、今検討中でございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もしよろしければ、大体いつの時期辺りぐらいを目途に、そういった子育て支援センターの開設を目指しているのか、お答えいただけますでしょうか。
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	時期はですね、まだ人材とかですね、等の確保も必要になってくるかと思っておりますので、今のところは未定でございます。
議長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>なかなかこの人材の配置であったり、環境を整えるというのは、おそらく時間がかかるとは思います、やはりこれからのためを考えて、できるだけ早くの子育て支援センターの開設に向けて進んでいっていただきたいと思います。</p> <p>そこで、ちょっと先ほど配布させていただいた資料も含めて、ちょっといろいろ提案をさせていただきたいなと思うんですけども。</p> <p>やはり村としてもしっかりとした子育て理念を、まずは持っていただきたいなというのが1つあります。</p> <p>臼杵がひとつ参考になるかなと思って、私も視察というか、調査に行かせていただいたんですけども。</p> <p>臼杵市に関してもそうですし、今全国で子育て支援拠点として整備されているのが、フィンランドのネウボラという子育て支援のあり方を真似て進めている形が多くなっています。</p> <p>そのネウボラというのは一体何なのかというと、フィンランド語でネウボラというのが、訳すとアドバイスという意味で、妊娠期から就学前までの子どもの健やかな成長、発達の支援はもちろん、母親、父親、兄弟、家族全体の心身の健康サポートも目的となっているということで、生まれる前から就学するまでの相談・サポートを一手に担っているということで、妊娠が分かったときに病院に行くんじゃなくて、まずこのネウボラを尋ねるというふうな形で、フィンランドは進んでいるかと思います。</p> <p>それを真似た形で、日本でもそういう相談の体制というのは取られ始めている中で、ひとつこの臼杵があるんですけども。</p> <p>臼杵の場合は妊娠から18歳までの相談をワンストップで行える形を取っています。実際に担当の方ともお話する機会をいただいてですね、話した中で、やはり何があっても見捨てない、見捨てることのない相談体制というかですね、子どもたちを見守っていける体制をとるのが、一番のモットーに掲げられてて、絶対に虐待死を起こさないということを、職員さんたちは切に思いながら、一生懸命されているという部分をお聞きしました。</p> <p>そこで、このセンター自体にもですね、いろいろ機能があります。</p> <p>1つは遊びの場、集いの場ということで、子育て中の保護者等が気軽に立ち寄れる。2つ目が、相談支援の場ということで、妊娠期から18歳までの子ども子育て支援のワンストップを図るため。学習情報発信機能として、子育てと親育てと子育て支援の情報を発信するため。最後に、子どもに関する行政手続きとして、母子健康手帳や児童手当などの行政手続きができる機能を持った施設であります。</p> <p>こういうものが村にも設立できるといいなというのは思うところなんです、これを実際にやるとしたら、かなりたいへんというのはもちろん把握している部分であります。</p> <p>そこで1つ考えていっていただきたいのが、妊娠期から18歳まで</p>
-----	--

	と臼杵は提唱されていますが、東峰村では大体子育て支援体制というのは、妊娠期から何歳ぐらいまでを考えられるのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	今まで行っておりましたのが、幼児期、就学前までのサポートをですね、中心に行っておりましたので、また今後検討してまいりたいと思っております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>できるならば18歳ぐらいまでですね、子育てを見守れる環境づくりを、ぜひ、していただきたいというのはあります。</p> <p>ここからは教育に関する部分にもなってくるかと思いますが、やはり妊娠期からであったり、幼児期、乳幼児期の家庭環境であったり、そういった部分というのが、学校教育に移ったときにあっても、何か荒れに繋がったり、あるいは登校拒否であったり、そういった部分に精神面で繋がってくるということがあるかと思えます。</p> <p>その原因というのが、いろんな原因があるということで、1つの原因というのは、おそらくないかと思えます。それが幼児期の何かの体験であったり家庭環境、そういった部分も関わってくる中で、やはり一体となって、その子どもの子育ての把握というのが必要になってくるかなと思えます。</p> <p>そこで、教育長にお聞きしたいんですけれども。</p> <p>今、子育ての支援については、未就学児までということで保健福祉課のほうはあっておりますが、学校教育のほう、教育委員会のほうではどこからどこまでの間、その子どもたち、あるいは要は子育てというか、家庭教育であったり、そういった部分の把握というのは行われているのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教育長	年齢とすればですね、学童期、まず小学校1年生ですね、そして高校を出た後も3年間は見守っていこうということですので、学年とすれば18歳と。あとのほうの追いかけ方はちょっと薄くなるかもしれませんが、そこまでは範囲の中に入れております。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>今、要は学童期を迎える前と迎えた後で、その子どもであったり親子であったり、子育ての行政としての向き合い方というのが、課が分かれてしまうのかなというのがあるかと思えます。</p> <p>そこで、この臼杵の取り組みがすごくいいなと思うところが1つありまして、妊娠期、母子健康手帳の交付時から、実は親子のカルテを作っているということを聞いております。</p> <p>というのが、妊娠期からどういうふうな家庭環境で子育てがされているのかというのを、逐一1人ずつ把握されていると聞いております。それが18歳までそのカルテがずっと生き続けるということで、非常にきめ細やかに、何かあったときに対応できる体制がとられているか</p>

	<p>と思います。</p> <p>そういった部分でも、やはりこの学童期を迎えるにあたって課が変わるのじゃなくて、やはり妊娠期から18歳まで、教育長は今、高校のところまでという話もあったように、やはり一繋ぎで子育てというのを見守る仕組みというのが、何か作れないのかなと思いますが、そういった部分ご検討いただけますでしょうか。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>今、課が分かれて子育ての支援体制というのが行われているかと思います。それが、要は、学童期を迎える前、後というところで、その引継ぎというかですね、バトンが渡されていると思いますが、それをやはり一繋ぎで、妊娠期から18歳までというのを1つの流れとして、やはり見守れる体制というのは取れないのでしょうか。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>今やっていることで、十分ではありませんけど、今やっていることをまずお伝えしたいと思いますけど。</p> <p>小学校に上がる前は当然ですね、保育所の保育はどうであったかとか、そういう問題点はなかったかという申し送りが必ずあります。</p> <p>それと小学校から中学校に上がる時も申し送り、うちは一貫校なのでそのまま、いわゆる個人カルテみたいなものですね。そこまできちんとしたものではないんですけど、そういうものを作って、常に申し送りながら、子どもの成育に関するいろいろな、様々な問題とか課題とかですね、そういうものを受け渡していくと、そういう取り組みはしております。</p> <p>高校においてはですね、高校連絡会とかいうのがありますので、そういう中で高校生の様子、それを知るとか、または卒業生への声かけですね、すべてに家庭訪問とかできませんけど、チャンス相談等で会ったときに「どうしよるね」と、「あの子はどうね」とかですね、そういう情報を集めながら、ちょっと学校に行けてないとかこんなことが起こっているとかいうことにおいては、旧担任とかが足を運ぶとか、そういう形での支援を今行っているところです。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>ちょっと伝わらなかった部分があるのかなと思います。</p> <p>学校教育に関する部分では、そういう引継ぎというのはもちろん行われてきているとは思いますが、それ以前の部分の引継ぎと言いますか、それがやはり妊娠期から就学前の部分のですね、把握というのが、やはりしっかりと引き継がれて、それがやはり18歳まで進んでいくと、より何かあったときに対応できる部分が大いのではないかなというのが、質問の意図する部分であります。</p> <p>逆に保健福祉課のほうにお尋ねしますが、そういった部分の情報というのは、学童期のほうまで引き継がれていっているのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長

保健福祉課 長	保育所に入所されている子どもの状況とかをですね、学校のほうに 情報として引き継いでおります。さっき教育長が言われましたように、 引き継いでおりますので。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>それが保育所前の部分も含めてですね、何かあるとすべてが一致して、 本当に生まれたときから1つの流れが作れるのじゃないかなと思う部分 であります。</p> <p>ぜひ、この白杵でされているような、本当に妊娠期の部分から、生ま れる前からそういうカルテというかですね、がひとつ繋がって引き 継がれていくような仕組みづくりをぜひ目指していただきたいと思 います。</p> <p>もう1つ、さっき質問でも少し言わせていただきましたが、なかな かやはり役場に行ったりするということが、子育て中の方は重荷にな るかと思えます。</p> <p>よく総合窓口でも見かけるのが、おんぶや抱っこをしながら窓口 に座って、一生懸命申請書を書いたり話を聞いたりするという姿を目に したりします。</p> <p>なかなかやはり子どもを連れて役場に行くというのは大変であつたり、 子どもが言うことを聞いてくれればいいものの、なかなかぐずつ たり難しい部分があつたりします。そういった窓口の対応というのは、 今、どうされているのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課 長	お子さん連れで申請に来られた場合は、職員が子どもを見たりです ね、やっております。スムーズに申請ができるようにですね、サポー トをしているところでございます。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	ぜひ、そういった部分しっかりとやっていただきたいのと、例えば トイレの環境であつたりする部分も、じゃあ、おむつ換えたりとかが できる環境が、実際今、整っているのかなという部分ありますが、そ ういったハード面の整備というのは、実際どうなっていますでしょ うか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課 長	<p>施設のトイレ等におむつを換えるところの設置はですね、今のとこ ろいずみ館のほうしか設置をしていないところでございます。</p> <p>他の庁舎にはですね、そういった施設等は整備をしておりません。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>という中で、なかなか役場に相談に来てくださいということを言っ たとしても、相談できる体制が取れているのかなという部分があるの で、ぜひ、こういった支援拠点というのを整備していただきたいな というのがあります。そういった部分も加味してですね、整備を していただきたいと思えます。</p>

	<p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>今、子育て支援センターが村にない中で、ある親御さんたちは、杷木の公民館に出張サロンと言いますか、朝倉市の子育て支援センターがされている訪問サロンに出かけたり、あるいは日田のほうの子育て学級であったり、これも子育て支援センターのほうへ直接講座や研修に行ったりするというのを聞いています。</p> <p>そういった中で、日田市や朝倉市との公民館や子育て支援センターの相互利用の連携というのは、現在図られているのでしょうか。また、そういった連携は図れるのでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>日田市や朝倉市の子育て支援センターは、他の市町村からの利用ができるということですので、利用していただければと思っております。</p> <p>また、本村で開所した場合も、他の市町村の方もですね、利用者も受け入れながらやっていきたいというふうに考えております。</p> <p>連携については、今ですね、取れていないような状況でございます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	公民館のほうはいかがでしょうか。
議 長	教育長
教 育 長	<p>学習とか大人の部分のかかわりはある程度できていますけど、子育てとかいう部分においてはですね、うちとの連携はまだ弱いというふうに思っております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>先ほど保健福祉課長のほうからありましたように、日田のほうでも外部の受け入れはできるということで、やはりそういった情報をしっかりと、村も今支援センターがないというのであれば、しっかり発信をしていっていただきたいなと思います。</p> <p>じゃないと、じゃあ子育て、特に思う部分は、やはり保育所等に入所する前、要は家で育児をする方々が、どこに行けば相談であったり、そういう子育ての勉強であったり、一緒に子どもと遊べる場というのがあるのかというものの把握が、一番大事ななと思います。</p> <p>先ほど言わせていただいたように、村でもやはり核家族化が進んでいるかと思っています。日中母親と子どもで二人きりという家庭が、やはり増えてきている中で、どこか行かないとなかなか精神的に辛くなっていく部分があるかと思いますが、ぜひ、そういった部分の情報発信をよろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>保育所のことについて、少しお聞きしていきたいと思います。</p> <p>昨年度途中より、園児数が減少している小石原の保育園に運営補助が、新たに出されることになっているかと思っています。</p> <p>それも含め、今後の民間を含む村内の保育所、保育園というのが、あり方というのは、現在村ではどのように考えられているのでしょ</p>

	か。
議 長	村長
村 長	<p>今のですね、小石原保育所それから美星保育所の体制につきましては、今後も堅持していきたいと思っております。</p> <p>特に小石原保育所につきましては、31年度から急激に人数が減るという情報もいただいておりますけれども、そうなった場合でも保育所としては、堅持をしていきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>なかなか園児の数が減ってきて、園自体の運営が厳しくなってくるというのは、本当に数字を見る限りでも、そう感じる部分ですが。</p> <p>やはりそのまま、園児数が少ないまま村が補助し続けて維持するというのは、どうなのかなと思う部分もあります。それでまた公立の保育所も村としては1つある中で、どう維持していくのかというので考えなければいけない部分もありますが、私としても、今、村長が言われたように、やはり1つの地域に1つの保育所がないと、なかなか育児環境は整わないのかなという部分があるかと思います。</p> <p>今、定員割れ加算という形で小石原保育園の補助がされていると思いますが、もしその補助を出すのであれば、こういう子育て機能、子育て支援センター機能を、やはり運営していただくような形、何か意味がある形で補助ができないのでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>19年度から26年度まではですね、そういった体制での支援と言いますか、子育て支援センターという開設をしていただいて、支援をしていったわけなんですけれども。27年度の委託の満期をもってですね、小石原保育所のほうから、もうできないということを、報告を受けております。</p> <p>したがって、小石原保育所につきましても、今後どのように運営をしていくのか、そういったことも含めて、保育所のほうの理事会、それから保護者たちも合わせて検討をですね、今やっているところだと思えます。</p> <p>今年度からそういう会合を持ちたいという話は聞いております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>なかなか園児が減りだすと、あそこに預けてもお友達が少ないからという理由もあったり、段々減っていくのを止められなくなってくるのかなと思います。</p> <p>1つ先ほども申したとおり、そういうセンター機能を持って小石原保育園であったり美星保育所は、こういう園であったり保育所なんだという部分が、預ける前の親御さんたちに分かってくると、また状況も変わってくるのかなという部分があるかと思います。</p> <p>そういった部分でぜひ、保育所、ちょっと後の質問にもなりますが、そういった保育所に支援センターの機能を持って、より開いた形での</p>

	園の運営、あるいは所の運営というのをやっていただきたいと思いますが、おそらく回答は検討中、検討しますという話になるかと思いますが、そういった保育所を中心とした子育て支援の拠点づくりというのを検討できないでしょうか。
議 長	村長
村 長	先ほど言いましたように、小石原保育園についてはですね、平成27年度をもって終わっております。 その理由等がどういう理由かというのは聞いておりませんが、そういった体制をやはり続けていく、それから美星保育所につきましても、そういった体制が取ればですね、いずれにいたしましても、子育て支援というのは重要なことでありますので、そういったところには前向きに取り組んでいきたいと思っております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	ぜひ、そういう場をつくっていただきたいというのは、いろんな意味も込めてになるかと思えます。 今、日田の子育て支援センターであったり、朝倉の子育て支援センター、いろんな取り組みをされています。子どもを通じた何とか教室であったり、手作りの小物を作る教室であったり、いろんな場所、場所によって特色を出した子育て支援の、親子で何かできる形であったり、育児サポートも含めた取り組みというのがされています。 そういった部分で、美星保育所も小石原保育園もそういった形で、お互いがいろいろ考えて、育児に関して勉強して、もう少し新たな取り組みというのが切磋琢磨して、開ける環境ができると、もう少し園の雰囲気であったり保育環境も変わってくるのかなという部分があるかと思えます。 その辺も加味して、ぜひ、いろいろ検討していただきたいというのと、やはり聞く中で今保育環境、村には2つ保育園、保育所があるので比較されがちになりますが、そういった部分の話もちらほら聞く部分があります。 1つ思うところでは、保育士さんであったり人事の固定化というのが、1つあるかなと思うんですが、そういった部分の村内の園同士の人事交流であったり、そういった部分というのは、何か検討されたりはしないのでしょうか。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	人事交流につきましては、小石原保育園と美星保育所の研修の一環を兼ねましてですね、以前に人事交流を行ってですね、やった経緯があります。 今のところやっていませんけどですね、今後も検討して行ってきたいとは考えております。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	やはりなかなか保育士さんの入れ替わりというのが起きにくい現状

	<p>なのかなというのも今ある中で、やはり人がどんどん入ったり、変わったりというので、やはり園が新陳代謝しながら、また先に進んでいくという部分もあるかと思います。</p> <p>もう1つお聞きしたいのは、保育士の方がこちらの総合職、行政職のほうに移ったり、そういったことというのは可能なのでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>過去の例になりますが、1名保育所のほうから役場の中に異動になった、もう合併前ではございますが、なったという経緯がございます。一応総合職として採用しておりますので。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>これから子育て支援の拠点をつくっていくにあたっては、そういう保育の現場を分かる方というのが行政の中にもいいのではないかなと、そういった部分が専門的に分かって、より業務をしやすいのかなと思う部分があります。</p> <p>この白杵に聞きに行ったときも、ここのチアポートの子育て支援センターの所長さんをされていた方が、幼稚園の先生あがりの方でした。異動されてきた方で、本当に一生懸命されて、たいへんじゃなかったですかと言ったら、より行政職に移って視野が広がりましたということで、市長と一体となって、この施設をつくり上げた経緯があるそうです。</p> <p>という部分で、ぜひ、保育所のほうの人事もですね、やはり流動的にぜひ、検討していただいて、この子育て施策にそういう保育士さんの経験というのも活かすような形で、ぜひ人事というのを考えていただけないでしょうか。村長にお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>村のほうとしてもですね、いろいろ勉強をまずはしてですね、この問題については、また議員等の協力を得ながら進めていきたいなと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、村の施設等も空いているところもありますので、そういったところを、拠点づくりとかできないのかなと、今ちょっと想像していたところでもあります。</p> <p>また、白杵市というのは結構大きな市ですので、これが各拠点にあるのか、ここ1カ所だけか、いろんなところをちょっと今から相談を、見聞を広めまして、今後の対応は図っていきたいと思っております。</p> <p>いずれにいたしましても、子育てというのは最重要なことでありますので、この件についてはもう少し勉強させていただきたいと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>もう1つだけ保育所に関する質問をさせていただきたいと思っております。</p> <p>今、保育所が都市部等ではすごく建設ラッシュと言いますか、待機</p>

	<p>児童対策であって建設されながら、保育士の確保というのがなかなか難しくなっているという話もお聞きします。</p> <p>先ほど新陳代謝の話を少しさせていただいた中で、そうするにあっても保育士が見つからないと、そういったこともできないというのが現状であるかと思いますが、そういった確保、そういう保育士を見つけるという部分は、現在村の状況としてどうなのかというのと、保育士の資格を持たれて、現在保育士としての仕事というのをされてないという方が、村内にどれぐらいの数いらっしゃるか、把握はされているでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>現在のところ村内の保育所での保育士の確保はできております。</p> <p>村内での保育士の資格を有している方で、職員の知り合いなど身近なところでは把握をできておりますけれども、村内全体としてはですね、保育士の資格を持ってある方の把握はできておりません。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ、そういった保育士の部分の資格保有者という部分の把握も行っていくことによって、また、子育て支援の体制づくりにすごく協力的になっていただける方になるかなと思いますので、ぜひ把握を行っていただきたいのと、今、村が掘んでいる限り、その知り合い関係であったり、そういった部分でどれぐらいの数、村でそういう方が要るという部分は、村として把握されているでしょうか。</p>
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	数のほうはですね、現在のところ把握はしておりません。
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ぜひ把握して、その拠点づくりにあたって、ぜひご協力いただくような、何かいろいろ仕組みを作っていただきたいなと思います。</p> <p>次の質問にまいりたいと思います。</p> <p>今度は子どもたちと遊べる施設について、少し質問をしていきたいんですけども。</p> <p>喜楽来館であったり宝珠山の公民館、東峰村の公民館ですね、小石原の公民館であったりこども館、宝珠山駅横の遊具であったり、今度旧宝珠山小学校グラウンドの芝生、これも子育ての方が使えるようにという話もありましたが、そういった子どもと遊べる施設、様々ありますけれども、使用頻度、いろいろ設置されておりますが、どれぐらい使用されているのか、状況をお尋ねします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>全体的な把握はできておりません。</p> <p>喜楽来館ではですね、子どもの部屋を利用して、子育てグループが月に1回、10名程度で子育ての相談や子育て講座を行っており、子育て中のお母さん方の相互の保育、子育て支援が行われているという</p>

	<p>ことであります。</p> <p>それから、宝珠山駅横の遊具の利用等については、先ほど言いましたように、把握はしておらないということです。</p> <p>あと旧宝珠山小学校グラウンドにつきましては、これは、ご説明を以前申しあげましたように、高齢者、幼児、小中学の健康促進並びに親睦とふれあいの場としての活用をしたいという要望がありますので、本年度中に芝の植栽を行って、利用促進を図っていきたいと考えております。</p>
議 長	教育長
教 育 長	<p>教育関係につきましては、こども館とですね、公民館についてお答えしたいと思います。</p> <p>まず、そのこども館ですけど、毎週月曜日から金曜日ですね、開放しております。放課後のいわゆるアンビシャスですね、と子どもの居場所づくりということで、利用の人数としては毎日ですね、20名近くが、入れ替わりですけど、子どもたちがあそこで、部屋の中で遊んだり、運動場に行き遊んだりとかいう形で利用しています。</p> <p>最初の開設のときは数名でしたんですけど、先ほど議員申されたように、やっぱり共働きの方とかですね、家に誰もいないとか、また遊び場所がないゆえに、ここに来たら友達がおるとかいう形でですね、今言ったような20数名の方が活用をされております。</p> <p>それと、中では本を読んだり、ゲームをしたりボール遊びをしたりとかですね、そういう中で過ごしています。</p> <p>公民館におきましてはですね、小石原公民館が毎週木曜日ですね、アンビシャス広場と、週1回なんですけど開放しております。</p> <p>そこにも子どもたちが、例えば放課後の帰りがけにですね、役場でちょっと下車して、あそこでちょっと遊んで帰るとか、そういう形で利用をしております。</p> <p>こちらの宝珠山公民館のほうはですね、もうこども館がありますので、そちらのほうに行き、たまに待ち合わせの場所で使ったりぐらいの子どもの遊び場として、いろんなDVDとか置いていますけど、そういう視聴はあまりやってないので、ちょっと待ち場所みたいな形の利用という形になっております。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>いろいろ村の中に施設があるんですけども、子どもが少なくなってきた現在の現状、やはり1つの地域の中で子どもがいるかないかぐらいの現状になってきているかと思っております。地区等でですね。</p> <p>なってきた中で、昔はいろんな場所にそういう子どもの遊び場であったりあると、すぐに行けたりという部分があったんでしょうけど、なかなか今の現状、子どもが少なくなると、行っても誰もいないという現状がすごくあります。</p> <p>例えば喜楽来館の子どもの部屋であっても、行っても誰もいないの</p>

	<p>で、なかなかシーンとした雰囲気遊ぶのも、なかなか楽しくないというかですね、その雰囲気、場として相応しいのかどうかというのあったりします。</p> <p>1つ提案なんですけれども、やはりそういった施設の集約化を図ることで、その施設の維持であったり、予算が下がる分また違った部分で、集約した部分にそういう予算も使えるのではないかなと思うところがありますが、そういった子どもの遊び場であったり、屋内外問わずですね、集約するという形は検討できないでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>乳幼児とかですね、それから小中学生とか、端的に言いますと、子どもの成長時期によりまして遊び方も違うでしょうし、集約というのが、逆にまたどこに集約するのかというような問題等もあると思います。</p> <p>しかしながら、子育てセンター等も含めましてですね、そういったことは今後ちょっと詰めていきたいと思っております。</p> <p>先ほども言いましたように、空いてるところ、空いている公共施設等がありますので、そういったものの有効活用等も含めてですね、今後検討をしていきたいと思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、そういった部分も見ながらですね、施設整備であったり拠点整備を行っていただきたいと思います。</p> <p>次の質問、大きな質問に変わりたいと思います。</p> <p>子ども医療費助成について、お聞きしたいと思います。</p> <p>現在、中学生まで通院、入院の医療費が無料ということで村もなっておりますが、それが県内の医療機関にかかった場合においては、窓口負担なしでそういった部分受けられますが、県外の医療機関を受けた場合は、まずその窓口で支払って、後ほど役場で申請という形が取られているかと思えます。</p> <p>ぜひ、先ほどからも言っておりますが、なかなか子育て中の方が役場に来て申請というのは、いろいろな面でたいへんということが言われているかと思えますが、そういった部分で、県外の部分の日田市の部分でですね、今医療機関にかかられる方多いかと思えます。生活圏が日田のほうにも伸びておりますので。</p> <p>そういった部分で、日田市で医療機関にかかる際に、窓口負担がなしで、そのまま子ども医療の助成が受けられる形というのは取れないのでしょうか。</p> <p>調べてみた結果ですね、福岡県の豊前市、吉富町、上毛町、築上町の4市町と、大分県中津市のほうがそういった連携を取られていて、県をまたいでですね、連携を取られているということで、村でもそういった連携が取れないものでしょうか。</p>
議長	保健福祉課長

保健福祉課長	<p>今言われました自治体について調査しましたところ、県境を越えてですね、現物給付を行っているところがありましたので、今後現物給付の改正に向けてですね、検討を行っていきたいと思っています。</p> <p>なお、当分の間はですね、県外につきましては、たいへんご迷惑をかけますが、償還払いの対応をお願いをしたいと思っていますところでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ぜひ、早い時期の実施をお願いしたいと思います。</p> <p>最後の質問にまいります。</p> <p>すこやか子育て基金について、伺いたと思います。</p> <p>先ほど村長の答弁の中にもありましたが、就任後すこやか子育て基金が創設され、村長の報酬の20%カットした分が基金に積み立てられ、子育て対策に使われているとお聞きしますが、そういった形によるのでしょうか。確認の質問です。</p>
議長	村長
村長	もう1つはふるさと納税ですね、この部分の子育てという希望の方の資金も入っているということです。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>子育てに充てる財源であったり予算というのは、もう少ししっかりと確保していただきたいなと思うところがあります。</p> <p>1つお聞きしたいのが、村長の報酬をカットしないと、子育てのための予算というのは確保できないのでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>私の給与のカットだけという話ではありませんで、基金化しなくてもですね、一般財源のほうから必要なところにつきましては、拠出することができますので、敢えて子育て基金という形での財源等はですね、今のところ持たなくてもいいのかなと思っています。</p> <p>それは必要なことであれば、一般財源のほうで拠出ができるということでもあります。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	では、村長報酬20%カットして、それが子育てに使われるということは、別にそうじゃなくてもいいということなんではないでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	<p>基金につきましてはですね、財政調整基金以外の基金については、特定目的の基金ということで、目的に基づいて基金の造成がされまして、いわゆる普通の地域協働の村づくり基金とか生き生き基金とか、そういう事業に向けてですね、基金を造成する分もございしますが、子育て基金につきましては、子育てのために村長の報酬の20%について充当したいという形で積み立てているものでございまして、子育て事業自体については、やっぱり目的がですね、たいへん広うございます。これについて、基金を造成という形にすると、ちょっと額もです</p>

	<p>ね、どれぐらいになるかという想定もできませんので、今のところはそういう形で、村長の20%とふるさと納税の子育てに使っていただきたいという目的をされた部分を積み立てて、それを充当しているという形でございます。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>基金は基金で作っていただいて全然かまわないんですよ。それを問題にしているのは、その基金に入れていくお金の出どころなんです。それが村長報酬の20%分というのは、その20%分をカットした分しか財源に充てられないのですか。それぐらい村の財政というのは何か厳しいんでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>先ほど総務課長が答弁しましたように、子育て基金と言いましても、どの辺りまでを考えて、その基金を組むのかというのが1つあるかと思うんですね。子育てにしてもいろんなことがありますので、それを1つの基金というのは、ちょっと難しいのではないかなと思っております。</p> <p>したがって、先ほども言いましたように、そういった予算につきましても、一般会計のほうからも拠出ができますので、完全に目的があったところについては基金化してもかまわないかと思っております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>全く意図が通じませんので、最後の質問にまいりたいと思いますが。昨日も村長、一般質問の中で、次期選挙に向けた形もあるかと思いますが、持続可能な村づくりということを発言されたかと思いますが。この持続可能な村づくりにあたって、子育てというのも大事ということも、今までの一般質問で答弁であったかと思いますが、その財源自体がですね、村長の報酬20%カット分が充てられているということ自体は、本当に持続可能な村づくりになるのでしょうか。</p> <p>あくまでも今、村長がされている村長報酬20%分というのは、村長の任期中の話でありますよね。それが持続可能な村づくりに繋がるのか、ご答弁をお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	<p>昨日、次回ですね、村長選のほうにつきましては、出馬表明をさせていただきます。</p> <p>その中で持続可能な村づくりということで、やはり小さな村であってもですね、今議論なっています、子どもたちが将来的にわたって、この村でしっかりと育てていく、そういった村づくりというのを、私は目指していきたいと思っております。</p> <p>そういった中で子育て基金が、村長の今、給料の20%だけではないかという話でございますけれども、どこまでを子育ての範囲で捉えるのかというのが1つあるかと思っております。</p>

	<p>例えば先ほど問題になっている妊婦さんから幼児までか、それ以後か、そういったところにつきましては、先ほどから申しているように、一般財源のほうからでも事業としてはできますので、例えば私立幼稚園就園奨励費とか就学支援費とかですね、これも1つの子育ての関係だと思えます。</p> <p>こういったところは、当然基金に積まなくても一般財源のほうからできますので、そういったことを申し上げているわけでありませう。</p>
議 長	高橋議員、時間が過ぎております。これで終わります。
5 番	<p>もう発言だけで終わります。</p> <p>子育て大事というのであれば、ぜひしっかりと恒久的な財源で、確保した上で子育て施策を行っていただきたいと思います。</p> <p>以上で質問を終わります。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時45分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時35分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時45分)</p>
議 長	<p>7番 高倉寛視議員の質問を許可します。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>私は最初にですね、東峰村子育て支援条例及び施行規則についてということで、今回ですね、こういった条例が昨年できました。</p> <p>その中で、ちょっと一部の人からお伺いしたんですけども、規則には東峰学園卒業とあります。これは非常に今はですね、昔と違って家庭環境、学校環境が変わって、東峰学園に馴染めず、何らかの理由でですね、他地区の学校に通うということはあると思います。</p> <p>また、この子育て支援というのは、私は、子どもを支援するのではなく、保護者に対する支援だろうと考えております。これからもひょっとすれば、こういった東峰学園ではなく他の学校に行くという事例は出てくるかもしれません。保護者がですね、やはり村民の方であれば、保護者に対して祝い金を支援するべきではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>結論から申しますと、議員の考えと同感であります。</p> <p>経緯を申しますと、昨年ですね、議員の皆様にもご審議をいただいて、条例、規則の制定を行っております。</p> <p>28年度より支給開始がされておりますけれども、東峰村子育て支援金の給付についてですが、議員が言われるとおりですね、施行規則の中に、支給対象の子どもが東峰村立中学校を卒業し、同年高等学校等に入学と定めております。</p> <p>当然のことながら支給に際しましては、この条例、規則に基づいて</p>

	<p>ですね、支給を行っているところでありますけれども、28年度におきましては、議員言われるように、そういった事例もなくですね、条例等についても、特に見直しを行う必要がないのではないかと感じておりました。</p> <p>しかしながら、今、議員の提案のとおり、子どもではなくて養育されている保護者の方ですね、の方が現実的に村内にいて、何らかの理由で他の学校等に行かれていますというような状況があるということが分かりましたので、そういったところにつきましては、支給対象となるべきじゃないかと思っております。</p> <p>したがって、この場においてですね、議員の皆さん方に特段の意見等がなければ、今回この条例の趣旨に沿った形でですね、施行規則の中の支給要件等の見直しを行って、改めて支給が可能になるような対策を取っていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>たいへん前向きなご検討をいただきまして、非常に私も喜んでおるところでございます。</p> <p>次の質問に行きます。</p> <p>まずですね、これは、何でこの質問をするかというところでですね、村民の方からの意見であります。</p> <p>最初に聞きます。</p> <p>村長を含めて職員たちの勤務時間、本村の正確な勤務時間はどのようになっているのかを、まず一番最初に聞きます。</p>
議 長	村長
村 長	本村の勤務時間等につきましては、総務課長のほうに答弁をさせていただきます。
議 長	総務課長
総務課長	本村の勤務時間の正確な時間につきましては、東峰村職員の勤務時間・休日及び休暇に関する規則の中で、勤務時間の割り振りについては、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、午後0時から午後1時までの間は休憩時間とするということで、1日7時間45分、週に38時間45分という勤務時間になっております。
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>今のように、大体の時間は私も存じておりましたが、普通に考えますと、勤務時間はずなのに、車で移動しておったとか、または、どういうふうに言ったらいいですかね、娯楽場におったとか、そういうことをですね、私、聞いております。</p> <p>だから、これが職員さんの中でも時間休とか半休とか、そういうようなものが確かにあると思います。そういったことは、村民の方はご存じないわけですね。</p> <p>ですから、やはり普通の勤務時間とおっているのに、あの人は何で今頃こんなところにおるっちゃろかとか、そういうふうが悪くなけれ</p>

	<p>ば誤解をするわけですよ。そういったことがあるから、本人は、職員さんたちは、今日は僕は休みだから、時間休を貰っておるから堂々としているんでしょうけれども、村民の方から見ると、どうしてもそういうふうな、「あれ、なんでやるか」というふうな感覚になる人がおるわけですよ、実際問題として。</p> <p>これは非常に昔のことで申し訳ないんですけど、旧小石原時代に、これも勤務時間だったかどうかというのは私も確認はしておりませんが、遊技場におったとか、そういうふうな話も聞いておりますのでですね。</p> <p>確かに公務員というのは、普通の村民の方から言っても、非常に風当たりというか、そういうのが強ございますのでですね、そういったことを考えますと、やはりそういった正確な休みを貰うとというふうなことをですね、きちっと、村民に一々「私は今日は休みばい」とか言う必要はないです。ただ、そういうことがありますので、私がこの後にまたちょっと言わせていただきますけれども、時間を正確に届け出る。これをどのようにやっておるのか、これは2の質問のほうと一緒に入りますけど、出勤及び退勤は誰が記録して、誰が管理をしておるのか、これをお伺いしたいと思います。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>出退勤等の管理につきましては、所属長であります各課長がですね、管理をしているところです。</p> <p>基本的な先ほどの正確と言いました勤務時間の管理については、服務規則の中ですね、出勤簿で行うという形にしております。</p> <p>それ以外の勤務について、時間外勤務命令及び休暇につきましては、それぞれの命令書、休暇簿により各課長が管理しております。その中、命令等管理を行って、月が替わったときにですね、総務課のほうで集計をして、取りまとめているという形になっております。以上です。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>これも村民の方からの話でありました。</p> <p>先ほど8時半から勤務開始ということでございました。</p> <p>実際に8時半からの勤務でしょうけれども、職場の机に着くのは大体何時ですか。8時半にならないと仕事はしないわけですか。そのところを教えてください。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>勤務の開始自体が8時30分でございますので、原則としては8時30分に机に着いていなければいけない。実際としては宝珠山庁舎であれば、25分ぐらいからラジオ体操が流したりしております。その中で心の準備等を整えて、8時半から職務を始めるという形を取っているということになります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員

7 番	<p>この方がおっしゃられたのは、8時半ではありませんでした。2分ぐらい前だったそうです。電話して、職員の方にちょっと用があったでしょう。電話したけど、まだ来てないと言われたそうです。</p> <p>普通、私も長く民間の会社で仕事をしてきましたけど、10分前にはですね、仕事はできる状態になっとる。普通の民間ですと、大概そうだと思います。ラジオ体操でも、おそらく10分前に始まって、もう8時前にはいつでも動かせるような状態になっていると、私は考えております。</p> <p>ですからですね、こういうふうな例えば2分とか5分の間に職員さんが来てないということは、ちょっとこれはいかなのじゃないかと、私は考えておりますけど、そこのところはどのように考えておりますか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員のおっしゃるとおりですね。やはり8時半から勤務であれば、その2分前から来て云々じゃなくて、もっと前に来ていただいて、準備等そういったことをすべきだと思っております。</p> <p>なかなか駆け込みで来るまだ職員の方もおりますので、そういったところについてはですね、今後課長会並びにブレスト会議等でですね、徹底を図っていきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>このところでもう1つ言っておきたいんですけど、昼ご飯を、弁当を持って来ずに家に帰るか、外に食べに行く。これはいいとして、帰る時間が1時30分と。それも本当に申し訳ないんですけど、村民の方からこれも言われました。私は監視しておりませんので分かりませんが、それはちょっと問題があるんじゃないかなと。</p> <p>やはり、おそらく1時10分、15分に行くのであれば、時間休とか貰ってないはずですから、そこのところのほうもやはり徹底していただきたいなと思っております。</p> <p>すみません。本当は先に配るはずだったんですけど、資料を配らせていただきたいと思っております。</p>
議 長	<p>事前に確認していますので、これを許可します。</p> <p>(資料配布)</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>まずですね、先ほどから言っておりますように、出勤管理を正確にするためにタイムレコーダーを設置する考えはないかということで、資料を出ささせていただきました。これは、同僚の高橋議員から調べていただきましてですね、出していただいたわけでございますけれども、まず1枚目の出退勤管理システムの導入の経過ということがあります。</p> <p>この中に、導入以前の出勤簿の管理方法は、職員が出勤したときに出勤簿に印鑑を押すことによるものでしたが、それでは職員の出勤状</p>

	<p>況を迅速に把握することが困難でしたというふうにあります。東峰村も聞いたところ、やはり印鑑を押すということで、出勤管理を行っておるということでございます。</p> <p>次のページをお願いします。</p> <p>真ん中のところに、導入効果をお聞かせくださいというのがあります。ここです、出退勤管理システム導入前は、出勤状況の把握は困難であり、休暇申請についてもその都度提出するなど、事務処理が非常に煩雑でした。</p> <p>しかし、出退勤管理システムを導入することにより、出勤状況がリアルタイムで把握でき、休暇についてもシステムに入力することにより、取得日数の集計が自動計算で行えるなど、事務処理は飛躍的に簡素化できたと、いうふうでございます。</p> <p>その下のほう、時間外勤務申請への活用。</p> <p>時間外勤務を申請するときに、出退勤データを使ってチェックをかけています。チェックをかけることによって、申請ミスや、いわゆるカラ残業を防止していますと。こういうふうな効果があるわけでございます。</p> <p>その次の中です、3枚目でございます。</p> <p>3枚目の9の2番目です、市長からの、タイムレコーダーを取り上げた理由、この中で、財政改革を行う上で、残業を減らしていく必要がありましたと。タイムレコーダーで出退勤の管理をすることにより、あいまいな部分を減らし、残業の圧縮にも繋がるということから、導入を決定いたしました。というふうなことがあります。</p> <p>こういった、非常にタイムレコーダーというかですね、もちろん課長さんが管理しておるということでございますけれども、課長さんもうこういった管理を、今よりもしなくてよくなると思っております。</p> <p>ですからですね、やはり今は何と言うですかね、非常に機械化の時代でございますので、やはりこういうものを導入して、職員さんが、それこそ村民に疑われないような、そういった管理をしてはいかがかと、管理というのは非常に言葉は悪いですけど、そういったこととしてはどうかと思っておりますが、村長いかがでしょうか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>いいご提案をありがとうございます。</p> <p>これは、タイムレコーダーということなんですけれども、磁気カードを使ってやっておられるということですが、出退勤のですね、管理方法等はいろいろあります。</p> <p>今回7月からですね、各自がパソコンで行えるような、庶務管理システムの導入をやります。</p> <p>出退勤時間とか時間外命令や週休等の振替、休日出勤等の代休等の取得をですね、確実に把握し、正確な出退勤管理を行うことができるよう、準備を今進めているところであります。</p>

	<p>この内容がどういう内容かと言いますと、まずは出勤をしてきまずと必ずパソコンを立ち上げ、そして出退勤簿の出勤のところをクリックしないとですね、出退勤されてないという状況が分かります。</p> <p>それから、超勤等につきましても、これは、超勤というのは課長の命令でありますので、その1日に何時間課長が超勤時間を許可するのか。当然三六協定というのがありまして、残業時間というのは決まっていますと思いますので、その中で管理もできる。</p> <p>それから、休暇取得等につきましてもですね、それで管理ができる。そういったシステムもございますので、ちょっとその詳細についてはですね、総務課長のほうから答弁をさせたいと思っております。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>その内容の前にですね、先ほど議員さん申されました、昼休みに30分遅れているとかいう部分につきましては、そういう形での実際の把握等についてはですね、各課長が行っておりますが、そういうふうに少し事情により遅れるとかですね、そういうときには必ず休暇届を出して、承認をいただいているという手続きを必ず踏んでいるということで、ちょっとそのまま流れてしまうと困りましたので、敢えてここで付け加えさせていただきます。</p> <p>出退勤管理システムにつきましては、今、人事給与というシステムが村の中に入っております。その中でもうほとんど村長のほうが説明をした分ではございますが、それぞれのパソコンで出退勤、時間外勤務の命令のシステム、あと時間外勤務の修正等がありましたら、その修正の権限とかですね、そういった分を割り振りまして、必ず手続きを踏んだ上で時間外勤務を行うという形で、全体的な時間外勤務の抑制を行えるようになるというふうに見ているところでございます。</p> <p>あと、このシステムに基づいてですね、賃金、時間外勤務手当とかですね、あと週休日振り替えたときの時間外勤務手当の計算とか細かくありますので、そういう部分の計算もですね、このシステムにより行えるということで、人事担当のですね、悪く言えば計算ミスみたいなものも防げるというふうに考えているところです。以上です。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ぜひ、そういうふうな機械化で、なるべく村民に誤解を招かないような出退勤というふうなことをやっていただきたいと思っております。</p> <p>次に行きます。</p> <p>3月の一般質問でも出させていただきましたが、旧宝珠山小学校水耕栽培についてということでございます。</p> <p>2月の22日の第2回臨時議会で、住民団体が提出していた植物工場誘致の中止を求める請願書が採択されております。また、同僚議員が提出した旧宝珠山小学校の水耕栽培企業誘致計画の中止を求める決議も可決されました。</p> <p>この事実を村長は、株式会社YASAI、朝倉創生塾ですか、にど</p>

	<p>のように伝えたのかをお聞きします。</p> <p>それとまた、それに対して、相手からどのように返事があったのかをお聞きしたいと思います。</p>
議 長	村長
村 長	<p>3月の臨時議会ですね、報告等につきましては、YASA Iのほうに経過報告をさせていただいております。</p> <p>提案者はですね、未だ企業進出の意欲と時間的な余裕、そういったものがあるということですね、そういったことであれば今後の企業誘致等もですね、村としては努力をしていきたいと思っています。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ということはですね、それ以降ですね、YASA Iのほうから何か新しい提案とか、働きかけがあったんですか。また、今後のスケジュールはどのようになさるおつもりですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>5月の25日にですね、YASA Iのほうに来庁しまして、近況の状況についての報告を伺っております。</p> <p>それによりますと、現在ですね、京都府立大学においてリーフレタスの栽培をする施設をですね、建設をしているということであります。</p> <p>そういう説明を受けておまして、今後の計画としては、企業としてはですね、10月頃にはまた判断をしたいというふうなことを伺っているところであります。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ということはですね、また水耕栽培に対する村民の意見を聞いたり、当然するようになると思いますよね。</p> <p>3月議会で、私の質問に対して、「地区の皆さん方がどう判断しているのか、私としてはつかんで、最終的な判断をさせていただきたいと思っています。」と答えております。</p> <p>では、お尋ねします。</p> <p>村長は、3月議会から本日まで、具体的にどのような場を設けてですね、住民の意見を聞き、民意を確かめているのですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>民意の場をですね、早く確かめたいと思っているわけですが、先方のほうの時間的余裕もですね、まだ10月ということですので、現在1カ所の地区においてはですね、ご説明を申し上げたところでもあります。</p> <p>そういった中でやはり私も村民の、特に宝珠山地区ですね、村民の皆様からいろいろな要請と言いますか、受けているわけですが、議員さんの間におきましても、旧宝珠山小学校における企業誘致に関する要望書というのを上がってきております。</p> <p>その中で宝珠山地区の住民より、なぜ企業誘致ができなかったのかという問い合わせが、やはり議員さん方にも数多く寄せられていると。</p>

	<p>今回の請願が本当に民意を代表していたかとの疑問も禁じ得ません。再度宝珠山地区の住民に対して、本事業を説明する機会を設けて、本当に民意は反対なのかを確認を行っていただきたいという要望等も受けておりますので、今後につきましては、この件につきまして、宝珠山地区の中にはですね、説明を申し上げに伺いたいと思っております。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>先ほどからですね、村長はたいへん宝珠山地区、宝珠山地区とっております。私、3月議会にも申しました。</p> <p>宝珠山地区であっても、あそこは東峰村の財産なんですよ。なんで宝珠山地区だけにこだわるわけですか。小石原の人の意見は聞かないわけですか。おかしくないですか。あれは私物化しているのですか、村長は。宝珠山地区の人と一緒に。違うでしょう。</p> <p>まずですね、先ほどから説明をする、先ほどから住民の方から要望書が出ているということでございましたけれども、臨時議会で植物工場誘致の中止を求める請願書が採決されたことについて、3月議会です、ね、「今回の請願は、本当にこの地域の住民の皆様全体の民意であったかどうかを考えております。」と答えております。</p> <p>村長はですね、よく要望書のことはさっさとなんか処理しているみたいですけど、請願というものの趣旨は理解していないのですか。</p> <p>歴代PTA会長会の皆さん方がですね、自分たちが住民全体の民意とは一言も言っておらないということです。</p> <p>子どもたちが学んだ宝珠山小学校校舎への企業誘致という、極めて重大な議員の同意を得ないで進めようとする村長のやり方に危機感を持ったので、請願という方法で企業誘致を中止するか、しないかの判断を、議会に委ねたんです。そういうことでございます。そして結果は出ましたよね。請願書は採択されて、中止を求める決議まで可決されました。この議決はですね、住民の代表である私たち議員の議決であります。</p> <p>3月議会も申しました。議会制民主主義とは、この議決により企業誘致を中止することが民意になったと、私は思います。村長が判断した一旦保留は民意ではないと思います。</p> <p>議決に従い、企業誘致を中止することが正しい政治ではないですか。村長は、議決を民意だと思わないのですか。議決を民意と思わないのであれば、その理由を私たち議員や住民が納得するように説明してください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議決の重みというのはですね、当然私も重たく受け止めておりますが、やはりその民意というのはですね、私も村民の皆様から選ばれた村長であります。村長としての執行権、そういったものがある限りにおいてはですね、それは本当の民意は何なのかというのはつかまなけ</p>

	<p>ればならない。しかも事実であります、宝珠山の議員の皆様方は、その請願に対して反対をされた。そういった事実を踏まえて、議員の皆様方から要望書も出ておられる。</p> <p>したがって私としては、やはりその民意を確かめるがために各地区に入って、本当にその民意が、請願あたりがですね、道理なのか、そうじゃないのか、そういったものを確かめ、最終的に判断をさせていただきたいということを、3月議会では申し上げたと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>民意ということでございます。はっきり言って、村民が賛成しとるか、反対なのかということですよ。</p> <p>昨年11月、12月に実施した、村長が申す地元行政懇談会の議事録によるとですね、中原地区では、水耕栽培の話は一切しておりません。大行司地区では、村長あいさつでは説明せず、質疑応答の中で住民の質問に答えただけですよ。</p> <p>また、今年の1月14日の水耕栽培住民説明会の議事録によると、中原・大行司地区では出席者が13名、その後にあった全地区対象のときでも13名、計26名です。この中には私たち議員も入っておりますので、おそらく20名ぐらいだったと思います。非常に貧弱な説明会。</p> <p>そしてこの場でですね、ではなんで水耕栽培企業誘致に賛成か反対か、住民に聞かなかったのですか。聞けばよかったですよ。そうするとある程度分かったはずですよ。</p> <p>そしてまた、このときの説明会資料の中で、1月下旬の臨時会に上程すると書いていながら、校舎の使用料を有料にして、議会の同意を得ずに誘致を実行しようとしていましたよね。このことも住民に何の説明もしておりません。</p> <p>その上広報紙や東峰テレビでも全く説明もしておりません、今まで。とても住民への説明責任は、果たしているとは考えられませんね。</p> <p>村長は、今後どのような場を設定し、企業誘致を説明し、住民が賛成か反対かを確かめるのですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>ご指摘のとおりですね、私も住民の方への説明不足というのは、やはり足りなかったのかなとは思っております。</p> <p>したがって先ほど申しますように、今後各地区に入らせていただいでご説明を申し上げ、そして民意をしっかりとつかみたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>次に、5番のほうに行きます。</p> <p>村長はですね、3月議会での私の質問に、「請願に反対された議員は旧宝珠山小学校区の議員の皆さんが多いので、一旦保留としております。」と答えております。また、水耕栽培への反対は、「小石原地区の</p>

	<p>議員の方、宝珠山の議員も1人入っておいりましたけれども、宝珠山校区から選出された議員の皆さん方は反対されておいりました。」と答えておいります。</p> <p>これはですね、非常に問題が私はあると思うんですよ。</p> <p>なぜなら、村長は、議員を地域で色分けしているわけですよ。宝珠山小学校校区の議員の判断は重視して、小石原地区議員の判断は軽んじとるわけですよ。非常にこれはおかしい話です。どう考えても。</p> <p>このようにですね、議員を地域で色分けして、議決と反対の判断をすることが法的に正しいんですか。</p> <p>議員必携を見てもみますとですね、議員平等の原則ということがあります。</p> <p>これを見ますと、議員の性別、年齢、心情、社会的地位、議員としての経験年数、その他条件は、議会内においてはすべて関係なく、発言権、表決権などが認められている。ということでございます。</p> <p>そういうふうに、過半数議決の原則というものもあります。</p> <p>その中には、半数より多い数で決めるということを言います。半数を超える賛成があれば、全会一致でなくても、それを全体の意思とみなす原則。この原則は、民主主義政治の基本を成す多数決の原理に基づいているというふうに、議員必携に載っております。</p> <p>また、地方自治法116条にもですね、普通地方公共団体の議会の議事は、出席議員の過半数でこれを決すると規定しております。</p> <p>私はですね、村長のように議員を地域で色分けして判断すると、そういった条文はとてもしゃないけど見つけられませんでした。</p> <p>お尋ねします。</p> <p>村長が、議員を地域で色分けして判断することが法的に正しいのですか。法的に正しいのであれば、その根拠となる法律名と条文を教えてください。</p>
議 長	村長
村 長	<p>この件につきましてはですね、実際に、やはり旧小学校にかかわりが深いと思われる学校周辺地域ですね、議員の皆さん方につきましては、本事業中止の請願に反対をされたわけです。</p> <p>したがって、その民意を尊重し保留にした経過はあります。</p> <p>色分けとか、そういう話ではなくてですね、事実は事実だということで、受け止めていただきたいと思います。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>村長、先ほど私の、わざわざ読んだのを聞いていました。</p> <p>全会一致でなくてもそれを全体の意思とみなす原則であるということでございます。あなたも議員をしたから、そのくらいのことは分かるでしょう、ね。決まっているんですよ、議会で、話は。</p> <p>それをあなたが、宝珠山地区の人が反対したから、そういうこと自体がおかしい話じゃないですか。</p>

	<p>議会をどのように考えている。あなたは議회를軽視しているんですか。</p>
議 長	<p>村長</p>
村 長	<p>議会の、今回の決議につきましては、やはり私としてもまだまだ整理をするところがあると。しかも何度でも申しますけれども、議員の皆さんからの企業誘致に関する要望書もいただいております。</p> <p>そういった中で、これはもう少しですね、住民の皆さんに説明を申し上げ、そして私としては判断をしていきたいと思っております。</p>
議 長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>じゃあ、6番に行きます。</p> <p>まず、旧宝珠山小学校活用についてですね、住民参加型の検討委員会が設置されていないことについて、今まで多くの議員が指摘しております。</p> <p>旧小石原小学校には設置されたのに旧宝珠山小学校には設置されておられません。不公平でないですか。住民の理解が得られないと思います。</p> <p>小石原小学校はダム対策事業だと言っても、これは関係ないと私は考えております。それは行政の都合であって、村民にとっては、どちらも大切な公共施設に変わりはありません。その価値は全く同じだと思います。</p> <p>旧宝珠山小学校の活用を住民参加で検討してこなかったことが議会や住民の意見が分かれる最大の原因ではなかったですか。村民の意見が分かれるのは非常に、こんな小さな村ではですね、本当に情けないことです。</p> <p>村長はですね、旧小学校の周辺地域を含めた全体構想を描いていなくてですね、業者の言いなりに提案しているように私は感じております。今からでも遅くはないと思います。議会議決のとおり企業誘致を中止し、村民参加型で、全体構想や活用方法を議論する場を作る計画が要るのではないですか。そのところはどのように考えておりますか。</p>
議 長	<p>村長、お願いします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>私としてはですね、平成25年3月に出されております公共用地等検討委員会、これは旧宝珠山小学校の活用検討部会報告、これがそういった報告に当たるものだと思っております。</p> <p>したがって、改めて組織を立ち上げて、この議論をするということは、現在は考えておりません。</p> <p>この旧宝珠山小学校活用検討部会のほうもですね、それぞれの立場の方がお集まりになり、いろんなことで検討された結果だと思いますが、その中で一番要望が多かったのがですね、福祉施設関係ということで29%でございます。2番目に企業誘致が20%となっております。</p>

	<p>す。</p> <p>1 番目の福祉施設につきましては、東峰村は充当率がですね、非常に高いということもありまして、2 番目の要望等の多かった企業誘致、そういったものを進めてきたところであります。</p>
議 長	7 番 高倉寛視議員
7 番	<p>非常に25年とか、非常に昔の話をやっております。</p> <p>そういったのじゃなくて、やはり今現在、そういったものを立ち上げんことには。25年の話をしてもしょうがないでしょう。もうその頃とは全然時代が変わっております。だから、本当に今から校舎をどうするのかということを考えるべきじゃないですか。</p>
議 長	村長
村 長	<p>議員の考え方とですね、私の考え方というのは、当然違っております。</p> <p>私としては、この25年のですね、検討委員会の報告等は、そんなに大きな昔の話ではありませんので、それは尊重していきたいと思っております。</p>
議 長	以上で、一般質問を終わります。
散 会	
議 長	<p>これをもちまして、本日の会議を終了いたします。</p> <p>明日15日は、午前9時30分から開会します。</p> <p>本日は、これにて散会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(11時29分)</p>

第5回 東峰村議会定例会会議録

平成29年6月15日
(第 3 日)

東 峰 村 議 会

平成29年 第5回東峰村議会定例会議事日程

平成29年6月15日開議

- 日程第 1 議案第17号 工事請負契約の締結について
- 日程第 2 議案第18号 物件購入契約の締結について
- 日程第 3 議案第19号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第20号 東峰村過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 5 議案第21号 平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第22号 平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第23号 平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算（第1号）について
- 日程第 8 同意第 4号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 9 同意第 5号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第10 同意第 6号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第11 同意第 7号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第 8号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第13 同意第 9号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第14 同意第10号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第15 同意第11号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第16 同意第12号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第17 同意第13号 東峰村農業委員会委員の任命について

- 日程第 18 同意第 14 号 東峰村農業委員会委員の任命について
- 日程第 19 同意第 15 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 20 同意第 16 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 21 同意第 17 号 東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第 22 選挙第 1 号 東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第 23 発議第 2 号 東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 24 報告第 1 号 平成 28 年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告
- 日程第 25 閉会中の各委員会継続調査の申出について
- 追加
- 日程第 1 発議第 2 号 旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会設置に関する決議案の提出について
- 日程第 2 旧宝珠山小学校跡地有効活用検討委員会の委員の選任
- 日程第 3 閉会中の継続調査申出書

開 議	
議 長	<p>改めてまして、おはようございます。</p> <p>ただ今の出席議員数は、10名です。</p> <p>定足数に達していますので、本日の会議を開きます。</p> <p>議事日程は、お手元に配布のとおりです。</p> <p>これより、各議案の質疑、討論、採決を行います。</p> <p style="text-align: right;">(9時30分)</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1 議案第17号「工事請負契約の締結について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8 番	<p>この工事については、何社で、落札率は何%だったのかを、まず尋ねたいと思います。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>入札参加事業者は5社でございます。請負率は97.0%でした。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	<p>今、先ほど97%という落札率が出ましたが、前の一般質問というか、東峰村の落札率が非常に高い落札率になっておりますが、なぜ高い落札率になるのか。</p> <p>これはもう相手のことですから、ですが90%台というのはなく、ほとんど95%以上は東峰村工事請負の落札金額だろうと思っております。</p> <p>この6,400万の工事金額については、高いとか低いとかいうふうな問題等もあろうかと思いますが、何億という数字ではないという問題等もあろうかと思いますが、やはり97%、限りなく100に近い落札率というのは、どういうふうな要因で起きてくるのか、尋ねたいと思います。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>予想される事項といたしましては、公開された歩掛り、単価、それから公的物、それから民間が発行している刊行物等を参考にいたしますと、大体そういった形の落札率になるかもしれません。</p> <p>ただ今回の、5社のほうをちょっと調べてみたところ、この97.0が当然最低でございますが、最高の入札率は114%を超えるところもございまして、非常にばらつきがあったということも補足したいと思います。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p>

	これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第17号「工事請負契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第2	
議 長	次に、日程第2 議案第18号「物件購入契約の締結について」を、 議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 1番 柳瀬弘光議員
1 番	この小型動力ポンプ付積載車の購入についての落札者の件数、また、 入札率等をお伺いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	入札参加業者につきましては6業者、落札率につきましては99% ということになっております。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	この小型動力ポンプ付積載車に関しましては、マニュアル車でしょ うか、オートマ車でしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	オートマ車でございます。以上です。
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	あと近年、普通自動車の免許の改正があつて、積載トン数であつた り、そういった部分の制限が設けられた免許が多く出てきてお りますが、この積載車に関しては、どの免許で運転可能でしょう か。
議 長	総務課長
総務課長	積載車につきましては、普通免許で乗れるということでございま す。 あとポンプ車のほうにつきましては、5トン未満だつたと思いま すので、今18歳で取れる普通免許では乗れないで、中型免許の準 中型というのが、今確かできているんですね。それで準中型を取 れば乗れるサイズだつたと思えます。すみません、ちょっと不確 定で申し訳ありませんが。 5トンを超える分については、確か中型という形であつたかとい ふに理解して、今その調査とかもですね、消防のほうにあつてい る

	ところでございます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 1 番 柳瀬弘光議員
1 番	以前は小型の動力ポンプ付積載車等ミッションが多かったと思うんですけども、オートマになった要因というのは、何かあるんでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	実情といたしまして、新入団員の方で数名、限定免許をお持ちの方がいるということで、古いのについてはマニュアル車でございますので、ちょっと乗れないという課題があつてですね、そういうふうな改善の方向を進めているということでございます。以上です。
議 長	他に、質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第 18 号「物件購入契約の締結について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第 3	
議 長	次に、日程第 3 議案第 19 号「財産の取得について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 9 番 長澤貞義議員
9 番	建物は建っていますけれど、この建物の取り扱いは、村としてはどういうふうに関心しているか、お伺いします。
議 長	村長
村 長	建物それから敷地につきましてもですね、今後の検討と言いますか、になるかと思っております。
議 長	他に。 9 番 長澤貞義議員
9 番	屋根がスレート葺きの分で、以前全協の中でアスベストの可能性もあるということで、これは村が取得した後で、検査か何かするんでしょうか。
議 長	村長

村 長	<p>屋根のスレートに限らずですね、まだ確認は、私は実際しておりますせんけれども、壁あたりにですね、吹き付け材がされて、それにアスベストが含まれているというような話も聞いております。</p> <p>したがいまして、取得した後にですね、早急にそういった検査をと言いますか、調査をやらせていただいて、その後対応したいと思いません。</p> <p>また、そういった時点になりますと、アスベストが今平米2万円から2万5,000円ぐらい除去等がしていると言っておりますので、相当な金額がかかるかと思っております。そういったところにおきましても、また、議員の皆さんのご協力をよろしくお願ひしたいと思います。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第19号「財産の取得について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第4	
議 長	<p>次に、日程第4 議案第20号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第20号「東峰村過疎地域自立促進計画の変更について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>

日程第5	<p>次に、日程第5 議案第21号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算（第2号）について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>6番 梶原文明議員</p>
6番	<p>33ページですね、6款の1項17目のですね、15節工事請負費ですが、これはライスセンターの玄米保管庫と聞いておりますけども、どのくらい量が入るのかと、今後のですね、販売に対しての計画等が分かりましたらお聞きしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>ライスセンターの玄米保冷库の保管できる俵数は、600俵を想定しております。</p> <p>今後の販売計画については、ライスセンターの役員会なり運営委員会等で協議していくことになると思っております。以上です。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>32ページ、地域おこし支援事業費の中で、企業支援補助金ということで100万円上がっております。これ農家レストランということでございますが、どなたがどこにするのか。また、こういった補助金を出すということは、ある程度の要望というのですか、そういうものが上がってきていると思っておりますけど、その内訳が分かりましたら、お聞かせください。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>隊員としては、農家レストランを目的として来られた高瀬さんですね。</p> <p>要望としては、ご説明で申し上げました、地域おこし推進協力隊要綱を根拠にしているわけですが、高瀬隊員のほうからですね、今年の初めでしたか、そういう要望が、この要綱に則った起業の要望をしたいというようなことでもございましたので、まだ、その当初の時点ではですね、当初予算の時点ではまだ具体的な話ではございませんでしたので、当初予算のほうには上げておりませんでしたけれども、段々具体的な、具体的と言いますか、そういう要望になりましたので、今度補正で上げさせていただいたところでございます。</p> <p>どういふところというのは、まだ正式には申請書が出て来ておりませんが、今のところは現在、以前使われていたところで使われなくなったうどん屋さんですかね、そういう飲食業のところを改修したいというような話は聞いておりますけれども、正式な申請等はまだ出ていないところでございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>正式な、詳しい詳細は出してないということでございますけれども、これからもそういうふうな隊員からそういう要望があれば、正式な書類というんですか、そういうのが出ないでも出していくわけですか。</p>

	<p>それはちょっと、私は問題があるんじゃないか。やはり何でもいろいろ村の支援事業でも、ある程度の要望書を出して、それからの資金の供給だと思っておりますけど、この要望があったから、こうしたいから、ああしたいからだけで100万のお金を出すのか、ちょっと疑問が残るわけですけど、そのところはどのように、隊員の方がそうしてくれるのは本当にありがたいと思いますけれども、やはりこの中一般財源と出ておりますのでですね、そのところはやはり慎重にやってみないと、将来的にもいろいろ問題が出るんじゃないかと思っておりますので、再度お尋ねいたします。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>どのタイミングで予算化するかというのは、ちょっとあるかと思うんですけども、この100万円につきましては、他の地域おこし協力隊にかかる費用と同じように、特別交付税の措置がございます。</p> <p>それで、この地域おこし協力隊制度のですね、最終的など言いますか、卒業と言いますか、地域で残っていただいて、地域で仕事をしていただくというのは、非常に大きな、こちらの自治体としてのですね、希望というのがございますし、来られた方がそういうふうな希望があればですね、そういった予算を使いながら、できるだけ残っていただくような支援をしていきたいというようなところで、予算化したところでございます。</p> <p>タイミングについてのですね、お尋ねでございましたけれども、そういった希望があればその時点で予算化をし、実際に出た内容で、その後本当に交付をしていいのかというのは、また検討すべきだろうと思います。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>確かに先ほどから言いますように、起業をして、この村に残っていただけるといことで非常にありがたいことでございます。</p> <p>じゃあ、もう1回聞きます。</p> <p>この後にですね、おそらく自分もうわさで聞いておりますので、店を改修するとに100万ぐらいで足るわけないし、これからどれくらいかかるか、ちょっと私も想像はつかないんですけど、そういったものも補助はしていけるわけですか。それは全然出ないんですかね。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>一応100万までという上限がですね、特別交付税の措置でございますので、それを超えた支援というのは、ちょっと今のところ考えていないところでございますけれども、その100万円を利用して足りるのかどうかというのは、ちょっとまだ、どの程度のことを考えてあるかが、まだはっきりしませんので分かりませんが、小さく育てるといようなこともあると思いますので、100万円でする中で少しずつお客さんが増えて、収入が得れば、またそういう店づくりというのは可能ではないかなと思っておりますので、村としては100万</p>

	円の起業支援というようなところでございます。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	最後に。 今100万円までということでございますけれども、おそらくそれで隊員の人があそこで本当にいいレストランを開設するためには、とても資金も足りないと思います。これは、村からの起業支援、これは起業支援の補助金でございますけれども、融資とか、そういうふうなあれで、この隊員を応援するとか、そういう制度は今のところは、村にはないわけですかね。
議長	企画政策課長
企画政策課長	ちょっと今、自分が承知している範囲では、ちょっと気が付かないんですけれども。いろんな補助金をですね、出しておりますので、そういう組み合わせ等で可能な部分がもしかするとあるかもしれませんが、ちょっと直接的に起業支援ということについては、ちょっとまだ把握してないところでございます。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	この地域おこし協力隊の起業に関しては、ぜひ、応援していただきたいなと思うんですけれども。 先ほど100万円足りるかどうかという部分もあった中で、村にも商工会という組織がある中で、今回の起業に関しても商業ということで、商工会との連携、商工会も起業に当たる補助なり支援の対策はあるはずなので、その辺の協議等は行われているのでしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	今の段階では、商工会との協議は行っていないところでございますけれども、実際にそういうことは必要だろうと思いますので、本人とそういったところの話をしていきたいと思います。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう1つ気になるところが、この100万円の部分の交付要綱というのは、もうでき上がっているのでしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	要綱については、まだできておりません。 と言いますのが、東峰村で最初にやるわけではございませんので、全国であちこち要綱が出ておまして、大体似たような形であるようでございますので、東峰村においても、他のところと同じような形での要綱を作成したいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	あまり課長の答弁をつつきたくはないんですけれども、申請を待っているというところで。 要綱がないのに申請は出せないと思いますので、大丈夫でしょうか。
議長	企画政策課長
企画政策課長	全く白紙というわけではないので、この予算が承認いただければで

長	すね、速やかに要綱のほうは作成したいと思っております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	もう1点お聞きしたいんですけども、これ100万円に関しては、国からの特別交付税の措置で行われると思うんですけども、今回の補正予算の歳入の部分に特別交付税の部分は入っておりませんが、こういった予算計上で、この100万円の部分使われるのでしょうか。
議長	総務課長
総務課長	<p>歳入の分につきましては、交付税についてはすね、特別交付税も明細別に来るわけではないという部分がございます、最終的に当初予算1億5,000万だったですかね、組んでおりますが、実質は2億ちょっと来る形でございます。</p> <p>これについて、もうこの事業があるから、今回歳入を上げるという形ではちょっと、していないということで、今回に関しては特別交付税の計上はしていないということで理解していただきたいと思えます。</p>
議長	他に。 2番 伊藤均議員
2番	30ページ、歳入の9款分担金及び負担金の中ですね、農林水産業費分担金ということで、詳細に3件書いてありますけれども、これの具体的なすね、分担金の中身をお教えいただきたいと思えますが。
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>まず、一番上の行の農村環境整備事業でございますが、これにつきましては、掛橋頭首工と千代丸分水路の分筆電柱移転にかかる分担金が29万6,000円でございます。</p> <p>次に、鳥獣害被害対策事業、これは、防護柵の分担金でございます。いずれも100分の15でございます。</p> <p>それから、過年度分担金につきましては、28年度工事でございます千代丸用水の工事に係る分担金で、これは100分の10でございます。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと、先ほど言われた農業施設分担金農村環境整備事業、これは千代丸用水の分担金と。電柱移転についての分担金も別個に取るということですかね。</p> <p>工事の中で、一環ではあるかと思えますけれども、電柱移転までも地区が分担金を払わなきゃいかんのかというところに、ちょっと疑問があるんですが、いかがですかね。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	電柱移転につきましてもすね、工事の中の一環でございますので、分担金を徴収せざるを得ないかと、農林観光課のほうでは判断したところでございます。
議長	2番 伊藤均議員

2 番	<p>これ、確か当初には、そういう話はなかったんじゃないかと。分担されるところがですね、いいですよと言えばそれでいいんですけど、私、それに当初関わっておりましたので、それまでのですね、話はなかったんじゃないのかなという気がしとるんですよ。</p> <p>それで、あそこが千代丸用水、今度の梶原さんのところの前も入っているかと思うんですよ。あそこで、用地の関係で分筆しなきゃいけないと。それについては村が調べますよというようなことで話はしておったんですけども、電柱移転までの話はですね、何もなかったんじゃないかなと。</p> <p>それはもう地区の方がいいと言えばそれでいいですよ。ただ、私、一緒に立ち会った中ではそういう話を聞いてないんで、納得していただけるのかなという気がするんですが、いかがですか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	電柱移転に関係しましては、当初議員がおっしゃるとおりですね、話はなかったということでございますが、その後電柱移転の必要が出てきたことで、電柱移転を行ったということでございますので、担当がおるわけですが、関係者、受益者の方ですね、その方との話はできているものと思っておりますが、そこは確認したいと思えます。
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	しっかりですね、説明してから、じゃあ納得してもらってください。中途半端なですね、やり方をしてもらおうと、非常に話がこんがらがるところも出ますので、よろしく願いしておきたいと思えます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 6 番 梶原文明議員
6 番	33ページですね、商工費、プレミアム商品券ですが、今年も1人の購入金額は昨年と同じかどうかとですね、去年非常に売れが悪くて、いつまでも残っていましたよね。その辺の金額の、1人当たりをもう少し金額を上げるとか、そういった考え方があるのかどうかお尋ねします。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>補足説明で行ったとおりですね、発行する額については4,000万円と。日程等の置き方におきましても、昨年同様で考えております。</p> <p>昨年ですね、完売するのが遅かったということも承知しておりますので、そういったPRをですね、強く行うように商工会とも協議していきたいと思っております。</p> <p>今回増額についてはですね、考えておりません。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>歳出32ページ、2款1項22目光地域情報通信費の中のハイビジョン化工事及びIT画像電送装置についてなんですけれども。</p> <p>当初予算の際には、このケーブルテレビのハイビジョン化及びデータ放送に関しては、過疎債を用いてという形で聞いておりましたが、</p>

	今回過疎債の起債はなく、一般財源という形になっているかと思いますが、なぜでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	<p>ご質問の件でございますが、確かに当初予算では過疎債ということで予算を計上しておりました。</p> <p>補正についてですね、確か先日産業常任委員会でしたですかね、そのときにご意見をいただいて、一応市町村支援課のほうに確認を取っております。</p> <p>もう当初の申請につきましては、4月に行っておりますので、もう国のほうに上がっているということで、修正についてはちょっと難しいんですが、2次の申請が9月頃でございます。このときに上げていただいたら、事業の中身については、大丈夫だろうということでですね、回答はいただいておりますので、9月の補正予算のほうでですね、ちょっと6月時点では未確定ということで、上げていないということでございます。以上です。</p>
議 長	他に、質疑はありませんか。 5番 高橋弘展議員
5 番	<p>33ページ、7款2項1目委託費の道の駅駐車場連絡道路設置測量設計についてなんですけれども、歩行者が使う道路になるかと思いません。</p> <p>舗装に関してもインターロッキングであったり、そういった部分の舗装になるかと思う中で、この5月に村の企業として木質ブロックの企業が来ております。議員としてですね、それを使うかどうかは申し上げる立場にはございませんが、そういった部分の木質ブロックであったりする部分も設計の考慮には入るのでしょうか。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>工法についてはですね、以前説明したとおりでございますし、また、インターロッキング部分、村有地になる部分についてはですね、そういった木製ブロック等の使用も可能と思いますので、工法の中に含めていきたいと思っております。</p> <p>それから、この場を借りてというわけではございませんが、13日の補足説明の中で、松尾城のぼり旗土台の修繕についてですね、簡単に腐食しないコンクリート又は鉄骨等の利用も考えているということで説明をしたわけでございますが、13日に福岡県文化財保護課のほうから回答がまいりまして、恒久的な施設の設置はできないと、そういうことございましたので、工法としては、現在の丸太材又は角材、そういったものを使った土台の設置で、防腐剤等の加工に力を入れたいと、そのように思っておりますので、訂正をお願いしたいと思います。</p>
議 長	9番 長澤貞義議員
9 番	駐車場の件ですが、大型バスをあそこに駐車ということでございま

	すが、そんなに広くないように私は感じるんですが、せいぜい2台かぐらいしか入らないと感ずるところなんですが、村としてはどうなんですか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	現在道の駅前に大型のスペースがございます。あのスペースをそのまま役場下の駐車場に移した場合に、図面上での話ではございますが、5台ほどは停めるスペースはございます。
議 長	他に、質疑はありませんか。 1番 柳瀬弘光議員
1 番	歳出の32ページですね、6款4目15節ですね、有害鳥獣防護柵設置工事についてですけれども、年度当初ですね、要望等アンケートですね、取っていましたけれども、全体の中でこの799万ですか、どのぐらいの割合が要望に対して、今回できるのでしょうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	要望に対する割合、その数字についてはですね、申し訳ございませんが、把握しておりませんが、今回行う工事箇所は猿喰地区と下郷地区ということで説明したと思っております。 もう1カ所ですね、小石原の南の原周辺で、要望が上がっていると、そのことは聞いております。その地区の方とですね、年度の調整はできておると聞いておりますので、申し訳ございませんが、数字的には把握してないところでございます。
議 長	他に、ありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 議案第21号「平成29年度東峰村一般会計歳入歳出補正予算(第2号)について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、原案どおり可決されました。
日程第6	
議 長	次に、日程第6 議案第22号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 7番 高倉寛視議員

7 番	41ページ、この21万6,000円は、児童手当の分と確か聞いたと思います。これは、21万6,000円が自分では分からないんですけど、もし分かれば、子どもが何歳だったらいくら、小学生だったらいくらとか、分かればちょっと教えていただきたいなと思います。
議長	総務課長
総務課長	児童手当に関しましては、3歳未満につきまして、1人1万5,000円、それから中学校の終了時まで1人1万円、また、18歳までの児童の中で第3子以降につきましては1万5,000円という形になっております。 あと所得制限等もあるということをお伝えしておきます。以上です。
議長	7番 高倉寛視議員
7 番	これは、この分は1人の分ですか。
議長	総務課長
総務課長	はい、1名でございます。
議長	2番 伊藤均議員
2 番	一般管理費の中の職員手当、これ161万6,000円も増額になっております。それで、4月におけるですね、人事機構、この中じゃ担当者は昨年どおりという形で人事配置図が出ておりますよね。それで、今度また急に担当者が代わったというようなことなんですかね。 一部いろいろ4月に辞令が出た後に、ころころ、ころころというか、いくつか代わってありますよね。この辺りのところがですね、途中で補正までして担当が代わらなきゃいけないという理由と、それから、どうやってそういうことが起きているのかということについて、お教えいただきたいと思いますが。
議長	総務課長
総務課長	質問の件でございますが、当初予算の算定のときはですね、4月の異動等は見込んでいないわけで、そのときにですね、前年度主査級の担当を主事級の担当に配置するというので、当初予算の算定計上をしておりました。4月の異動という分が、その主事級の方のほうですね、異動されたということで、あと同じ主査級の方に、担当になったということになります。 今回補正予算で上げたという部分につきましては、9月の補正であれば、ちょっと賃金というか給与の額の差が大きくて、9月では間に合わないという事情がございましたので、今回6月の補正に計上させていただいているという事情でございます。以上です。
議長	2番 伊藤均議員
2 番	それでは、担当が代わったという話じゃないんですね。主事から主査に上げたから、160万も給料が変わったと。そういうお答えやったからですね。 そこのところは、もう少し詳しく話してください。
議長	村長

村 長	<p>3月の予算の時期におきましては、4月の人事異動前でございますので、主事級で積算をしていたと。それで4月の人事異動によりまして主査級になったんで、だから当然その差がありますから、その分をここに今回計上させていただいているということでもあります。</p> <p>それから、先ほど4月の人事異動に対して、また代わって、ころころ代わっているというなお話でございますけれども、人事異動に関しましては、いろいろ考えてやっているわけでございますけれども、その職員等の事情によりですね、今回そういった形になったということで、基本的にはそういうことはあり得ないということ、ちょっと付け加えさせていただきます。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>じゃあ、先ほど言ったとおり、主事が主査に変わったからこんな形で違うと。</p> <p>さっき私がそう言ったら、なんか違う、違うと首ふりよったけど、それで間違いないんですかね。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>村長答弁ございました。</p> <p>3月時点の当初予算におきまして、建設水道課に主査と主事、2人いたという形で、あと主事のほうにですね、4月以降担当を持ってもらうという形で予算計上をしたということでございます。</p> <p>4月の異動によりまして、その主事の方が異動されましたので、元々28年度担当されていた主査の方がそのまま担当を持つということになりましたので、こういう予算の計上のなり方になったということでございますが。以上です。</p>
議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>分かりました。</p> <p>あとですね、3款1項1目の基金積立金、これ今度簡易水道事業積立金、全く全部マイナスにしてありますよね。元々当初予算で組んできて、まるっと全部マイナスというようなことがですね、本当に予算組みで正しいのかと、簡単にそうやってマイナスにできるのかというところにちょっと疑問があるんですけど、この辺りの説明をお願いしたいと思います。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>予算の組み立てからですね、人件費のほうを計上させていただいたということで、間に合えば9月については繰越等が確定いたしますので、その中で基金の繰り入れを行うか、繰越金で間に合うかという計算をするのでございますが、今回6月ということで繰越金のほうが出ておりませんので、方策として基金からの繰り入れを行うか、基金の積み立ての額をですね、ちょっと減額するかという選択で、歳出のほうをですね、積立のほうを減額させていただいたということでございます。</p>

議 長	2番 伊藤均議員
2 番	<p>ですから、それは手法でしょう。私が言いよるのは、手法の話は言っていないです。</p> <p>元々じゃあこれは、予算でね、組まなくてもよかったんじゃないですかという話と一緒になるんですよ。補正でその分繰越出ましたから、これを基金積立したいということで、補正でまた出せばいいような話なのに、元々あった基金積立金を手法としてはやっているんですけども、全額消すと、ですね、全額マイナスというのはおかしいんじゃないですかと、予算組むときからが。</p> <p>要らないものを積んだんじゃないかというような、予算組んだんじゃないかということと同じような考えになりませんか。</p> <p>だからその説明をですね、きちっとお願いをしたいと言います。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>ご指摘のとおりですね、この補正前の額300万2,000円、昨年はもう少し大きい額を積み立てておったようですが、平均的には300万円程度基金積立ということで、これは重要な、必要予算でありますので、総務課長のほうからも説明がありましたように、今月の23日、県のほうの決算の状況のヒアリングがあるわけですけど、この特別会計の公営企業ですね、決算が20日ぐらいには調整がつきそうでございます。その結果を受けまして、その繰越金が確定するわけでございます。9月の補正においてですね、この財源確保のもとです、基金積立を行っていくと。</p> <p>ただ、緊急避難的かというと、言葉が適切かどうか分かりませんが、今回の人事異動それからこの業務発注に至りましてですね、財源確保というような形で、その手法が取られたというふうに思っております。</p>
議 長	他に。
5 番	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>1つ確認です。</p> <p>41ページの1款1項2目の小石原浄水系統管理費の中の設計業務なんですけれども、これは、水源地域整備事業にあたる事業でしょうか。事業内容とともに説明をお願いします。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>こちらはほとんどが小石原浄水系統の工事の監理業務の予算がほとんどでございます。</p> <p>設計業務というふう書かれております。一部第2配水池の築造工事の付帯設備にフェンス、舗装工事等の設計業務が1つあります。</p> <p>この250万の大部分は水源拡張の布設工事、電気計装の管理業務、そういったものも含まれた250万ということになっております。</p> <p>この250万のすべてが水源地域整備事業の業務となっております。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員

5 番	<p>そうであれば、その財源という部分で基金の積み立てを取り崩し、取り崩しというか減額したり予備費を使う理由というのはあるのでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>本来でありますと、その基金からですね、その他の財源ということで、表記というか財源ということになるのが本来でございます。本来ですとこの250万円は、当初予算に組むべきところでしたが、その計上が、ちょっと落としておったところがございます。</p> <p>この水源地域整備事業の財源割り当て、基金の割り当てといたしましては、既に配分が終わっておりますので、ここに割り当てができずにおるという状況でございます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	<p>ということは、この250万円の財源は、一体どういう形になるのでしょうか。</p>
議 長	建設水道課長
建設水道課長	<p>明確な回答が、ちょっと出来かねる部分がございますが、この水源地域整備事業につきましては、20億の全体事業がございます。その中で基金、それから村の通常公共投資額を含まれておまして、この通常公共投資額と利水者負担、基金の財源ということの割り振りがございます。この中で当然、その通常公共投資額にあたる部分の一般財源を支出する必要がございますので、その部分から割り当てられるということになります。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第22号「平成29年度東峰村簡易水道事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第7	
議 長	<p>次に、日程第7 議案第23号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p>

	(質疑なし)
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第23号「平成29年度東峰村国民健康保険事業特別会計歳入歳出補正予算(第1号)について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第8	
議長	<p>次に、日程第8 同意第4号から日程第18 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑については、一括質疑といたします。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>農業委員の関係なんですけど、今、農業委員さんを選定いただいている方にですね、いろんなことを、文句と言いますか、意見があるわけではございません。</p> <p>ただ、この農業委員のですね、今までは選挙制というような形のものでやってきて、今年度から今度は選任と。市町村長が任命し、議会が同意をするというような形になっております。</p> <p>それで説明の中でですね、これについて、募集のほうを4月20日から5月19日まで、募集をしましたというようなことで報告は受けております。</p> <p>その中で、では初めての機会ですので、この募集についてですね、どういう状況であったのかというものについてですね、少し詳しくお教えいただきたいと思います。</p> <p>人数がどれだけ来たとかいう、いろんな話もあるかと思いますが、それで、その中でやはり例えば超えた場合についてですね、中立な立場でこういうのを選ばなければいけないと、公正な判断でやるということになっていますのでね、ちょっと内容等を深くお教えいただきたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>募集の方法につきましては、議員がおっしゃるとおり、4月20日から5月19日まででございます。</p> <p>募集状況について、中間で公表するということになっておりますの</p>

	<p>で、10日前後だったと思いますが、東峰テレビそれから防災無線での放送と。その分と、あとインターネットで募集状況を、応募状況を公表したところでございます。</p> <p>その時点ではですね、3名ほどしかまだ応募はあっておりませんでした。</p> <p>結果的に5月19日までということで、ちょうど11名の応募がございました。その応募に至るまでにですね、従来の各地区からの選出方法、そういったものは十分認識しておりましたので、当初区長会で説明した経過もでございますので、選出されていない地区等にですね、事務局のほうから確認と言いますか、そういった電話も実際には行ったところでございますが、結果的にはですね、出ていない地区もあると、そういうことになりましたが、ちょうど定数11名に達しておるところでございます。以上です。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>そうしますと、ちょうど11名が、申し込みがあったということで了解したところですよ。</p> <p>その中でですね、もう1個一緒に農地最適化推進委員ですかね、こちらのほうも募集があっただけかと思えます。これは、推進委員については、もう農業委員会が決めるものということで、承知はしておりますけれども、同じように募集をあっておりましたので、その結果も一緒にお教えいただけたらと思えますが。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>最適化推進委員と申しますが、その委員につきましては、選出に区分がございます。大字小石原、大字小石原鼓、大字宝珠山、大字福井、各地区から1名を選任すると、そういう方法になっておりますので、これにつきましてもですね、出ていない地区がギリギリまでございましたけど、最終的には4名の方が応募されたということでございます。</p>
議長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>
9番	<p>今回の農業委員の募集についてですね、中央区のほうからは誰も出てなかったという結果になったんですけど、地区の方からですね、募集ははっきり分からなかったという声を聞いたもんでですね、確認は、その方が農業は現在やってなかったもんで、詳しくはこの募集のあれは見てなかったんだろうと思えます。</p> <p>自分は農業をやってないから資格はないんだろうという判断で、今回出さなかった。応募ということもはっきり分かってなかった可能性もあるんですね。</p> <p>だから、こういった初めての取り組みのときはですね、やっぱり村としても募集、こういう配っておるし、東峰テレビでも流しているということでございますので、これをちゃんと確認ですね、しなかったと言われればそれまででございますが、やっぱりちょっと地域での話</p>

	し合いはですね、やっぱりあったほうがよかったのかなという気がしますので、前の農業委員さん等もですね、新しい方はいないかという取り組みを、村のほうからもちょっと話していただけたらよかったのかなと思いますが。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>議員のご指摘どおりですね、初回の区長会で説明したときにも、これを区長がやる仕事かと。そういうことを認識されてない区長も数名いたものかと、結果的には思っております。</p> <p>そういう状況もございますし、今回初めてのことで、農業従事の要件とか、そういう要件が外された中での応募がありますので、そういったことをですね、今後、今回は3年後になるわけでございますが、もう少し周知を加えるように持っていきたいと思っております。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	同じような質問になるんですが、農業人選挙登録名簿かな、あれを取るときは農事小組合長さんを使って、確か毎年取っていると思うんですが、今回の場合、この農業委員の推薦については、農事小組合長さんには、全くそういうふうな旨の周知はなかったのかどうか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	農事小組合長を集める会議は4月でございますが、その時点ですすね、農業委員の関係についての説明は、私のほうからは行っておりません。
議 長	6番 梶原文明議員
6番	現在、農業委員の関係の候補者に対してですね、私、異論を唱えるものじゃないんですが、3年後になりましょうけど、女性の委員さんがたった1人しかいませんよね。この辺りを課長としてどう考えていますか。
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>確かにですね、前回と言いますか、現農業委員では2名の女性がいらっしゃいます。今回応募された中では1名しかいないわけで、今回の改正の中にもですね、女性の農業委員を登用することと、そういうこともございます。</p> <p>ただ、全国の状況を見てもですね、女性農業委員が0の農業委員会というのが約2割ございます。</p> <p>そういった状況を踏まえるとですね、東峰村においても致し方ないと言ってしまうだけではございますが、今後農業委員会の中でもまたそういった状況を解決できるようにですね、協議を行っていきたく思っております。</p>
議 長	<p>他に、質疑はありませんか。</p> <p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>同意第4号 「東峰村農業委員会委員の任命について」</p>

	<p>討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第4号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第9	
議 長	<p>次に、日程第9 同意第5号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第5号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第10	
議 長	<p>次に、日程第10 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第6号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第11	
議 長	<p>次に、日程第11 同意第7号「東峰村農業委員会委員の任命について」</p>

	<p>質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第7号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第12	
議 長	<p>次に、日程第12 同意第8号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第8号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第13	
議 長	<p>次に、日程第13 同意第9号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第9号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第14	
議 長	<p>次に、日程第14 同意第10号「東峰村農業委員会委員の任命に</p>

	<p>ついて」</p> <p>質疑は終わっていますので、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第10号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第15	
議 長	<p>次に、日程第15 同意第11号「東峰村農業委員会委員の任命について」</p> <p>質疑は終わっていますので、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第11号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第16	
議 長	<p>次に、日程第16 同意第12号「東峰村農業委員会委員の任命について」</p> <p>質疑は終わっていますので、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第12号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第17	

議 長	次に、日程第17 同意第13号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第13号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
日程第18	
議 長	次に、日程第18 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」 質疑は終わっていますので、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 同意第14号「東峰村農業委員会委員の任命について」を、お諮りいたします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。
休 憩	
議 長	10時45分まで休憩します。 (10時34分)
再 開	休憩前に引き続き、会議を再開します。 (11時13分)
日程第19	
議 長	日程第19 同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、議題といたします。 説明は終わっていますので、質疑を行います。 質疑はありませんか。 (質疑なし)
議 長	ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。

	(討論なし)
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第15号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第20	
議 長	<p>次に、日程第20 同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第16号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第21	
議 長	<p>次に、日程第21 同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>同意第17号「東峰村固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」を、お諮りいたします。</p>

	<p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。 (賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。 よって、本案は、同意することに決定をいたしました。</p>
日程第22	
議 長	<p>次に、日程第22 選挙第1号「東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を、議題といたします。 これより、東峰村選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。 東峰村選挙管理委員に、梶原政次氏、梶原秀則氏、梶原益喜氏、大倉八郎氏を指名いたします。 お諮りいたします。 ただ今、議長が指名しました4名を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今指名いたしました梶原政次氏、梶原秀則氏、梶原益喜氏、大倉八郎氏が、東峰村選挙管理委員に当選いたしました。 続いて、補充員の選挙を行います。 選挙の方法については、指名推薦にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、選挙の方法については、指名推薦で行うことに決定いたしました。 お諮りいたします。 指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。</p>

	<p>これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、指名の方法は、議長が指名することに決定いたしました。 東峰村選挙管理委員の補充員に、金丸伸一郎氏、野寄峰夫氏、佐々木茂季氏、井上國雄氏を指名します。 お諮りいたします。 ただ今、議長が指名しました4名を当選人と定めることにしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、ただ今、指名いたしました金丸伸一郎氏、野寄峰夫氏、佐々木茂季氏、井上國雄氏が、東峰村選挙管理委員の補充員に当選いたしました。 次に、補充員の順位についてお諮りいたします。 補充員の順位は、読み上げた順序にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、補充員の順位は、ただ今議長が読み上げた順序に決定いたしました。</p>
日程第23	
議 長	<p>次に、日程第23 発議第2号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、議題といたします。 補足説明を、提出者 長澤貞義議員に求めます。 9番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>発議第2号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」 上記の規則案を別紙のとおり提出する。 平成29年6月13日提出。 提出者 東峰村議会議員 長澤貞義、同じく佐々木紀嘉、同じく高橋弘展。 平成29年東峰村議会規則第、これはまだ、順番は後で入るそうです。 東峰村議会規則の一部を改正する規則です。 東峰村議会会議規則の一部を次のように改正する。 現行が右に書いております。改正案が左側になっております。 現行によりますと、議案を提出するにあたっては、2人以上の者の賛成がなければならないという規則になっていますが、改正案として、</p>

	<p>議員が議案を提出するにあたっては、提案者の他に1人以上の者の賛成がなければならないという改正案でございます。</p> <p>なお、附則として、施行期日、この規則は、交付の日から施行するになっております。</p>
議 長	<p>補足説明が終わりましたので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>発議第2号「東峰村議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は、原案どおり可決されました。</p>
日程第24	
議 長	<p>次に、日程第24 報告第1号「平成28年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、議題といたします。</p> <p>説明は終わっていますので、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結し、報告第1号「平成28年度東峰村繰越明許費繰越計算書報告」を、終了します。</p>
休 憩	
議 長	<p>11時30分まで休憩します。</p> <p>(11時21分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(11時59分)</p>
日程第25	
議 長	<p>日程第25 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、議会運営委員会、各常任委員会、議会広報特別委員会、東峰村議会地方創生調査検討特別委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。これにつきましては、お手元に配布のとおりであります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>9番 長澤貞義議員</p>

9 番	<p>動議を提出します。</p> <p>10名の委員で構成する旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会を、設置することを望みます。</p>
議 長	5 番 高橋弘展議員
5 番	ただ今の長澤議員の動議に対し、賛成いたします。
議 長	<p>ただ今、9 番 長澤貞義議員から動議が出ましたが、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。</p> <p>長澤議員ほか8名から、旧宝珠山小学校有効活用検討委員会設置に関する決議案が提出されました。この決議案は、賛成者が全員でありますので、この決議案を議題といたします。</p> <p>したがって、この決議案は、日程に追加し、追加日程第1として、議題とすることに決定をいたしました。</p> <p>(資料配布)</p>
議 長	<p>提出者の説明を求めます。</p> <p>9 番 長澤貞義議員</p>
9 番	<p>発議第3号、東峰村議会議長 大蔵久徳殿。</p> <p>「旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会の設置に関する決議案の提出について」</p> <p>上記の議案を別紙のとおり、東峰村議会会議規則第14条の規定により提出する。</p> <p>平成29年6月15日提出。</p> <p>提案者 東峰村議会議員 長澤貞義。</p> <p>賛成者 東峰村議会議員 佐々木紀嘉、同じく梶原文明、同じく黒川隆康、同じく伊藤均、同じく高倉寛視、同じく高橋弘展、同じく梶原光春、同じく柳瀬弘光、以上であります。</p> <p>提案理由として、旧宝珠山小学校跡地を有効に活用するため、調査検証を行う旧宝珠山小学校跡地有効活用特別委員会を設置するものです。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから、質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(討論なし)</p>
議 長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>これから、発議第3号「旧宝珠山小学校跡地有効活用検討特別委員会設置に関する決議案について」を、お諮りいたします。</p> <p>決議案のとおり設置することに賛成の方は、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>

議 長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、「旧宝珠山小学校跡地有効活用検討委員会を設置に関する決議案」は、可決いたしました。</p>
追加日程第2	
議 長	<p>追加日程第2 「旧宝珠山小学校跡地有効活用検討委員会の委員の選任」を行います。</p> <p>選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり指名いたしたいと思います。</p> <p>ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、旧宝珠山小学校跡地有効活用検討委員会の委員は、お手元にお配りした名簿のとおり選任することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(12時05分)</p>
議 長	<p>会議を再開します。</p> <p>(12時06分)</p>
追加日程第3	
議 長	<p>追加日程第3 「閉会中の継続調査申出書」を、議題といたします。</p> <p>本件につきましては、旧宝珠山小学校跡地有効活用検討委員会から閉会中の継続調査申し出がなされております。これにつきましては、お手元に配布のとおりでございます。</p> <p>これを許可いたします。</p>
閉 会	
議 長	<p>以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。</p> <p>村長より、あいさつの申し出があります。</p> <p>これを許可いたします。</p> <p>村長</p>
村 長	<p>閉会にあたりまして、一言お礼を申し上げます。</p> <p>本日までの第5回定例会におきましては、議員の皆様の慎重審議をいただき、原案どおりご可決をいただきましたことにつきまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。</p> <p>さて、今月3日のほたる祭り、10日の棚田の火祭りには、村内外からたくさんの方々に来ていただき、大盛會に終えることができました。祭りの開催にご尽力をいただいた方々に、心から感謝を申し上げます。また、今後も本村の発展のために、継続的な交流人口の増加を図り、地域の活性化にしっかりと取り組んでいきますので、関係者の皆様方のご尽力を重ねてお願いする次第です。</p>

	<p>農繁期も終わり、これから夏本番のうだるような季節となりますので、議員の皆様におかれましては、お体をご自愛され、さらなるご活躍を祈念申し上げますとともに、今後も私が進める小さくても持続できるいい村づくりに、より一層のご理解とご協力をお願いし、私の閉会のあいさつといたします。ありがとうございました。</p>
議長	<p>これをもちまして、平成29年第5回東峰村議会定例会の全日程を終了いたします。</p> <p>(12時08分)</p>